

建築と社会

Architecture and Society

08

2017

No.1145

Vol. 98

日本建築協会

特集

観光立国を目指した宿泊施設について

電100

since 1917.03.30

日本建築協会は創立100周年を迎えました

『建築と社会』平成30年 2月号
「第24回 会員作品特集号 “私の空間作法”」
作 品 募 集

掲載無料



『建築と社会』2月号では、会員作品発表の場として「第24回会員作品特集号 “私の空間作法”」を企画しております。対象は、建築・ランドスケープデザイン・インテリアデザイン・まちづくり・アート等、空間に関わるすべてとし、完成作品、計画案を問いません。また表現方法は、写真、CG等の別を問いません。

■提出資料

1. 写 真：外観、内観、ディテール、模型写真等。(プリントの場合、サイズはキャビネ判程度。電子データの場合、解像度300dpi以上) 5～6枚。
2. CG等： パース、コンセプト図等。(パースの写真撮影等はいたしかねますので、印刷原稿となる状態をお願いします)
3. 説明文：①作品名称以外のページタイトル、②作品についての考えを300字程度にまとめた文章。
4. 概 要： 作品名称、所在地、設計者、施工者、建築面積、延床面積、構造規模、工期など。

■掲載に際しての補足

1. 応募できる人は、本会会員に限ります。入会は日本建築協会ホームページ(<http://www.aaj.or.jp/>)の入会フォームからお願いします。
2. 写真の撮影者名は必ず付記願います。写真に著作権等が生じる場合は、応募者にて処理願います。
3. 掲載ページ数は、原則として1社(1人)1頁とします。また、竣工予定の作品を掲載希望の場合、写真等の原稿期日は配慮いたしますので、ご連絡ください。
4. 建物の特徴や特殊な事柄については、簡単な補足説明をお願いする場合があります。
5. 作品の掲載順および誌面レイアウトを含む特集全体の構成は、委員会にて担当いたします。
6. カラー掲載をご希望の場合は、30,000円をご負担ください。

■掲載申込締切日および原稿送付先

1. 掲載申込締切日：
2017年10月19日(木)
2. 送付先：(一社)日本建築協会
「会員作品特集号」係
〒540-6591
大阪市中央区大手前1-7-31
OMMビル7 階
TEL.06-6946-6981
FAX.06-6946-6984
E-mail: hensyu@aaj.or.jp

会員のみなさまの
個性あふれる作品のご応募を
お待ちしております

「大阪工業大学 OIT梅田タワー」 見学会

この見学会は、建築CPD情報提供
制度認定プログラム申請中です。

【概要】

建 築 主 学校法人常翔学園
設計・監理 服部・石本・安井設計監
理共同企業体
施 工 建築：西松建設(株)
電気：(株)さんでん
空調・衛生：(株)さんでん
昇降機設備：三菱電機(株)
敷 地 面 積 4,650.41㎡
建 築 面 積 2,416.21㎡
延 床 面 積 33,853.94㎡
構 造 規 模 S造、一部SRC造
地上22階、地下2階
完 成 2016年10月
主 要 用 途 学校（大学）

学校法人常翔学園は大阪一のビジネス
拠点梅田・茶屋町に、教育・研究イノ
ベーションのシンボリック拠点として、
大阪工業大学「OIT梅田タワー」を開設
しました。

さまざまな環境配慮技術を取り入れ、
国土交通省の住宅・建築物省CO₂先導
事業に採択された都市型タワーキャン
パスを設計ご担当者にご案内いただき
ます。

日 時 2017年**9月9日**(土)
15:00～17:00 (予定)
受付 14:30～
見 学 先 大阪工業大学OIT梅田タワー
所 在 地 大阪市北区茶屋町1番45号
講 師 (株)服部建築事務所ご担当者
集 合 現地（参加証に地図記載）
最 寄 駅 JR大阪駅、阪急梅田駅
地下鉄谷町線東梅田駅
御堂筋線梅田駅
徒歩 5分～10分

定 員 30名（先着順）
参 加 費 会員1,000円/一般1,500円
学生500円
申込方法 ①催し名
②氏名
③会員・一般・学生の別
④職場名または学校名
⑤住所
⑥当日連絡先電話番号
⑦CPD申請される方は申請
先の団体名とID番号
上記を明記しFAXかE-mailにて申込先まで
問合せ先：日本建築協会
(担当：内山)
TEL：06-6946-6981/
FAX：06-6946-6984
E-mail：jigyoka@aaaj.or.jp
※見学会後にご担当者を囲むでの懇親会
を予定しています。詳しくは後日、参
加証もしくはHPにてお知らせします。



東海支部主催 秋本番！ 清里・茅野建築の旅

建築CPD情報提供制度認定プロ
グラム申請中です。

さわやかな秋の清里・茅野を訪ね、著
名な建築をめぐるツアーを行います。
ご家族をはじめ会員以外の方のお申し
込みも可能です。
ぜひご参加ください！

■見学先

- ・女神の森セントラルガーデン（竹中
工務店設計者の説明あり）
- ・中村キースヘリング美術館
- ・ハケ岳の教会（ハケ岳ロイヤルホテ
ル内）
- ・清春芸術村
- ・星野リゾート・リゾナーレハケ岳
- ・ガーデンチャペル プリラーレ
- ・茅野市民館
- ・神長官守矢史料館
- ・高過庵
- ・空飛ぶ泥舟

日 時 2017年**10月8日**(日)～
10月9日(月・祝)
集 合 JR名古屋駅新幹線改札口
銀の時計前 7:40集合
定 員 35名（先着順）
参 加 費 (入場料、昼食2回、夕食、
朝食含む)
学生 ￥26,000
建築協会会員 ￥28,000
一般 ￥30,000
※会員は協会から補助を出す
ことにより価格を抑えてい
ます。
宿 泊 先 清里自然の森山荘（旧竹早
山荘 吉村順三設計）
※宿泊施設は日本建築協会
東海支部の貸切の予定で
すが、山荘であるため相
部屋となります。

申込締切 **9月15日**(金)
申込方法 ①催し名「清里・茅野建築
ツアー」
②氏名・ふりがな
③所属または学校名
④連絡先電話番号
⑤連絡先FAX番号
⑥連絡先E-mailアドレス
⑦会員・一般・学生の別

上記を明記しFAXかE-mailにて下記まで
申 込 先 (一社)日本建築協会東海支部
Tel 052-201-2201
Fax 052-201-3601
E-mail info@aaaj-tokai.jp

旅程の詳細は東海支部HP
<http://www.aaaj-tokai.jp>
をご覧ください。

一般社団法人日本建築協会 片岡安賞 (日本建築協会論考コンクール) 第1回 募集要項

趣旨

日本建築協会は、1917年に片岡安らによって設立されて以来、会誌『建築と社会』に多くの優れた論考を掲載し、建築界をリードする役割を担ってきました。本年創立100周年を迎えたのを機に、本会が歩んできた歴史を見つめ直し、会誌『建築と社会』が更に優れた論考の受け皿となり、建築界全体にとって有益な媒体となることを目指します。この目的に則り、本年より論考コンクールを実施し、優れた論考を顕彰し、会誌『建築と社会』に掲載することとなりました。ふるってご応募ください。

■募集テーマ：これからの建築と社会—その関係を問う

建築は社会に在ってこれを構成し、また社会は建築を包んでこれに影響し、当然、建築と社会との関係も移り行きます。今、建築や建物、町や暮らし、私たちの仕事や職能等についても、見方や考え方が大きく揺れ動いています。そうしたダイナミックな様相と輻輳した関係性について、これからの、それぞれのあり様を描き出し、様々な場で様々なかたちで建築に関わりつつ生きる私たちの、これからの、姿や果たすべき役割を論じて下さい。

■審査委員会

審査委員長：舟橋國男（大阪大学名誉教授）

審査委員：岩前 篤（近畿大学教授）

花田佳明（神戸芸術工科大学教授）

山浦晋弘（安井建築設計事務所）

勝山太郎（本会編集委員長）

■審査方法

- ・全審査委員による査読の上、一次審査を行う。
- ・一次審査により選出されたものを対象とし、公開プレゼンテーションを開催する。その後最終審査を行い、受賞論考を決定する。

■応募条件

- ・投稿料は無料とする。なお選考に伴う旅費は応募者の負担とする。
- ・応募者の国籍、年齢、所属は問わない。
- ・応募論考は単著、共著を問わない。
- ・応募論考は未発表のものに限る。ただし、会誌『建築と社会』に掲載された記事の改稿による論考は可とする。
- ・使用言語は日本語に限る。
- ・質問は受け付けない。
- ・受賞者は本会会員になることとする。

■著作権・版權

- ・著作権は応募者に帰属する。
- ・ただし本会にかかわる出版・印刷においては、一般社団法人日本建築協会が自由に使用することができるものとする。

■執筆要領

- ・頁数は、会誌『建築と社会』掲載時4頁（12,000文字程度）。
- ・必要事項を記入した応募用紙とともに下記提出先へメール送付もしくはA4サイズに印刷した物を郵送する。
なお、応募用紙は本会ホームページからダウンロードする。
- ・電子データにて提出する場合、文書作成ソフトWord（Microsoft社）もしくはそれに類するもので原稿を作成する。添付画像は解像度300dpi以上とし、合計10MB以上になる場合は分割して送信すること。

■スケジュール

2017年

4月 募集要項公開

10月31日 応募締切（消印有効、電子投稿の場合23時50分）

11月～1月31日 一次審査

2018年

3月上旬 一次審査通過論考の公開プレゼンテーション

及び最終審査会開催（詳細は『建築と社会』に掲載）

5月 受賞論考・著者名発表（『建築と社会』2018年5月号）

6月 論考本文を会誌『建築と社会』2018年6月号に掲載

6月 表彰式（一般社団法人日本建築協会定時総会）

※なお後日受賞論考に基づく講演会・討論会を開催することがある。

■発表と表彰

- ・受賞論考の論題と著者名を会誌『建築と社会』2018年5月号にて発表し、全文を6月号に掲載する。
- ・同6月の本会総会にて表彰し、受賞論考著者には賞状及び副賞を贈る。

■提出先

一般社団法人日本建築協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMM7F

TEL 06-6946-6981

メールアドレス<jigyoka@aaj.or.jp>

主催：一般社団法人日本建築協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMM7F TEL 06-6946-6981 FAX 06-6946-6984 URL <http://www.aaj.or.jp>

後援：（公社）大阪府建築士会、（一社）大阪府建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会近畿支部、（一社）日本建築学会近畿支部

主催 日本建築協会

平成29年度 第63回工高生デザインコンクール

設計課題 伝統工芸館

課題の趣旨

日本には多くの地域、地区で長年にわたり受け継がれている技術や技法を用いた美術や工芸が存在します。伝統工芸品は歴史に培われた技術、技法を用いた機能美で世界から注目されています。「伝統的」と認められる年数には諸説がありますが、「おおむね100年以上の歴史を有し、現在も継続しているもの」との基準があるようです。

おりしも日本建築協会は100周年を迎えその社会的意義はその創立精神を受け継ぎ文化的継承といえるものになってきています。



昨今、日本を訪問する外国の方々はその伝統的日本文化を求めて各地に向く傾向も出てきており、今後ますます地域が見直される契機になると思われます。

皆さんの住んでいるまちにも歴史があり、その土地の風土や文化にそって様々な工芸品が作り出されその技術が受け継がれてきました。

「伝統工芸」は今、新しい発信の時代を迎えています。伝統を見つめ、魅力を活かそうとする「伝統工芸館」を提案してください。

設計条件

1. 敷地：敷地の所在地、大きさ形状とも自由とし、具体的な敷地を設定する。
2. 規模：延べ面積、構造、階数は自由とする。
3. 所要室：使用方法を想定し、必要と思われるスペースを適宜設ける。

所要図等

1. 設計説明：設計意図を表すサブタイトルを必ずつけること。設計趣旨（建物の使い方、立地、周囲の状況等についての説明を含む）を記入すること。
2. 建築概要：敷地面積、建築物の構造、階数、各階床面積および建築面積、延べ床面積などを示す。
3. 敷地周辺図：敷地周辺の環境や状況を示す。縮尺を明示する。
4. 配置図：敷地における建物の位置、道路との関係、方位、縮尺を明示する。
5. 平面図：室名、寸法を記入する。縮尺を明示する。
6. 立面図：縮尺を明示する。（2面以上）
7. 断面図：室名、寸法を記入する。縮尺を明示する。（1面以上）
8. 透視図等：設計意図が最も反映するところを表現する。透視図は手書きによる作図を原則とするが、コンピュータグラフィックス、模型写真に代えてもよい。その他必要とされる手書きの図は加えてもよい。

応募条件

1. 用紙：用紙はケント紙などの厚手の製図用紙A1判（594mm×841mm）1枚を使用し、直接描くこと。トレーシングペーパーと裏打ち用紙の重ね使用や図面のパネル化は認めない。
2. 仕上げ：所要図等は手書きによる鉛筆仕上げとする。ただし、色鉛筆による着色は可。なお、所要図等のうち透視図等（模型写真、コンピュータグラフィックスも含む）、のほか設計説明を補完する図や写真などは用紙に貼り付けてもよい。なお、製図用紙への図表等の印刷出力など上記以外の仕上げは禁止する。

3. 応募資格：平成29年4月現在、高等学校在籍の生徒で、個人または共同（3人まで）で制作したものとする。

応募方法

1. 応募用紙に、学校名・所在地・学年・氏名を記入の上、封筒に入れ密封し、製図用紙の裏に貼りつけること。（応募用紙が足りない場合は当会HP（<http://www.aaj.or.jp>）からダウンロードして下さい。）
2. 応募作品は学校を通じて提出すること。

締切期日

平成29年9月30日（土）の消印、あるいは受付印のあるものをもって締め切る。

送付先

〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル7階
一般社団法人 日本建築協会 第63回工高生デザインコンクール係
TEL.06-6946-6981 FAX.06-6946-6984
E-mail : jigyoka@aaj.or.jp URL : <http://www.aaj.or.jp>

入選作品の数および賞

1. 入選作品は10点とする。
2. 入選作品のうちから最優秀賞1点、優秀賞2点を選ぶ。
3. 最優秀賞・優秀賞作品には、賞状および表彰盾を贈り、その他の入選作品には、賞状を贈る。
4. 応募者全員に参加賞を贈る。
※入選作品の著作権は本会に属する。

入選者発表および表彰式

審査の結果は、各学校ならびに本人に通知するほか、本会の会誌「建築と社会」11月号に発表し、入選作品は翌年1月号に掲載する。表彰式は、平成29年11月11日（土）に行う。

審査員（50音順・敬称略）

審査員長 上羽 一輝／（株）東畑建築事務所設計室長BIM設計リーダー
審査員 一階 聡之／（株）日建設計設計部門設計部長
大平 滋彦／（株）竹中工務店大阪本店設計部設計第4部長
小笠原絵理／間工作舎一級建築士事務所主宰
神谷 浩司／（株）大林組大阪本店建築事業部建築設計部課長

河崎 昌之／和歌山大学システム工学部環境システム学科准教授
戸川 勝之／（株）安井建築設計事務所設計部設計主幹
橋本 修／（株）昭和設計建築設計部部長
前田 茂樹／大阪工業大学工学部建築学科准教授
矢田 朝士／ATELIER-ASH主宰

このコンクールは、高校生の設計技能の向上を目的とし、昭和30年より毎年テーマを変えて開催しています。

平成29年度

日本建築協会委員

■編集委員会（82名）

会誌「建築と社会」の企画・編集

◎ 勝山 太郎／日建設計

○ 戸川 勝之／安井建築設計事務所

●特集小委員会

計画分科会

〈計画系〉

飯田 匡／大阪大学大学院

鈴木 克彦／京都工芸繊維大学大学院

△ 田中 直人／島根大学大学院

松田奈緒子／大阪産業大学

三宅 次郎／阪神電気鉄道

守井 辰／日建設計

吉村 英祐／大阪工業大学

〈建築計画系〉

神戸 嘉也／大林組

* 桑原 悠樹／竹中工務店

下坂 浩和／日建設計

△ 中辻 浩介／ジェイアール西日本コンサルタンツ

東 拓郎／東畑建築事務所

樋口 展寛／鴻池組

松岡 英緯／大建設計

三谷 帯介／鹿島建設

米山 剛史／UR設計

渡部 剛／安井建築設計事務所

〈インテリア・住宅〉

* 赤川貴世友／安井建築設計事務所

今井 充彦／日建スペースデザイン

* 岩田 圭司／UR都市機構

川合 隆之／積水ハウス

* 河西 孝平／大林組

△ 黒柳 亮／竹中工務店

塚口 洋之／塚口洋之設計事務所

ペリー史子／大阪産業大学

構造分科会

△ 伊藤 栄治／安井建築設計事務所

岡田 健／日建設計

岸本 光平／竹中工務店

司馬 勢也／ZEN建築構造事務所

瀧野 敦夫／奈良女子大学

角田 耕一／大林組

* 前沢 皓生／北條建築構造研究所

宮久保秀樹／鴻池組

向井 洋一／神戸大学大学院

設備分科会

有尾清二郎／竹中工務店

* 木谷 晃之／コイズミ照明

北野 勝也／きんでん

佐々木章二／総合設備コンサルタント

寺井 千佳／安井建築設計事務所

夏井 重行／元・富士ネオ工業

△ 橋本 直樹／日建設計コンストラクション・マネジメント

梶井 貴廣／総合設備コンサルタント

宮崎ひろ志／関西大学

森山 正和／摂南大学

山本 雅洋／大林組

施工材料分科会

△ 東 琢／鴻池組

木谷 在憲／鹿島建設

桜井 和男／竹中工務店

高橋 秀一／大和ハウス工業

藤丸 啓一／清水建設

山口 紀宏／大林組

* 山崎 順二／浅沼組

吉田 正友／大阪工業大学

法令分科会

磯林 雅之／京都市都市計画局

黒川 正樹／神戸市住宅都市局

河野 学／京都市住宅供給公社

△ 小林 智成／兵庫県県土整備部

* 武田 知士／堺市建築都市局

作品作风小委員会

東井 嘉信／大林組

居内 章夫／徳岡設計

池上 明／エーアイアーキテクトスタジオ

稲垣 和江／イナガキケンチクケンキュウショ

* 太田 栄治／高松建設

▲ 加嶋 章博／摂南大学

菊池 浩輔／安井建築設計事務所

倉渕奈千子／田中啓文総合建築研究所

澤田 純一／兵庫県県土整備部

高木 秀晃／昭和設計

藪野 淳司／竹中工務店

西田 佳代／日建設計

芳谷 晴彦／清水建設

平野 尉仁／東畑建築事務所

増田 敬彦／増田敬彦一級建築士事務所

広告企画小委員会

小川 雄介／竹中工務店

小山 昭／東畑建築事務所

金築 雄／清水建設

野山 将男／大林組

藤田 昌宏／安井建築設計事務所

▲ 前田 衛／日建設計

山辻 直樹／大成建設

■事業委員会（18名）

見学・講演・説明・展示・懇親会な

どの企画及び実施

◎ 中尾 勝悦／中尾総合建築設計事務所

情報見学小委員会

大平 卓磨／竹中工務店

* 大森 雅人／清水建設

奥村 朋孝／鴻池組

小平 弥史／昭和設計

小林 正和／大林組

下記のとおり各委員会委員を委嘱しました。

◎委員長 ○副委員長 ▲小委員会委員長 △幹事 ☆顧問 *29年度新委員

(所属名は略称 順不同・敬称略)

* 阪口 浩平／きんでん

* 島田 正和／日建設計

田崎 祐生／武庫川女子大学

植田 豊／ジェイアール西日本コンサルタンツ

寺西 興一／大阪府登録文化財所有者の会 事務局長

豊田 充広／高松建設

▲ 中尾 勝悦／中尾総合建築設計事務所

夏井 重行／元・富士ネオ工業

沼田 典久／久米設計

樋上 新治／ラシンプラニング

宮本 克己／鹿島建設

森 雅章／安井建築設計事務所

脇田 隆史／東畑建築事務所

（仮）現場見学WG

未定

■出版委員会（11名）

建築に関する図書の企画・編集・刊

行、ならびに講座の企画・実施

◎ 西 博康／清水建設

上原 正行／U建築工房

塩島 輝昭／きんでん

昇 勇／昇設計室

菅原 敏晃／竹中工務店

玉水 新吾／ドクター住まい

仲本 尚志／atelier UNI-SUPPORT

* 西尾 徹／きんでん

藤山 宏／造景空間研究所

堀野 和人／スマイリズム

* 山浦 晋弘／安井建築設計事務所

■教育委員会（16名）

建築教育についての調査・研究・講

習会の企画・実施ならびに工高生デ

ザインコンクールなどの企画および

実施

◎ 山形 政昭／大阪芸術大学

講習会小委員会

阿字地正人／大林組

柏木 隆男／松村組

勝野 哲博／戸田建設

門野 陽／鴻池組

川井 祐基／鹿島建設

北野 祥晃／清水建設

松田 繁／竹中工務店

下山 尚毅／浅沼組

工高生教育小委員会

岡田 依子／大阪市立工芸高等学校

門脇 裕之／大阪市立都島工業高等学校

白川 陽子／今宮工科高等学校

▲ 谷口 幸雄／日建設計コンストラクション・マネジメント

中村 眞二／東畑建築事務所

永島 敏郎／安井建築設計事務所

矢倉 鉄也／大阪市立都島工業高等学校

大阪府住まいづくり教育普及協議会

■史料研究会（9名）

◎ 山形 政昭／大阪芸術大学

安達 英俊／安達英俊建築研究所

石田潤一郎／京都工芸繊維大学大学院

植松 清志／植松建築事務所

桐浴 邦夫／京都建築専門学校

酒井 一光／大阪歴史博物館

橋寺 知子／関西大学

和田 康由／大阪市立都島工業高等学校

☆ 坂本勝比古／神戸芸術工科大学名誉教授

■次世代委員会（28名）

創立100周年を目標とした10年委員会

を発展的に解消し、次の100年に向け

た事業を企画及び実施。10年委員会

の一部事業を引き継ぐ。

◎ 中村 文紀／東畑建築事務所

（仮）次世代WG

* 影林 督論／安井建築設計事務所

* 國本 曉彦／竹中工務店

* 黒川 祐樹／日建設計

* 駒井 陽次／Style Agency/PARK Lab.

* 中村 祐記／大林組

* 平野 尉仁／東畑建築事務所

* 吉永 規夫／Office for Environment Architecture

（仮）U-35WG

伊藤 昭裕／佐藤総合計画

興津 俊宏／竹中工務店

* 鬼頭 朋宏／大成建設

* 小林 敬政／大建設計

* 小原 信哉／山下設計

駒井 陽次／Style Agency/PARK Lab.

下田 康晴／東畑建築事務所

* 関村 光代／昭和設計

* 高畑貴良志／日建設計

* 辻本 知夏／安井建築設計事務所

出来 佑也／昭和設計

長島 薫／東畑建築事務所

* 平岡 翔太／大建設計

廣富 純／佐藤総合計画

△ 三谷 帯介／鹿島建設

* 箕浦 浩樹／大林組

宮武 慎一／安井建築設計事務所

森下 大右／昭和設計

* 吉田 悠佑／大林組

若江 直生／日建設計

建築と社会

Architecture and Society

08

No. 1145

2017

Vol. 98

特集予告

09月号・1000年前の建築、1000年後の建築
（施工・材料の視点から）

今月の表紙

北野天満宮

(1607)



桃山時代の建築様式を色濃く示す建築。

本殿と拝殿が石の間により接続される構成で、その接合部分においては複数枚の屋根が重なり、独特の造形を成している。これらの屋根は、単なる断片の集合ではなく、調和をもって統合されている。

重厚でありながら軽やかなデザイン。金やベンガラを用いながらも嫌味のない色彩。また天満宮のすぐ横に「御土居」の遺構がある。「御土居」とは豊臣により建設された京を囲む防御壁であり、豊臣治世の土木技術の高さを物語る遺構のひとつである。

「北野天満宮」では当時の技術と文化にかける想いを、うかがい知ることができる。

(多田正治)

表紙写真
企画・編集

山羊 昇
多田正治

特集：観光立国を目指した 宿泊施設について

目次

【総論】

観光振興における宿泊産業 | 矢ヶ崎紀子 10

【各論】

- 1 世界があこがれる観光都市の実現 京都市宿泊施設拡充・誘致方針 | 山口 薫 14
 - 2 「安全・安心」を担保した特区民泊の実現
一大田区における特区民泊の取り組み | 寺崎裕量 16
 - 3 日本らしさ・JAPANESQUEを追求 フォーシーズンズホテル京都 | 櫻井 伸 18
 - 4 第三のホテル キャピンスタイルホテル「ファーストキャビン」 | 来海忠男 20
 - 5 イタリアの空き家・空き建造物を利用した地域共創
ーアルベルゴ・ディフーゾの事例ー | 中橋 恵 22
 - 6 廃墟の古民家を田園ペンションに再生 アーキテクトビルドの実践 | 鈴木裕一 24
 - 7 フィンランドの森に泊まる | 鷹野 敦 26
 - 8 時代を映す鏡 宿泊施設 一宴のあとの利活用の展望 | 高井宏之 28
- 【編集後記】 30

連載

- | | | |
|---------|---|------------------|
| 会告 | 第24回 会員作品特集号「私の空間作法」作品募集
「大阪工業大学OIT梅田タワー」見学会、東海支部
主催 秋本番！清里・茅野建築の旅
一般社団法人 日本建築協会 片岡安賞（日本建築協会
論考コンクール）第1回 募集要項
第63回工高生デザインコンクール作品募集
平成29年度日本建築協会委員 | 1
2
3
4 |
| 作品作風 | 阿南市新庁舎 | 6 |
| gallery | houseAA 門間香奈子+古川晋也 | 8 |
| 法令コーナー | 新景観計画を施行します（H29.10.1）
～都市の風格や活力を高め、まちの愛着や誇りを育む
大阪らしい景観をつくる～ 松崎富士子 | 31 |
| 設備の頁 | 香里園・八木邸～呼吸する住宅～ 加嶋章博 | 32 |

- | | | |
|----------------|---|----|
| Member's Forum | U-35委員会企画 Field Work 活動報告 | 33 |
| information | 絹谷幸二 色彩とイメージの旅／魔法の美術館～見て、ふれて、遊べる体感型アート～／雪村 一 奇想の誕生／夏季特別展 オバケ絵大博覧会 | 44 |
| 月間の動き | 平成29年 6 月 | 46 |



あなんフォーラム内観



夜景

阿南市新庁舎

建 築 主 阿南市
 設計・監理 日建設計
 施 工 大成建設・東光電気工事・朝日工業社・四電工

市役所には文字通り「市民に役に立つ場所」としての利便性に加え、市民が自然と集まる古代ギリシアのアゴラのようなシンボル性と公共性が必要であると考えます。この阿南市新庁舎では、広大な低層部の中央に設けた吹抜空間「あなんフォーラム」を市民参加型の市政を象徴する「パブリックスペース」と位置づけ庁舎の核としました。見通しの良い1, 2階に市民窓口を集約し利便性を高め、更に吹抜を介して3階の議会ゾーン、4階の市長フロアまで見通すことができる構成とすることで、「市民・議会・行政」の3者が協働する姿を身近に感じることができる空間としました。低層部の外周に配した特徴的な構造体は、竹の産地として名高い阿南の風景である竹林をイメージしたものです。この斜材のトラス効果によって開放的な内部空間の実現と効果的な免震性能の発現を両立させることができました。また、庁舎そのものを環境啓発の場と位置づけ、様々な省CO₂技術を目に見える形で解りやすく実現しました。グリーンボイドによる全館自然換気、シーリングファン併用の換気・空調システム、構造体に地場産木材を用い自然採光と太陽光発電を両立させたハイブリッドルーフなどです。これらの取組の実効性や周辺地域への波及性が評価され、平成23年度の省CO₂先導事業に採択されました。竣工後も省CO₂効果を継続して検証していきます。

(赤木 隆・岡田泰典／日建設計)



グリーンボイド（風の道）



ハイブリッドルーフと屋上庭園



議場ホワイエ



議場内観

所 在 地 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
 敷地面積 9,003.24㎡
 建築面積 4,886.30㎡
 延床面積 20,704.24㎡
 構造規模 S造、RC造 一部SRC造 地上7階・地下1階
 工 期 2013年3月～2017年3月
 最 寄 駅 四国旅客鉄道牟岐線 阿南駅
 撮 影 東出写真事務所



東側外観

まち
建築
ひと

gallery

houseAA

設計

門間 香奈子 +
古川 晋也

門間 香奈子 (もんま かなこ)

2000年 滋賀県立大学 環境科学部
環境計画学科卒業

2000年 勝村建築設計事務所

2007年 (有)aat+ヨコミソマコト建
築設計事務所

2008年 モカアーキテツツ設立

古川 晋也 (ふるかわ しんや)

2002年 京都精華大学 美術学部
デザイン学科卒業

2003年 すがアトリエ

2006年 アライアーキテツツ級建
築設計事務所

2011年 モカアーキテツツ共同主宰

同作にて愛知建築士会名古屋北支部
主催 第5回建築コンクール 古谷誠章
賞受賞

住宅地に建つ夫婦と子供一人が住む住宅です。建蔽率40%、容積率60%で、床面積が最大64㎡、3方が細い道に囲まれ、南は境界線まで隣家が迫る敷地です。1階に個室や水回りを分散配置し、その上に大屋根を架け、LDKとテラスを内包しました。2階はこの大屋根により、密集した住宅街の中で視線をコントロールし、開放感を獲得すると共に、大屋根の下で得られる程よい閉鎖感、安心感を感じられる空間となっています。最大の特徴は、1階の個室群と大屋根との間につくった「過剰な軒下」といえるスキマで、2階から足元に庭や道が見え、大屋根に沿って斜めに繋がるという町への特殊な開き方を試んでいます。



【特集】

観光立国を目指した宿泊施設について

観光立国の実現を目指す我が国では、これまで観光立国推進基本法の制定（平成18年）や観光庁の設置（平成20年）などの法及び体制整備を行い、平成28年3月には「明日の日本を支える観光ビジョン～世界が訪れたくなる日本へ～」を策定し、観光を基幹産業へと成長させ、質の高い観光交流を加速させるべく、様々な取り組みが進められている。

観光立国の実現に向けて不可欠となるのが宿泊施設であるが、昨今の外国人観光客の増加等により、関東及び関西を中心に宿泊施設の数が不足している。また、国内ビジネス客による宿泊施設の利用が困難となっており、適切な宿泊施設の整備が課題となっている。

本特集では、観光施策における宿泊施設の動向、行政の取り組み、国内及び海外の事例などを紹介し、宿泊施設を取り巻く状況や課題などを概観するものである。

本特集が、これからの宿泊施設の環境整備のあるべき姿を考える一助となれば幸いである。

（法令分科会）

【総論】

観光振興における宿泊産業

矢ヶ崎紀子

【各論】

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 世界があこがれる観光都市の実現 京都市宿泊施設拡充・誘致方針 | 山口 薫 |
| 2 | 「安全・安心」を担保した特区民泊の実現 一大田区における特区民泊の取り組み— | 寺崎 裕量 |
| 3 | 日本らしさ・JAPANESQUEを追求 フォーシーズンズホテル京都 | 櫻井 伸 |
| 4 | 第三のホテル キャビンスタイルホテル「ファーストキャビン」 | 来海 忠男 |
| 5 | イタリアの空き家・空き建造物を利用した地域共創 —アルベルゴ・ディフーゾの事例— | 中橋 恵 |
| 6 | 廃墟の古民家を田園ペンションに再生 アーキテクトビルドの実践 | 鈴木 裕一 |
| 7 | フィンランドの森に泊まる | 鷹野 敦 |
| 8 | 時代を映す鏡 宿泊施設 一宴のあとの利活用の展望— | 高井 宏之 |

総論

観光振興における
宿泊産業

矢ヶ崎紀子

東洋大学 国際観光学部 准教授

矢ヶ崎紀子

昭和38年4月22日生まれ。

国際基督教大学卒業、九州大学大学院法学府修士課程修了。

住友銀行、株式会社日本総合研究所を経て、平成26年4月より現職。

国土交通省観光庁参事官（観光経済担当）（平成20年10月～平成23年3月、官民交流人事）。日本貨物鉄道株式会社取締役（社外）、東武鉄道株式会社取締役（社外）。

はじめに

観光旅行は、交通、宿泊、飲食、滞在先での観光・レジャー活動や体験活動、お土産物の購買等の様々な要素から成り立っている。旅行者にこれらの要素を提供する事業者も多岐に渡っているが、地域の経済活性化にとって特に重要なのが宿泊産業である。

本稿では、観光立国推進における宿泊産業の位置付け、宿泊施設に関する法制度の動向及び宿泊産業を取り巻く環境についてまとめる。

観光産業における宿泊産業

観光振興の目的は、経済活性化とソフトパワーの向上の2つである。前者は、旅行消費額を増加させ、それを地元の企業間取引によって域内で循環させることによって効果を発揮する。後者は、旅行で訪れた国や地域のファンになることによって、その国・地域の言動を支持したり、その産品を積極的に購入したりすることである。域外の人々から評価されることによって、住民が国・地域に誇りを持つようになる効果も期待できる。

これらの目的を達成するためには、旅行者の滞在時間を伸ばすことが重要である。観光消費は滞在時間と相関し、日帰り客と宿泊客では1人あたりの消費単価が大きく異なる。また、国・地域のファンになってもらうためには、多くの観光資源を楽しんでもらい、住民との交流機会をもってもらう必要があり、やはり、これに十分な滞在時間が必要になる。本稿では経済活性化について主に扱う。

観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」によると、2014年の観光GDPは8.7兆円であり、その内訳は、宿泊業が24.9%、鉄道旅客輸送が18.7%、飲食店が12.0%である。宿泊産業の貢献度は高い。

2012年に観光庁が実施した「観光地域経済調査」では、業種別に、主な仕入れ・材料費や外注先の支払先地域を分析している。宿泊事業者は、仕入れ・材料費や外注費の51.7%を同じ市町村に所在する企業に支払っており、同35.1%が同じ都道府県内の企業への支払である。小売業、旅客運送業、駐車場業、飲食サービス事業、娯楽事業、生活関連サービスも含めた全体平均では、同じ市区町村の企業に支払っている割合が19.4%、都道府県内が

37.0%、他の都道府県が38.3%であるのに対し、宿泊事業が観光消費を域内循環させる力が強いことがわかる。観光振興によって経済を活性化しようとする場合、まずは、その地域の宿泊産業を強化する必要がある。

わが国の宿泊施設の稼働の状況

■延べ宿泊者数

宿泊施設に関する公的統計は、観光庁「宿泊旅行統計」が唯一のものである。調査対象は、旅館業法に基づいて都道府県から営業許可を得ているホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所であり、開廃業を反映させた平成27年中の母集団総数は約5万施設である。

2016年の延べ宿泊者数は4.9億人泊であり、日本人が4.2億人泊、外国人が0.7億人泊である。日本人の延べ宿泊者数は横ばい状態だが、2012年以降は、外国人旅行者の延べ宿泊者数の伸びに支えられて全体が漸増傾向にある（表1）。なお、2015年に日本人の延べ宿泊者数が増加しているのは、ゴールデンウィークの日並びがよく、さらに9月の祝日が5連休（シルバーウィーク）となったことが背景にある。

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
訪日外国人旅行者数(千人)	6,219	8,368	10,364	13,414	19,737	24,039
延べ宿泊者数(千人泊)	417,234	439,495	465,893	473,501	504,078	494,184
外国人延べ宿泊者数	18,415	26,314	33,495	44,824	65,614	70,883
全体	51.8	54.8	55.2	57.4	60.3	60.0
旅館	34.7	35.5	33.4	35.2	37.0	37.9
リゾートホテル	46.8	48.0	52.3	54.0	56.0	57.3
ビジネスホテル	62.3	67.3	69.5	72.1	74.2	74.4
シティホテル	67.1	72.5	75.7	77.3	79.2	78.7

注：2016年は速報値

表1 訪日外国人旅行者数と客室稼働率の推移
資料：日本政府観光局発表資料と観光庁「宿泊旅行統計」より作成。

■客室稼働率（全国）

訪日外国人旅行者数は、2012年から現在まで二桁の増加率を示し、2016年の訪日外国人旅行者数は2,403.9万人に達した。その内訳は、中国637.3万人、韓国509.0万人、台湾416.7万人、香港183.9万人、米国124.3万人等であり、近くから多くの観光客がやってくるという観光流動の特徴をよく表している。

訪日外国人旅行者数が増加するにつれ、シティホテルやビジネスホテルを中心にホテルの客室稼働率が向上してきた。一方、旅館の客室稼働率は全国平均で4割を切っており、依然として低い状況である。

■客室稼働率が高い地域（2016年）

東京都・京都府・大阪府における客室稼働率は7割超であり、ビジネスホテルやシティホテルでは8割を超えている（表2）。特に、大阪府はホテル全体の客室稼働率が全国一高く、訪日外国人旅行者の急増によって需給が逼迫し、日本人がビジネス出張での宿泊先を確保し難い状況が生じている。この背景には、訪日外国人旅行者の訪問地が、東京・京都・大阪のゴールデンルートに集中していることがある。北海道や沖縄も人気が高まってきているが、初来日の旅行者が多いため、首都・古都・商都を新幹線がつなぎ、その線路上に日本を象徴する世界文化遺産の富士山があるゴールデンルートは依然として人気である。

2016年（速報値）	東京都	京都府	大阪府
全体（%）	79.4	70.9	84.1
旅館（%）	62.0	46.5	47.7
リゾートホテル（%）	76.4	53.7	89.3
ビジネスホテル（%）	83.5	84.6	85.4
シティホテル（%）	80.8	87.6	87.9
簡易宿所（%）	55.2	33.5	64.9

表2 東京都・京都府・大阪府の客室稼働率

資料：日本政府観光局発表資料と観光庁「宿泊旅行統計」より作成

■訪日外国人旅行者数と延べ宿泊数の乖離

外国人の延べ宿泊者数は、訪日外国人旅行者の増加と歩調を合わせた伸び方をしていたが、2016年に訪日外国人旅行者数の伸びを外国人延べ宿泊者数が大幅に下回った（図1）。この間、訪日外国人旅行者の平均宿泊日数に大きな変動はないことから、外国人旅行者の中に、宿泊旅行統計の調査対象外の施設等に宿泊する人が増加していると考えられる。従来から韓国人旅行者を中心に在日の親族や知人宅に無料で宿泊する人々はいるが、2016年の逆転現象は、大型外航クルーズ船で来日する外国人旅行者の増加と旅館業法に基づいて登録されていない民泊の増加が原因だと考えられる。

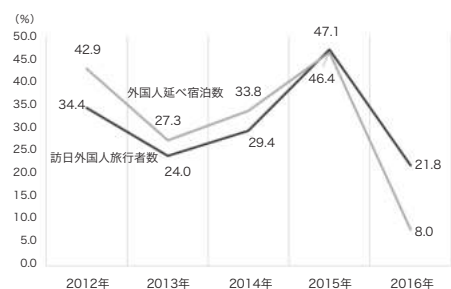


図1 訪日外国人旅行者数と外国人延べ宿泊者数の推移

資料：日本政府観光局データ、観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成。

宿泊事業に関する法制度

■旅館業法

わが国では宿泊事業と宿泊施設の最低基準を旅館業法が規定しており、宿泊料を受けて人を宿泊（寝具を使用して施設を利用すること）させる営業を旅館営業としている。旅館営業には、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿の4類型がある。これらが、長い間、わが国が想定してきた宿泊施設であり、不特定多数が利用する施設における公衆衛生や安全確保のため、旅館業法に加えて、建築基準法、都市計画法、耐震改修促進法、消防法、食品衛生法、暴力団対策法、水質汚濁防止法、温泉法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律などの法規制が要求する基準等に適合することが求められている。

■民泊の台頭

近年、住宅に旅行者を泊める「民泊」が台頭してきた。もともと、旅館業法における特例として、農林漁業の経営者は、農山漁村体験活動を行うことを条件に修学旅行生等を自宅で受け入れる農林漁業体験民宿（農家民宿）を実施することができる。これは簡易宿所営業に位置づけられているが、民泊とは、既存の宿泊施設で画一的な宿泊サービスを購入するのではなく、その土地の住民の生活に入り込むような体験をしたいという旅行者のニーズに応じて一般住宅に人を泊めるものであり、旅館業法が想定していない宿泊形態である。もっとも、民泊の中には、耐震や防火等の旅館業法上の宿泊施設に課されているコスト負担がない住宅を活用しているため低価格で供給されるものが多く、安く泊まりたいという旅行者のニーズに専ら特化している物件が増えているのが実態である。

バカンス等の長期休暇に住宅を貸し借りすることが珍しくない欧米豪では、インターネットを活用して住宅を宿泊場所として仲介するビジネスが従来からあるが、民泊の活性化の起爆剤となったのは、2008年に米国サンフランシスコ市で誕生したAirbnb社である。世界191カ国で300万件の民泊物件を扱い、年間に1.5億人の利用がある。同社の発表によると、2016年度に同社を通じて日本で民泊をした外国人旅行者は400万人である。2015年の130万人から3倍強の伸びを示している。ま

た、同社に登録されている物件数は、2017年6月1日現在で約5.2万件であり、月間1,500件程度のペースで増加中である。

なお、エクスペディア傘下のHomeAway、トリップアドバイザー傘下のFLIPKEY、中国や台湾で利用されている途家や自在家などの仲介事業者も日本に進出している。日本勢は(株)百戦錬磨のSTAY JAPANが代表格であるが、楽天やKDDI等も参入を表明している。

■旅館業法による宿泊施設と民泊の違い

宿泊に供する物件が、一般住宅か、各種法制度が要求する規制基準をクリアしなければならない特殊建築物としての宿泊施設かの違いがある。特殊建築物は立地できる用途地域が限定されており、原則として住宅地域に建設することはできないが、住宅地域の住宅を活用する民泊では、近隣住民との摩擦が生じやすくなる。

また、旅館業法は宿泊施設に、宿泊者名簿の整備、フロントの設置、法定伝染病患者や暴力団関係者以外は満室でない限り宿泊させる義務等を課している。消防法の防火安全対策義務も遵守しなければならない。しかし、このような義務は一般住宅を活用する民泊には課されない。Airbnb社のような仲介事業者が提供するICTによるプラットフォームを通じて、部屋の提供者と借りたい人が双方の評判を確かめることができ、貸したくない人には貸さないという供給者側による選択が可能となっている。

■国家戦略特区による民泊

民泊への制度的な対応は、2013年12月に国家戦略特区法が公布され旅館業法の特例措置が可能となったことに始まる。これが、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業であり、指定区域において都道府県知事（保健所）の特定認定を受けた場合に、旅館業法の適用除外となる。この条件は、2泊3日から9泊10日までの範囲内で自治体が条例で定める期間以上の利用（宿泊日数）があること、近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等である。宿泊に供される一居室の床面積は原則として25㎡以上であるが、自治体の判断で変更可能である。当初の利用期間は、ホテル・旅館事業者からの反対意見を考慮して6泊7日から9泊10日までであったが、より活用しやすく

するため、2016年10月から2泊3日以上に変更された。この事業によって実施されている民泊を特区民泊と呼んでおり、東京都大田区が第1号であり、次いで、大阪府、大阪市、北九州市が実施している。

■住宅宿泊事業法

特区民泊の状況を踏まえ、民泊に関するルールをどのように作り上げるべきかの議論が、規制改革会議、政府、与党で進められていった。2016年5月の規制改革に関する第4次答申及び6月に閣議決定された規制改革実施計画において、民泊については新法を制定することとされた。今年6月に閉会した第193回通常国会において住宅宿泊事業法が成立し、来年度の施行に向けた準備段階である。

住宅宿泊事業法は、民泊に活用する住宅物件を供する家主（住宅宿泊事業者）、家主が同居しない物件を管理する施設管理者（住宅宿泊管理事業者）、家主と旅行者を仲介する事業者（住宅民泊仲介事業者）の3者に対するルールを定めている。家主は所在する都道府県知事（あるいは保健所設置市または特別区の長）に民泊を行うことを登録し、家主の責任において、民泊に供する部屋の衛生状況を良好に保ち、近隣住民へ説明し理解を求める。家主が同居しない物件の場合は、これらのことを家主に代わって施設管理者が実施する。家主は国土交通省に登録された施設管理者から選んで管理委託の契約を締結する。仲介事業者は観光庁に登録しその監督を受ける。外国法人については、観光庁が該当事業者と話し合い、日本のルールの理解と遵守を求めることになる。

民泊に供される物件が「住宅」であることから年間に民泊として利用できるのは180日が上限だが、自治体が条例によって制限を加えることが可能とされた。住みたい人と泊まりたい人が限られた物件を取り合うような状況にある地域、あるいは、狭い部屋に大人数が押し込められているような衛生上も治安上も問題がある民泊がある地域では、条例によって住宅宿泊事業の実施に制限を加えることができる。このことは、施設管理をビジネスとして実施したい事業者にとって十分な収益を確保する上での制約となっており、新法の制定過程で大きな議論となった。

■イベント民泊

公共性の高いイベント開催時に宿泊施設が不足する場合、自治体の要請に基づいて自宅に旅行者を宿泊させることができるもので、旅館業法の対象外である。2016年4月に厚生労働省と観光庁がイベント民泊ガイドラインを定めており、「年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについて、旅館業に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とする」とされている。

イベント民泊は、宿泊施設が不足するために旅行者に十分にイベントを楽しんでもらえなかったり、開催地域での滞在時間が制限されることから旅行消費が増加しないといった悩みを抱えている自治体において活用が検討されている。阿波踊りで有名な徳島市では、今年の開催期間中にイベント民泊に対応する自宅提供者を募集している。募集要件は、徳島市内にある自宅であること、空き家は原則不可（自宅と同一敷地内の離れは可）、衛生上の管理が適切になされている、住宅用火災警報装置が設置されている、宿泊者一人あたり床面積3.3㎡が確保されている、食事の提供はしない、周遊観光等のサービスを行わない、宿泊料金は自宅提供者が自身で設定する等である。

なお、イベント民泊は、開催期間中に宿泊者が入れ替わることを認めていない。入れ替わった場合には業としての継続実施意思が認められると解釈され、旅館業法が適用される。

■容積率緩和

2016年6月に国土交通省都市局は、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に関する通知を発出した。これは、2016年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたくなる日本へー」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議：議長は安倍総理）に盛り込まれた項目である。高度利用型地区計画、再開発等促進区、高度利用地区、特定街区に整備する建物について、宿泊施設部分の割合に応じた容積率緩和を実施するもので、指定容積率の1.5倍以下、+

300%を上限としている。

この通知を受けて、東京都は、さらに進んだ内容である「宿泊施設の整備促進に向けた都市開発諸制度活用方針等の改定」を公表し即日施行した。国が示した「+300%の上限」について、都心等拠点地区は+300%、一般拠点地区は+250%、複合市街地ゾーンは+200%としている（宿泊施設の床面積に相当する容積率に限る）。また、宿泊施設による緩和は+300%が限度であるものの、公開空地、緑地、福祉施設の設置による優遇措置を組み合わせ最大+500%の緩和が可能となった。2016年11月に横浜市も宿泊施設の容積率緩和方針を打ち出している。

■旅館業法改正

民泊に関する新法制定への議論と並行して、旅館業規制自体を見直す検討がなされてきた。この結果、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合して旅館・ホテル営業とする、違法民泊を防止するために無許可営業者等に対する規制を強化することを主な改正点として、旅館業法の一部を改正する法律案が第193回通常国会に提出されたが、現在は継続審議（衆議院で閉会中審査）となっている。

一方、規制改革推進会議は、2016年12月に「旅館業規制の見直しに関する意見」を公表し、過剰な規制がホテル・旅館事業者の創意工夫を阻み、宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応できていないと指摘した。この意見では、旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃あるいはゼロベースで見直し、最適かつ最小限の規制とすべきだとしている。

観光政策における宿泊産業振興

わが国の観光政策は、観光立国推進基本法（以下「基本法」という。）（平成18年法律第117号）に基づいており、具体的な施策は観光立国推進基本計画（以下「計画」という。）にまとめられている。現在の計画は第三期のもので、2017年3月28日に閣議決定され、2017年度～2020年度が計画期間である。

■2020年までの目標と構ずべき施策

国内旅行消費額21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円などの7つの目標が設定されており、その中で

宿泊に直接関係するものは、訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数7,000万人泊である。2015年の実績値が2,514万人泊であるから、約3倍とする目標設定である。目標達成のための施策は、大きく①国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成②観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材育成③国際観光の振興④観光旅行の促進のための環境の整備である。これらの施策の①と②に、宿泊産業振興の取り組みが記載されているので、以下にまとめる。

■ホテル・旅館の振興

訪日外国人旅行者増加に対応するため、宿泊施設整備・再生・改修の支援、海外からの投資環境の整備、民間による宿泊施設の評価制度の活用、宿泊施設の業務運営体制の見直し等に取り組むこととされている。

■古民家等の歴史的資源の活用

地域に残る古民家等を観光まちづくりの核として再生・活用する地域を2020年までに全国で200とする目標が掲げられている。このために、官邸に「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」が組成され、人材・自治体連携と情報発信、金融・公的支援、規制・制度改革の4つの課題について検討が行われ、2017年5月に議論のとりまとめがなされた。歴史的建造物を建築基準法の適用除外にする条例制定を進めるためのガイドラインを今年度中に策定すること、市街化調整区域でオーベルジュ等を開業できるよう用途変更の許可運用の弾力化を図ること、日本政府観光局等による「古民家ステイ」ブランドの構築等に取り組むこととされている。

■滞在型農山漁村の確立・形成

農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらふ農山漁村滞在型旅行（農泊）を振興することとされている。国内外からの観光客を農山漁村に呼び込むことによって、地域の人々の所得向上が図れ、さらには、滞在中に地域の農林水産品の質の高さを理解した外国人旅行者が帰国後にも購入したいと思うことによって海外輸出につながることが期待できるため、地域が協力して農泊をビジネスとして継続的に実施していける体制を整備することが喫緊の課題である。こうした体

制を整備した地域を2020年までに500地域とすることが目標である。

■生産性向上

わが国の宿泊産業は、非正規雇用の割合が約6割（平成26年経済センサス基礎調査）と他産業よりも高く、生産性も低い状況である。また、従業員の賃金水準も低く、離職率が高い。こうした状況を改善するために、業務の効率化や収益性の向上への支援に取り組むこととされている。具体的には、宿泊産業の生産性向上事例集の普及や、宿泊事業者の経営力向上のためのイーラーニングの研修や観光MBAコースの設立等が推進されている。

宿泊産業を取り巻く環境

旅館業法は1948年（昭和23年）に成立し、2017年に改正法案が国会審議されるまで、大きな変更を加えることなく存続してきた法律である。宿泊に関する法制度の改革の波は、増え続ける訪日外国人旅行者が震源地である。新規需要は客室稼働率を向上させ、ホテル等の整備を促進するとともに、様々なりiskも発生させている。

国連世界観光機関（UNWTO）の推計によると、海外旅行者の市場規模は、2016年に12.4億人であり、2020年には13.6億人、2030年には18.1億人に増加する。重大なイベントリスクや中国等の大規模な送客元との深刻な関係悪化が生じない限り、今後も訪日外国人旅行者数が増加する可能性は十分にあり、宿泊需要も拡大していくと考えられる。

一方、旺盛な訪日外国人旅行者の宿泊ニーズはゴールデンルート、北海道、沖縄、福岡等の特定地域に集中しており、初回と異なる地域を訪問するリピーターの増加や日本政府観光局や自治体等によるインバウンド・プロモーションによって、地方分散を図っていく必要がある。このためには、地方部の観光資源を国際競争力があるレベルに磨き上げることが必要であるが、古民家での宿泊や農泊等は訴求力の高い観光資源となるだろう。

世界の注目を集める五輪開催の終了後に宿泊需要が落ち込むのではないかと懸念もある。ロンドン五輪の経験に照らしてみると、五輪開催期間を含む四半期は外国人旅行者数が前年対比でマイナスになっており、何も手を

打たなければクラウドディング・アウト効果^(注)によって宿泊需要が減少するところであった。しかし、英国は、五輪観戦という特別な需要が終了した後に、素早く一般観光客という通常の需要を戻すための強力なキャンペーンを実施した。豪政府はシドニー五輪後に国際会議等のビジネス需要の喚起策を敢行した。

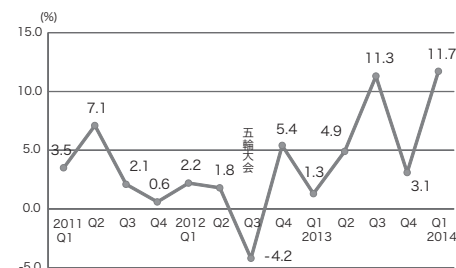


図2 四半期毎の訪英外国人旅行者数（対前年同期比）
資料：英国国家統計局データより作成

訪日外国人旅行者がさらに増加し、全国津々浦々で多様な形態の宿泊サービスを利用する状態になった時に懸念されるのは、地震や集中豪雨等の自然災害時の対応である。宿泊施設は旅行者を守り、適切に避難させる役割がある。また、世界に広がりつつあるテロ対策についても、民泊を中心に宿泊施設への潜伏等が懸念される。

おわりに

世界には、古城や貴族の館、美しい田園風景の中にある農家、大学の寮、グランピング（高級なキャンプ）等の多様な宿泊先がある。わが国には世界に例をみない旅館があるが、さらに宿泊形態が豊かになることは、国内外からの旅行者にとって楽しみの選択肢が増えることになる。一方、民泊のように人々の生活に入り込む体験型の宿泊の場合には、近隣コミュニティとの共存が求められる。観光立国懇談会の座長をつとめられた木村尚三郎先生が示されたように、観光は「住んでよし、訪れてよしの国づくり」が肝要である。観光振興と暮らしやすさの両立を目指して、自分なりの解を求めようと努力している地域が増えてきていることに期待を寄せている。

（やがさき りこ）

(注) 混雑や宿泊費の高騰等の懸念に起因する開催国全体の一時的なインバウンド需要減

世界があこがれる 観光都市の実現

京都市宿泊施設 拡充・誘致方針

山口 薫

京都市産業観光局観光MICE推進室
宿泊環境整備課長

山口 薫

都市計画局歩くまち京都推進室、総合企画局
リニア・北陸新幹線誘致推進室を経て、平成
28年4月より現職

はじめに

京都市では、「観光立国・日本を牽引する質の高い宿泊観光」を目指し、世界があこがれる観光都市を実現すると同時に、市民にとっても「住んでいてよかった」と実感でき、市民の豊かさにつながるまちを実現したいと考えている。

そのため、安心安全で地域と調和した宿泊観光の更なる向上を目指し、昨年10月に「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」（以下「方針」という。）を策定した。経済の活性化につながる上質な宿泊施設の拡充・誘致や民泊に対する考え方など、本市の宿泊政策に関する総合的な考えをまとめている。

泊まりたくても泊まれない

本市では、泊まっていたいてこそ、京都の魅力を実感していただけると考えている。

表1で示すとおり、近年、市内の宿泊施設数は増加しているものの、現時点でも宿泊施設の供給量が相当数不足していることから、「泊まりたくても泊まれない」状況が深刻化し、特に日本人宿泊客やビジネス客の宿泊が困難になっている。

年度	ホテル	旅館	簡易宿所	合計
26	162	380	460	1,002
27	163	369	696	1,228
28	182	368	1,493	2,043

表1 京都市内の宿泊施設数の推移（件数）

国は平成32年の訪日外国人客数の目標を平成27年の2倍となる4,000万人に設定するとともに、地方部への外国人観光客の訪問を増やすことで、日本全体を活性化しようとしている。

本方針では、この国の目標数値を基に2020年の本市の外国人宿泊客数を、440万人～630万人と推計した。また、平成32年に440万人の外国人宿泊客の受け入れには、新たに1万室分の宿泊施設が必要になると試算している。

質の向上が量の確保につながる

本市の宿泊政策は、「宿泊の質を高め、観光の質を高めることが量の確保につながる」との考え方を基本としている。

宿泊の質を高めるためには、質の高い宿泊施設を積極的に誘致・拡充する必要がある。同時に、多様な観光客のニーズに対応できるように、様々なタイプ、グレードの宿泊施設を拡充することも重要であることから、全体的な質を高めながら、宿泊環境の裾野を広げ

ていくことが求められている。

そのため、本市では、質の高い宿泊政策の実現に向け、次の5つの考え方に基づいて、宿泊施設の拡充・誘致に取り組んでいる。

①地域や市民生活との調和を図る

地域や市民生活との調和を前提とし、宿泊客と市民の皆様との間に心のふれあいを醸成することで、最高のおもてなしの実現につなげる。

②市民と観光客の安心・安全を確保する

旅館業法をはじめとした関連法令の遵守の徹底を図ることで、宿泊客と周辺住民の双方の安心・安全を確保する。

③多様で魅力ある宿泊施設を拡充する

旅館や京町家など、歴史と文化が感じられる施設をはじめ、京都の自然を体感できる農家民宿や低廉な料金の宿泊施設など、多様な宿泊施設の提供を行う。

④宿泊施設の拡充・誘致を地域の活性化につなげる

本市には、多面的な「京都」の奥深さを伝えられる様々な地域がある。そのため、市内中心部だけでなく、市全域で宿泊施設の開業を促進することにより、多様で魅力ある地域の観光資源にふれていただき、観光による地域活性化を市内全域に広げる。

⑤京都経済の発展とともに、京都に伝わる日本の文化・心を継承発展させる

宿泊施設整備により、幅広い他産業への需要創出効果や安定的な雇用、税収の増加をもたらすことができる宿泊施設を拡充・誘致し、京都経済と伝統文化・伝統産業をはじめとする日本の文化振興に寄与する。

<具体的な取り組み1：宿泊施設の拡充・誘致>

宿泊施設の拡充・誘致を実現するために、次の具体的な取り組みを掲げている。

①旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口を開設

本年4月に、宿泊施設の開設等に関する相談を受け付ける「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」を開設した（写真1）。

窓口では、宿泊施設の開設相談に加え、旅館等の事業継承の相談なども受け付けている。



写真1 事業者への助言や指導、マッチングも行っている

②市内全域での宿泊施設の拡充

鉄道駅周辺での旅館やホテルの開業を促進するため、京都駅をはじめとした重点的に促進を図るエリアについて、都市計画による更なる誘導方策や規制の緩和なども含めて検討する。

また、三山の山ろく部や周辺部、ものづくり産業等の集積地域など、特色ある多様なエリアで宿泊施設が拡充されるよう、サポートを行う。

③上質な宿泊施設の誘致

本年5月に、「京都市上質宿泊施設誘致制度（以下「制度」という。）の運用を開始した。

本制度では、宿泊施設の立地が制限されている住居専用地域や工業地域、市街化調整区域においても、地域や市民生活との調和を前提としたうえで、地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和が図られ、安定した雇用や伝統産業・伝統文化の振興に資するなど、地域の魅力を活かし、地域の活性化に寄与する「上質な宿泊施設」を積極的に誘致する。



写真2 市内産食材を活用し京都の食文化をPR



写真3 伝統文化の体験

④旅館の魅力発信と利用促進

本市の旅館の稼働率は70%を超えており、全国平均の2倍と高い稼働率ではあるものの、市内のホテルと比べると、20%近い差がある。そのため、旅館の魅力をしっかりと外国人観光客に伝えることで、利用促進を図る。

⑤表彰制度の創設

上質な宿泊施設の開業やサービス向上を促進することを目的として、京都らしい外観、しつらえなど京都の魅力を活かした質の高い宿泊施設について、毎年表彰者を認証し表彰する。

⑥担い手育成支援

観光事業者と観光分野の就職を希望する方の交流・マッチングの支援、担い手育成のため、地域の大学や専門学校等と幅広く連携しながら、支援を行う。

⑦周辺自治体との連携

周辺自治体である亀岡市や宇治市、大津市など、鉄道等ですぐにアクセスできる自治体との連携を強化し、京都エリア全体として広域で観光客を受け入れ、利便性の向上を図る。

<具体的な取り組み2：民泊に係る取り組み>

違法な不適切な民泊については徹底した指導を行うとともに、住宅宿泊事業法の対応に向けた取り組みに着手している。

①民泊通報・相談窓口を開設

他都市に先駆け、「京都市民泊施設実態調査」を行うとともに「民泊通報・相談窓口」を開設した。違法な不適切な民泊に対する地域住民の不安にいち早く対応する一方で、適法に民泊を開業したい方のあらゆる相談に対応している（表2）。

通 報	相 談	意見等	合 計
1,148	211	364	1,723

表2 平成28年度の民泊通報・相談窓口の件数

②違法な宿泊施設の一層の適正化

違法な宿泊施設への対策として、警察などの関係機関との連携のうえ、法令遵守をより一層強力に指導していく（表3）。また、インターネット上の「民泊」の仲介事業者に対して、無許可施設の掲載削除などを引き続き要請していく。

延べ通報等回数	延べ現地調査回数	旅館業の許可取得件数	営業中止させた件数
1,901	2,143	52	300

表3 平成28年度の旅館業における無許可営業疑い施設に対する指導状況の件数

③ルールのも明確化

昨年12月、宿泊サービスの提供に係る本市のルールを明確化した。宿泊業務を行うためには、旅館業法などの関連法令に適合させることは当然だが、同時に、地域住民への配慮や宿泊客のマナー対策が必要である。

トラブルを未然に抑止するため、事業者には、開業に当たって周辺住民へ事前に周知すること、事業者の連絡先を自治会等に開示すること、宿泊客の迷惑行為を防止するために必要な説明を宿泊客にしっかりと行うことを求め、本市の措置として、営業者が不明な場合に本市の調査に対する協力を促す文書を施設に貼付するこ

となど、ルールを指導要綱（写真4）により明確に示した。



写真4 指導要綱リーフレット

④地域住民との調和、ふれあい・交流促進

外国人宿泊客と地域住民との調和、ふれあい・交流を促進するため、地域団体の取り組みへの参加や、自治会・町内会等の単位での宿泊施設の運営に関する協定の締結について助言をしている。

⑤住宅宿泊事業法に対する本市の考え方

本年6月に法案が成立し、公布された「住宅宿泊事業法」については、本法律の趣旨をしっかりと踏まえて、京都の事情や状況をしっかりと反映したルールを定めていきたいと考えている。そのうえで、本市の「民泊」については、京都における新しい宿泊観光コンテンツとして位置付け、「京都の暮らし」を体験できるような京都らしい良質な民泊を推進していく。

おわりに

ありがたいことに、世界中の多くの方が京都に対して高い期待と関心を持っていただいている。その期待に応え、持続可能な京都観光、リピーターが増える観光にしていかなければならないと考えている。そのためには、京都観光を心で体感していただける宿泊施設を拡充・誘致していきたい。

そして、「日本に、京都があってよかった。」と様々な方に感じていただけるよう、観光を核に、京都から日本、そして世界を元気にするような取り組みを行っていきたい。

（やまぐち かおる）

各 論

2

「安全・安心」を担保した 特区民泊の実現

—大田区における
特区民泊の取り組み—

寺崎裕量

大田区企画経営部企画課企画担当 主任主事

寺崎裕量

昭和61年東京都中野区生まれ。
中央大学を経て平成24年4月大田区役所に入庁。
産業振興課工業振興担当、経済産業省中小企業庁創業・技術課、(公財)大田区産業振興協会経営支援チームを経て、平成28年4月より現職。

はじめに

大田区は人口約72万人を有し、東京23区的最南端に位置する特別区である。区東部には日本の玄関口である羽田空港を擁するほか、区西部には田園調布など閑静な住宅街が広がり、歴史的な観光名所も数多く存在する。また区内には金属加工業を中心に高度な技術を有する中小企業が数多く集積し、「ものづくりのまち」として広く国内外から知られている。

「東京の縮図」と言われるように、地域で様々な表情を持つ点が大田区の特徴であり、代々受け継がれる技術や文化と、内外から訪れる新しい風が交わることで、多くのイノベーションを生み出しているエリアである。

特区民泊の概要

特区民泊とは国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）第13条に定める旅館業法の特例を活用した民泊制度である。1ヵ月未満の滞在は旅館業法の適用を受け事業を営む必要があるが、特区民泊では都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長または区長）から認定を受けることで、旅館業法の許可を得ることなく滞在事業を営むことができるようになった。

特区民泊を始めるまで

■宿泊施設の不足

表1のとおり、区内客室稼働率は平成25年以降9割前後と非常に高い水準である。8割台でほぼ予約が取れなくなると言われる状況からすれば、これは深刻な宿泊施設不足に陥っており、今後も増え続ける滞在ニーズに対応することは重要な課題であった。

特に訪日外国人の増加は著しく、延べ区内宿泊外国人については、「平成30年に15万人」という26年度に定めた大田区の目標に対し、28年では既に34.6万人と倍以上の状況にある。

年	区内客室稼働率	延べ区内宿泊外国人
平成25	86.2%	9.1万人
平成26	91.0%	13.3万人
平成27	90.2%	29.9万人
平成28	88.6%	34.6万人

表1（出典：観光庁宿泊旅行統計調査）

■違法性が高い民泊への懸念

民泊という新たな宿泊形態が注目を集める一方で、現実には違法性が高い民泊も数多く存在している。これは従来の旅館業法が想定しないビジネスモデルであり、旅館業法の特例にも該当しない民泊は、地域住民にとっては衛生・防犯面等で大きな懸念が生じる。

そこで行政が一定の関与をし「安全・安心」が担保された滞在施設を整備すると同時に、違法性の高い民泊を適切に指導することが、こうした状況下において有効であると考えた。

■区域計画の認定及び条例等の整備

特区法第13条に定める旅館業法の特例を活用するには、区域計画を定め、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。大田区は平成27年10月20日に区域計画の認定を受け、その後大田区議会において「大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」を12月7日に制定、翌年1月29日に施行した。

なお大田区では条例施行と併せて規則・ガイドラインを設けている。この中では事業者が特区民泊の実施に際して準備・対応すべき点を定めており、要点は表2のとおりである。

規則（抜粋）	
	滞在者名簿の作成
	区の立入権行使（要立入調査員証）
	事業者予定者による近隣住民への周知（近隣住民の範囲規定、書面による実施）
ガイドライン（抜粋）	
	認定前の近隣住民への周知において理解取得に努めること
	滞在者の使用開始時、使用終了時における本人確認
	滞在者の滞在期間中の使用状況確認
	苦情等への対応
	廃棄物の処理方法
	火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法
	消防法令で義務付けられている設備等が設置されていること

表2

特区民泊の実績

■認定施設は着実に増加

大田区の特区民泊は41認定160居室537名（平成29年7月14日時点）であり、制度開始以降着実に施設を増やしてきた。

これまで特区民泊の滞在に由来する大きなトラブルは生じておらず、これは事業者への

適切な指導・認定と事前の近隣住民への周知等により、地域住民からご理解をいただけている成果であると認識している。



認定施設例（写真提供：株百戦錬磨）

■多様な滞在ニーズをカバー

制度開始から平成28年度末までの滞在実績は771名である（表3）。最低滞在日数は6泊7日からとなり、中長期滞在にターゲットを絞っているものの、把握できる範囲でも大きなニーズがあることがうかがえる。

また、当初想定していた外国人旅行客の滞在ニーズのほか、日本人旅行客の出張・在外邦人の一時帰国、地方大学生の就職活動など、制度を開始してから様々なニーズが顕在化してきており、こうした需要を取り込めたのは特区民泊ならではの感覚である。

年 度	外国人	日本人	合 計
平成27	0名	6名	6名
平成28	459名	306名	765名
合 計	459名	312名	771名

表3

注1 平成27年度は制度開始（平成28年1月29日）以降の期間が対象。

注2 数値は事業者の協力にもとづき区が独自に算出したものであり、必ずしも実態を全て反映しているものではない。

注3 数値は滞在期間中の人数（実数）を集計したものであり、滞在日数を乗じた延べ人数とは異なる。

地元経済団体等との連携

■特区民泊の効果を地域に波及・還元

さまざまな滞在ニーズがあるなか、特区民泊の効果を地域経済へと波及させ、更なる地域活性化の好循環につなげていくことが重要である。

東京23区最多の商店街数を誇る大田区では、滞在者をまちへ誘客するべく、商店街多言語マップ（英・中・韓）を作成配布している。街にとけこんだ旅を通じ、大田区ならではの滞在を楽しんでもらうと同時に、地域経済へ

の直接的な波及効果を狙っている。

また23区で最多を誇る銭湯とも連携し、特区民泊滞滞者に対して、タオル・シャンプー等がセットになった「銭湯手ぶらセット」の配布を行っている。

地域の中に滞在し、そこでしか得られない体験をすることは特区民泊の大きな魅力である。地域への還元を通じ、住民にとって「民泊」がポジティブなものとして受け入れられるよう定着を図ると同時に、特区民泊ならではの体験こそが、滞滞者にとっても大田区における新たな観光価値の創出に結び付くと考えている。

特区民泊の新たな展開

■新たな活用方策の提案

特区民泊の活用シーンは多岐にわたり、大田区では区内に立地する東邦大学医療センター大森病院（以下「同病院」という。）の医療課題の解決を目的に、東邦大学・とまれる株式会社（株式会社百戦錬磨グループ）で三者協定を締結した（平成29年3月30日）。

同病院では小児腎移植手術等で全国から数多くの小児患者が入院をしているものの、付き添い家族が長期的に滞在できる施設が慢性的に不足していた。これを解決するべく特区民泊を廉価で提供する仕組みを構築すると同時に、物件の供給元のひとつとして大田区の空家活用事業を組み込むことで、公益性の高い特区民泊運営モデルを実現した。

■ホテル・旅館との連携

特区民泊の滞在では、本人確認・鍵の受け渡し・ハウスルールの説明など、チェックイン・アウトで一定の手続きが必要となる。

特区民泊事業者がこれに係る業務を既存のホテル・旅館へ一部委託するなど、連携して滞在環境の充実を図る動きも見られ、特区民泊の実施を契機とする民間主導の好事例として、各方面から注目を集めている。



これからの課題

■行政の対応体制

「民泊」は昨今注目されるシェアリングエコノミーの代表格であるが、シェアサービスは既存の法律で想定していないビジネスモデルが多く、特に業法との整理が難しい。

また大田区では特区民泊に係る認定業務を健康政策部生活衛生課で行っているが、国会で成立した住宅宿泊事業法の取り扱いをはじめ、「民泊」というテーマをどのように扱っていくか（衛生部門・住宅部門・観光部門など）については、多くの自治体が悩みを抱えているのではないだろうか。

■地域住民の理解が不可欠

地域の現場では、民泊は依然としてネガティブイメージが先行しているのが実態である。これから日本において真に民泊文化が定着していくには、地域住民からの理解が不可欠である。そのためには行政の関与によって安全・安心を担保し、同時に地域への還元をいかにしていくことができるかがカギとなる。

■「民泊」を取り巻く法令・制度の課題

住宅宿泊事業法が第193回国会で成立し、施行されれば旅館業法、特区民泊と3つの制度が並立することになる。特に住宅宿泊事業法と特区民泊の整合性については、地域や自治体の現場で混乱が生じないように、適切な整理を国に望みたい。

また「民泊」は現実の取り組みが先行している一方、関連の法令・制度で検討すべき余地が未だある。例えば民泊を宿泊税の対象に含めるなど、既存のホテル・旅館との整合性も見据え、今後の施策を検討する必要がある。

健全な民泊文化の定着に向けて

平成28年1月に大田区が全国初の特区民泊を実施して以降、住宅宿泊事業法や旅館業法の規制緩和など、日本における民泊制度はようやく普及期を迎えようとしている。

健全な民泊文化が日本に定着し、各地域が魅力ある滞在環境となるよう、大田区の特区域民泊モデルをご参考いただければ幸甚である。

（てらさき ひろかず）

各論

3

日本らしさ・JAPANESQUEを追求 フォーシーズンズホテル京都

櫻井 伸

株式会社久米設計
開発マネジメント本部
都市開発ソリューション本部
副統括部長

櫻井 伸

昭和40年12月3日生まれ。
東京都立井草高校、日本大学理工学部、米国
Cornell University大学院を経て平成5年
10月株式会社久米設計入社。平成28年9月
より現職

はじめに

京都市は平成26年、27年と米国のTravel+Leisure（トラベル・アンド・レジャー）誌で世界観光都市ランキング第1位に選ばれ、年間5,500万人以上の観光客が訪れている。特に訪日観光客の増加は平成23年の東日本大震災後に一時落ち込んだものの、ここ数年毎年増え続けており、平成27年には京都市に宿泊する訪日観光客は300万人に達した。

一方、これら観光客の受け皿となる宿泊施設の整備は長年の懸案となっていた。とりわけラグジュアリーホテルの誘致は京都市の長期にわたる課題となっており、フォーシーズンズホテル京都の誘致が平成24年に決まった。

京都で指折りの観光地東山で計画

計画地は京都駅の北西約2kmに位置し、周囲には清水寺、三十三間堂や豊国神社など京都を代表する寺院や神社が数多く残る京都でも指折りの観光地となっている東山にある。

計画地内には約800年前に平重盛により作庭されたとの云われのある庭園「積翠園」があり、今回のフォーシーズンズホテル京都の建設にあたってこの庭園を残しながらの計画を行った。

質の高い空間を実現

京都市では古都における歴史的風土の保全、良好な景観の維持のために風致地区の整備を

進めており、本計画においても建物の高さを計画地の東側では12m、同西側では15mとする規制がかけられている。そのため、地上部分は客室を中心とした構成とし、一部のパブリック施設は地下に設ける計画とした。さらに構造計画・設備計画と合わせた総合的な計画を行い、制限のある建物高さの中で最大限フォーシーズンズのもとめる質の高い空間を実現させた。

また、今回計画は、建築基準法に基づく特例許可を取得したものであり、これらの許可に係る京都市との協議を踏まえ、計画地の北側にある「積翠園」の保全を前提に、建物の外形線が池にかからない平面計画としている。そのため、総延長300m弱の鍵型の平面構成によりホテル客室やパブリック空間、管理諸室を機能的にかつ効率的に配置した。

この鍵型の施設構成により客室からは「積翠園」、京都市内、そして隣接する妙法院の眺めなど、様々な眺望のバリエーションが楽しめる。



写真1 客室：プレミアガーデンビュールーム



写真2 全景の航空写真



写真3 レストランテラスから望む「積翠園」



写真4 竹林のアプローチ

竹林の小径を演出

メインアプローチである計画地南側の女坂側の出入口は、高さ7m程度の竹を配して、異界へ誘う竹林の小径の演出を行った。

「積翠園」は、平安時代の平重盛邸を起源とするという伝承がある庭園であり、京都市から樹木も含めた庭園全ての保全、ありのままの保存が求められた。庭園内の樹木は実生の常緑樹が多く、日本庭園にふさわしい多様な植生を楽しめる状況ではなかった。保全というキーワードをどのようにとらえるかについて京都市と協議を重ね、最終的には昭和13年の重森三玲氏の実測図を参考とすることとし、春は桜花を、秋は紅葉を楽しめるように樹木を補植した。

また、日本庭園に欠かせない黒松、赤松はもちろんのこと、コブシ、ツツジ、スイセンなど、季節の花々を楽しめるよう工夫した。

池は、上池、下池に分かれ、上池は深山幽谷、下池は大海原の趣がある。池に面して配

置されたレストランの外部デッキからは、ゲストは静的な視点で季節の移ろいを楽しむことができる。下池には二つの島（大島と亀島）があり、ゲストは池の周囲に巡らされた散策路を歩く際に、島によって見え隠れする景色を動的な視点で楽しむことができる。上池の最奥部にある滝組は使用されていなかったが、補修し、滝を復活させると共にそこから池への給水を行うこととした。下池の島の周辺には、夜間に停泊している舟の姿を表す夜泊石が設置されていたが、埋没あるいは傾いた状況であったので、庭園としてふさわしい位置

と向きに再設置した。

古都の景観の中で存在感を表現

建築外観は京都市の風致地区の指導内容を受け、勾配屋根を設け最上階を天然杉板貼り、下部を天然骨材吹付とし、恵まれた古都の景観の中でなじみながらも存在感を表現できる意匠としている。また、真壁調に金物を格子状に設けることで建物外観の分節化をはかり、「積翠園」からの望む建築をヒューマンスケールに感じさせる工夫を行った。

一方インテリアデザインについては、シンガポールのHirsch Bedner Associatesと上海のKOKAI STUDIOが参画し、京都という日本古来の伝統建築物が数多く残る地を訪れるゲストの期待にこたえるべく、日本建築のデザイン要素を海外デザイナーにより昇華させた新しい「日本らしさ・JAPANESEQUE」を追求した。

(さくらい しん)



写真5 レストラン プラッスリー

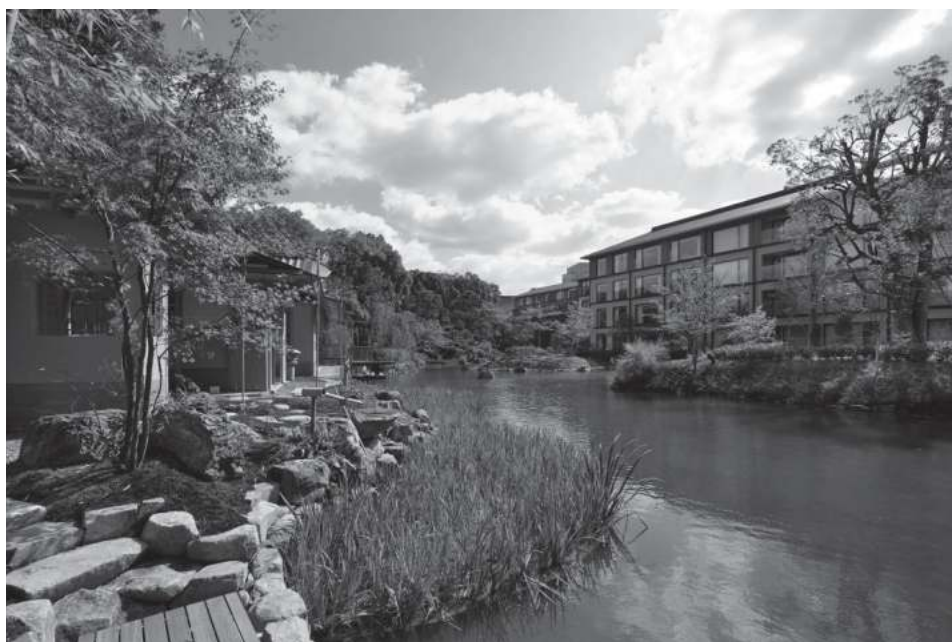


写真6 茶室「積翠亭」から望む庭園

第三のホテル

キャビンスタイルホテル 「ファーストキャビン」

来海忠男

株式会社 ファーストキャビン
代表取締役社長

来海忠男

1964年生まれ。

2004年 株式会社プランテック総合計画事務所入社

2007年 株式会社プランテック総合計画事務所
代表取締役社長就任

2009年 株式会社ファーストキャビン
代表取締役社長就任（兼任）

2016年 株式会社アセット・ファシリティーズ
代表取締役社長（兼任）

はじめに

ファーストキャビンは『コンパクト＆ラグジュアリー』をコンセプトに飛行機のファーストクラスをイメージしたキャビンスタイルホテルである。

東京・大阪・九州など2017年6月現在で国内12施設を展開している。ビジネスホテルとカプセルホテルの間のコンパクトな価格帯でありながら、ラグジュアリーを徹底させたサービスや設備が好評で、これまでカプセルホテルを敬遠しがちだった女性を含め幅広い客層に受け入れられ、カプセルホテルでもなく、ビジネスホテルでもない第三のホテルとして新たなマーケットを切り拓いている。

価値の下がったオフィスビルを再生

ファーストキャビンを企画・運営する株式会社ファーストキャビンの親会社は建築設計や建築に関わる様々なソリューションを提案するプランテックグループである。プランテックグループは、長年にわたりホテルの新築やリノベーション、オフィスビルの再生に関わる様々な依頼案件を手掛けており、その経験と実績をもとに、価値の下がってしまったオフィスビルを再生できる事業として「ファーストキャビン」を考案した。

設計事務所として積み重ねてきたノウハウ、設計・施工から運営までグループ内で行えることを生かしローコストで高品質な宿泊施設を展開することを目指し2006年に事業を開始した。

1号店は大阪市営地下鉄御堂筋線「なんば」駅直結の利便性の高いビルに開業した「ファーストキャビン御堂筋難波」である。プランテックグループが商業テナントやフィットネスクラブ、パチンコ店などが入居していたビルのリニューアル依頼を受け、ファーストキャビンをコアとするコンバージョン提案を実現させたことがファーストキャビンの始まりである。

宿泊施設を建設する際は、旅館業法を始め、建築基準法や消防法の規定に適合する必要があるが、ファーストキャビンは前例のない宿泊施設の形態であったため、行政も対応できる基準が定まっておらず、ファーストキャビン事業を開始するにあたり、約一年をかけて

行政各所と折衝を重ね、各法律に適合する安全性を証明しひとつひとつ法的課題をクリアしてきた。

女性ひとりでも安心して利用

“ビジネスホテルとカプセルホテルの間の価格帯で、ワンランク上の空間とサービスを提供する”との考え方をもとに開発を行った「ファーストキャビン」の業態は、旅館業法上では「簡易宿所」にあたる。簡易宿所は各客室の出入口に施錠ができないという法律上の規定がある。施錠できない点を補完するためファーストキャビンでは館内に男女それぞれの専用エリアを設け動線を分離し、キャビン内にセーフティボックスを設置するなど、セキュリティ面での様々な配慮を施し、女性一人でも安心して利用出来る施設づくりを行っている（写真1）。



写真1 キャビンエリアにはセキュリティカードをかざして入館する

客室として利用する「キャビン」は、1200mm幅セミダブルサイズのベッドを備える4.4㎡の「ファーストクラス」とシングルサイズのベッドを備える2.5㎡「ビジネスクラス」の2タイプを基本展開。ファーストクラスは一般的なカプセルホテルの約4倍の空間をもち清潔感のあるスタイリッシュなデザインに大型液晶テレビなども備えられ、コンパクトながら快適で機能的な空間となっている。

さらに今年、最上位クラスの「プレミアムクラス」、さらにリーズナブルでコンパクトな「エコノミークラス」の2タイプを導入し新たな客層を広げている。「プレミアムクラス」は20㎡以上で施錠も可能な個室タイプで2名利用が可能である。ビジネスホテルと比較すると水周りを省いたことで、ゆとりある滞在スペースを確保することができ、ラグジュアリーを体現している。「エコノミークラス」は2段式のカプセルタイプだが、1200mm幅の

ワイドサイズに空調や換気、照明、収納などの設備を完備し、コンパクトな空間での快適性を追求した。

ファーストキャビンは、デザイン、サービス面でのこだわりに加え、大浴場やラウンジなどの共用施設を充実させることにより低価格ながら付加価値の高い宿泊施設を提供している（写真2）。

ローコストでコンバージョン

部品を建物内に運び込んで組み立てるだけで完成するキャビンユニットの簡便性に加えて、「簡易宿所」という業態にしたことで客室に窓を設ける必要がなく、オフィスビルでもローコストでコンバージョンできることが最大の特徴である。1キャビンあたりの面積が小さく、建物と敷地の形状に対してレイアウトの自由度が高いため、通常のビジネスホテルよりも多く客室数を確保することが可能である（写真3）。

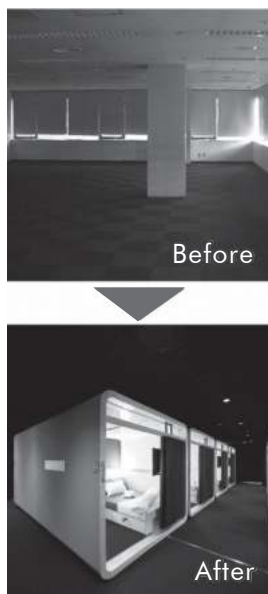


写真3

初期投資は通常のカプセルホテルと比べても大幅に抑えられており、改修タイプ、100キャビン規模の場合の目安として、施設の広さ300坪、初期投資額3億円、工期3か月、利回り30%を謳っている（図）。

事業スキームは3パターンを用意し各施設の条件に応じて運用している。ビルオーナーが施設を運営する「フランチャイズ事業」、ファーストキャビン社に運営を委託する「運営委託事業」、ファーストキャビン社による「直営事業」である。

鉄道など異業種との連携

最近ではいくつかの鉄道会社からオファーをいただき、新展開を加速させている。鉄道会社がファーストキャビンに注目する理由としては、高利回りの不動産投資案件ということだけではなく、鉄道事業はインフラなので、国の意向が事業に反映されるが、政府が観光立国を目指すうえで鉄道会社は宿泊の受け皿を用意することが使命となっている。

またファーストキャビンとしても、駅・空港・高速道路のサービスエリアなど、地方各地に整備し、インフラとなることを目指しており、鉄道会社の所有する不動産、広範なネットワーク、多様なリソースを活用しスピーディな展開を進めている。

日本の成長維持に貢献

目標は『2022年で100施設』。

ファーストキャビンは国内だけでなく、「COMPACT & LUXURY」を世界に広め、日本のおもてなし文化を世界各国へ提供するとともに、宿泊業にとどまらず、「既存のものに新しい価値をもたらす」ことを主軸に新規事業への参入にも積極的である。価値があるのに埋もれているものは築古のオフィスビルだけではなく。宿泊業を拡大しながら「再生ビジネス」をあらゆる業界に展開し、人口減少が始まった日本の成長維持に貢献していきたい。

（きまち ただお）

事業の特性 [100キャビンの場合の目安]

省スペース
300坪

施設の広さ
あらゆる形状の建物にフレキシブルにキャビンを配置することが可能

低コスト
3億円

初期投資額
一般的なビジネスホテルに比べて圧倒的に安い投資額

短工期
3ヶ月

工事期間
既存建物改修の場合、着工から竣工まで最短3ヶ月
素早い事業開始が可能

高利回り
30%

利回り
コンパクトな運営スタイルとノウハウにより高利回りを確保

FIRST CLASS

ファーストクラス



【キャビン内設備】
・セミダブルサイズベッド (W1200mm)
・32インチテレビ
・サイドテーブル
・Wi-Fi・鍵付収納
・ヘッドフォン・キャビンウェア
・歯ブラシ・タオル

4.4 m²

BUSINESS CLASS

ビジネスクラス



【キャビン内設備】
・セミダブルサイズベッド (W1200mm)
・32インチテレビ・Wi-Fi
・鍵付収納
・ヘッドフォン・キャビンウェア
・歯ブラシ・タオル

2.5 m²

PREMIUM ECONOMY CLASS

プレミアム エコノミークラス



【キャビン内設備】
・ワイドサイズベッド (W1000mm)
・24インチテレビ・Wi-Fi・鍵付収納
・ジュースボックス・ヘッドフォン
・キャビンウェア

2.5 m²

PREMIUM CLASS

プレミアムクラス



【キャビン内設備】
・ダブルサイズ以上 (W1400mm)
・トイレ・洗面・セーフティボックス・40型テレビ・冷蔵庫
・Wi-Fi・冷蔵庫・エスプレッソマシン・加湿器・USB電源端子
・キャビンウェア・歯ブラシ・タオル

約20 m²

※設備や広さは施設により異なります。

各論

5

イタリアの空き家・
空き建造物を
利用した地域共創ーアルベルゴ・ディフーズ
の事例ー

中橋 恵

日伊間文化コーディネーター

中橋 恵

昭和48年生まれ。

2001年法政大学大学院工学研究科修士課程修了、2006年ナポリ大学建築学部博士課程単位取得退学。1998～2000年、イタリア政府奨学金生、ロータリー奨学金生としてナポリ大学へ留学。

共著に『世界の地方創生』（学芸出版社）、『南イタリア都市の居住空間』（中央公論美術出版）、『都市の破壊と再生』（相模書房）ほか。

はじめに

深刻化する空き家問題を踏まえて、イタリアの空き家を使った宿泊施設、アルベルゴ・ディフーズが日本で急速に注目を浴びている。アルベルゴ・ディフーズとは、日本語に直訳すると「分散した宿」という意味で、ホテルの一種として定義されている。

近年、特に海外で評価されることによって、イタリア国内でも逆に知名度が広まってきた。しかし、宿泊客にとっても、イタリア各州における法規制が不統一なため混乱が生じているのも確かである。こうした問題を解決するために、発足したのがアルベルゴ・ディフーズ協会であった。

イタリアの観光文化財省のフランチェスキニ大臣は、「2017年はボルゴ（小さな村や集落）の年」と制定した。イタリアのボルゴを、自然環境、社会、文化、芸術などの視点から総括的に評価しようと、様々なイベントがローマを中心に開催されている。

アルベルゴ・ディフーズは、70年代の地震で廃墟となりかけた村の復興に端を発し、2016年に頻発した地震で大きな被害を受けた中部イタリアの復興にも寄与している。

本稿では、イタリアのアルベルゴ・ディフーズの歩んできた試みを解説しながら、小さな村や集落を観光地として復興させようと取り組んでいるイタリアの事例を報告する。

アルベルゴ・ディフーズの仕組み

アルベルゴ・ディフーズとは、点在する空き家を繋いで、村・集落全体をホテルとして経営するスタイルである。

アルベルゴ・ディフーズの仕組みは、考案者であるジャンカルロ・ダッラーラ氏が定義しているが、現在イタリアで営業されているアルベルゴ・ディフーズの中で、すべてがダッラーラ氏の唱える定義を満たしていないのは、各州法によって規定が異なるためである。つまり、州の条例さえ満たしていれば、「アルベルゴ・ディフーズ」と呼べるため、簡単に「アルベルゴ・ディフーズ」として事業がスタートできるところと、そうでないところが存在するということになる。

アルベルゴ・ディフーズは、イタリアの宿泊業法で定める、大きく分けた二つのカテゴ

リーの中の「ホテル及びホテルに類似する宿泊施設」の一つとして定義されている。ホテルやベット&ブレックファースト（以下「B&B」という。）とアルベルゴ・ディフーズの違いは、大きく分けて以下のようである。

AD	ホテル
イタリア文化にあった宿泊モデル 家々や分散したサービスのネットワーク型 (水平方向へ広がる経営) 既存の建物再利用 少なくとも2つの離れた既存建物利用 コミュニティと連結する 2つの共有空間（内部と外部） 商品は、地域のライフスタイル サービス基準がない（地域により異なる） 地元の特産品を朝食等にいれる	海外から入ってきた宿泊モデル 1つの建物で完結型 (垂直方向で完結する経営) 新築または自由に全面改装可 条件なし（1つ以上の建物利用可） コミュニティと関わりなし 共有空間はロビーと朝食ルーム 商品は部屋と関連サービスの販売 サービスに標準基準あり スタンダードな世界標準基準の朝食

図1 アルベルゴ・ディフーズ（AD）とホテルの比較

AD	B&B
ホテル企業である 会社経営である イタリア文化にあった宿泊モデル 7部屋以上（ホテルと同様） 家やサービスのネットワーク型 既存の建物再利用 少なくとも2つの離れた既存建物利用 コミュニティと連結する 2つの共有空間（内部と外部）	大屋が居住している 利益は副収入 海外から入ってきた宿泊モデル 最大3～4部屋 1つの建物で完結型 新築もありうる 条件なし（1つ以上の建物利用可） コミュニティと関わりなし 共有空間は通常台所またはなし

図2 アルベルゴ・ディフーズ（AD）とB&Bの比較

アルベルゴ・ディフーズ協会は、人口5千人以下のコムーネ（イタリアの基礎自治体）につくられるのが良いとし、宿泊用の建物または部屋は最低6戸（または6部屋）が理想的な規模としている。

村や集落の住民の中に入って、ローカルカルチャーを体験するには、ある程度の観光客の見込みがないと採算が合わない。アルベルゴ・ディフーズのほとんどは、家族や共同経営者などで運営される零細企業である。限られた部屋数しかないので、よほど宿泊代金を高く設定するのではなければ、一泊滞在のみのお客を相手に経営を維持するのは困難である。

そうした理由で、数泊の滞在を提案して、スポーツ、トレッキング、プール、ツーリング、グルメ、料理教室、農作物収穫体験、ワイン試飲などを宿泊者に提案して、トータルに土地の文化を体験してもらえるように、どこも趣向を凝らしている。空き家に元々あった台所には、綺麗な調理器具も揃えて利用できるようにになっている。これは、夏のバカンス期に1週間単位で滞在する家族連れの欧州人や、観光客の出身国によっては自分で料理を作って食べるのを好む客層の嗜好を反映している。通常の住宅と同様に、トイレバスはもちろんのこと、台所には、料理に使う電気機器、センスの良い食器も設置されている

が、これは、アルベルゴ・ディフーゾに限らず、長期バカンス用の貸し家、アパートはもちろん、時にはアグリツーリズムにも台所やリビングルームが付属している。

営業をスタートするには、自治体に許可書を提出し、州法が定める条例を満たしている必要がある。アルベルゴ・ディフーゾにおける条例は、2017年6月現在の時点で州によって大きな差が残ったままである。例えば、カンパニア州では、敷地条件、経営方法、宿泊用の建物について、積極的に細かい条例を設けている。その詳細は、アルベルゴ・ディフーゾを開業できるロケーション（歴史的な中心部または地区であるか）、宿泊施設やレセプション用の建物の選定基準、路地や小広場など周辺の環境、建物の建築的なディテール、部屋の面積、バス・トイレ設備の設置、朝食ルームに関する事項、朝食として提供する地産地消の材料についてなどに及ぶ。

自宅前の道路や路地が、ホテルの廊下やロビーのように使われることになると、騒音やゴミ問題に発展する場合がある。しかし、事業者と近隣住民との関係が良いところは、協力者を集めて文化協会が誕生したり、小さな村や集落に観光客向けの店舗がオープンしたりと大きく再生に繋がったところもある。

最も難しいのは、空き家をいくつも再生して、宿泊施設自体のハード面を整えることは簡単にできても、その後のプロモーションと居住住民の理解と協力がないため、予約が埋まらないケースである。これまで観光業が存在しなかった村や集落などに特に見られる。こうしたケースは、事業者の宿泊業以外のところでの努力が大きい。自治体や観光局との連携、メディアへの働きかけ、住民向けに地元のお宝発見ツアーなどを精力的に行い、地域の再評価を自ら行うことで、徐々に賛同者が増え、スローツーリズムが展開している。

近年の宿泊施設の動向

イタリア全体における宿泊施設の数、海外からの観光客増加に伴って、年々増加傾向にある。2014年の統計では合計2,608,193ものベットとあり、これに近年急激に増加している未登録の民泊の数を加えるとさらに大きな数字になると考えられる。

イタリアの宿泊施設の近年の動向は、一つ星から三つ星ホテルが減少を続け、それ以外の四つ星以上の高級ホテル、イタリアの夏のバカンスとして人気の高いヴィラッジタイプのバカンス村、ユースホステル、アグリツーリズム、事業として経営されている貸し部屋など全てのカテゴリーにおいて増加している。宿泊業の登録件数の伸びとして最も多いのは、B&Bで、伸びが低いのは通常のホテルである。

観光客の観光スタイルの変化は、宿泊施設の変化にも影響を及ぼした。高級ホテルに宿泊するよりも、部屋数は少ないが、センスよく再生されたイタリアの歴史を感じる建物に泊まる方がより価値があるとする観光客が増加しており、それは人気ホテルのランキングを見ても明らかである。

イタリアの3つ星以下のホテルが、B&Bへと変貌し、日常的な建物ではあるけど地域の伝統を感じる建物や部屋を好みは始めている。サービスにおいてもマニュアル通りではない、経営者や従業員の個性が前面に出た対応を観光客が評価し始めたというのは、イタリア観光業界において大きな変化である。

アルベルゴ・ディフーゾの試み

アルベルゴ・ディフーゾを経営するにあたっては、各州が定めるアルベルゴ・ディフーゾの条例を満たしていなければならないのであるが、先ほども述べたように、州ごとに条例が異なるためちょっとした混乱が存在する。例えば、自分の州では条例を満たしていないために、アルベルゴ・ディフーゾの名称使用を許可されていないが、別の州の条例なら条件を満たしており名称を使用できる、といったような不具合が起きている。または、アルベルゴ・ディフーゾが本来定義する戸外の共有空間（ロビーとして使用し、住民も利用するため、観光客と住民が交流できるコミュニケーション広場）を有していないのに、アルベルゴ・ディフーゾとして州に認可されてしまう例などである。つまり、名前だけがアルベルゴ・ディフーゾで、地域全体での交流や経済的復興の理念を実現できていない宿が誕生するという矛盾が起きている。

こうした問題を解消するため、協会ではアルベルゴ・ディフーゾの国内で統一した条例

の作成実現を観光文化財省に働きかけ続けている。定期的に協会総会をイタリア各地で開き、関係者を招待し、現状報告や問題点を具体的に事業者から伝えてもらっている。難航している点は、アルベルゴ・ディフーゾ協会の働きかけよりも、ロビー団体の意見の方が政府への影響力が強いことである。さらに、アルベルゴ・ディフーゾ協会のほとんどが零細企業であるため、営業上総会に出席できない事業者が多いのも難航している理由の一つとなっている。

しかし、近年アメリカや日本をはじめ、海外のメディアが注目しはじめたことで、国内法の実現も近いのではないかと期待している。

おわりに

2015年9月に近代建築研究所の松永安光氏と九州工業大学大学院の准教授徳田光弘氏と調査を行ったことがきっかけとなり、個人的にもアルベルゴ・ディフーゾ調査を継続している。

日本の空き家再生の先駆的事例になるのではないかと、イタリアのアルベルゴ・ディフーゾ協会に私が紹介した東京・谷中の宿は、残念ながら協会のリストから外される結末となってしまった。協会が最も重要視するのは、空き家自体を再生することでは決してない。イタリアのいくつかの州の条例にも詳細に記されているように、先祖代々地域の人々が積み重ねてきた歴史、文化、土地の精神までを敬意を持って受け継ぎ、それを住民と共有していなければならない。ただ単に空き家を再生した宿泊施設、表面的な文化継承では、観光客がリピーターとして戻ってくることは難しいだろう。住民自らが自分達の住む土地を再評価し、積極的に町や村へ関わりようとする姿勢が重要で、アルベルゴ・ディフーゾへのスタートはそこからである。つまり、コミュニティの存在が大前提である。（なかはし めぐみ）



イタリア中部から南部によくみられる典型的な山岳集落

廃墟の古民家を 田園ペンションに再生 アーキテクトビルドの実践

鈴木裕一

スペイン公認建築家

鈴木裕一

昭和30年4月30日生まれ。

スペイン国公認建築家。カタルーニャ建築家協会COAC正会員。

1983年東京理科大学建築史修士課程修了。

1992年カタルーニャ工科大UPCで建築マスターのタイトル取得。

1995年日本人初のスペイン国公認建築家のタイトルを得て、バルセロナ郊外サンクガット市に建築アトリエ事務所UIARCHITECTSを設立。主宰。

はじめに

私の住むスペインのバルセロナでもイタリアの持続可能でスローライフの影響を受け、市民の間では豊かな自然を求めるアグリツーリズム、エコツーリズムと呼ばれる田園回帰のブームが起きている

バルセロナの街の中心に住んでいた愛犬のブリーダーは、老後は静かで自然豊かなタラゴナの郊外に住みたいと廃墟の古民家付の15ヘクタールの広大な土地を購入した。それでそこを住居兼田園ペンションに改築したいという依頼が私に came。

その古民家は築500年は経っているだろうと思われる野石積みのカタルーニャでマシア(Masia)と呼ばれる大農家屋敷であった(写真1)。ガウディの生家にも程近いタラゴナ平原にあり、建物の周りは見渡す限り葡萄畑とオリーブ、アーモンドの木が植わっていて、他に家が見当たらないというこのマシアと融合した素晴らしいカタルーニャの田舎の風景が広がっている。タラゴナはイベリア半島最大のローマ都市があった所で、ここにはローマ時代から変わらない地中海の美しい風景が残っている。



写真1 自然と融合したマシア

高さ5m、30m×30m程の四方が野石積みの古い壁に囲まれていて、その敷地の北側半分に2階建て一部3階の塔で南半分はパティオになっているまるで城館の様な建物である。しかし、50年以上も空き家のまま放置されていたので、屋根は落ち外壁も一部崩れ建物は廃墟化していた。ここを住宅兼田園ペンションにするには、外壁だけ残し内部は全て新しくする大規模な改修工事が予想された。

このようにマシアは歴史的建造物として建築文化的価値のあるものなので、考古学的手法を用いた改修プロジェクトに着手することになった。

考古学的改修プロジェクトの作成

改修工事を始めるに当たって、まず私が登録

しているカタルーニャ建築家協会COACにこのマシアの大規模改修プロジェクトのVISAT確認申請を提出しなければならない。

そのための現況の図面が必要なのだが、当然この廃墟化したマシアの建築図面など存在しない。最初に手掛けたのは実測してこの建物の現況図面を起こす作業をから始めなければならなかった。この築500年の歴史ある野石積の建物はエポックごとに増改築されていることから、複雑な建築構造をしていた。その結果分かったことは、開口部のアーチ、石の積み方、外壁の壁厚の違いによって、大きく分けて3つの建築様式の違いが認められた。オリジナル部分は、建物中央2つの半円形アーチの開口部のある部分で、石灰岩の岩盤の上にそのまま壁を建ち上げていて、壁厚は1m近くの分厚い外壁である。1階部分は家畜を飼っていたようで天井高2.2mと低い。建築が16世紀のスペインルネサンス期、第1回改修が18世紀バロック期、第2回改修が19世紀近代に行われていることが、起こした現況図面を分析することによって解った。

その現況図面を元にして住居兼田園ペンションの改築計画を立てた。そこで重視したことはなるべく16世紀スペインルネサンスに最初に造られたオリジナルの建築にはなるべく手を加えないように保存することを心掛けた。アーチの開口部がレンガで埋められたところはオリジナルアーチに修復し、屋根はガウディの用いたカタルーニャボルト工法でレンガを用いる。野石積みのファサードに近年モルタルを塗った外壁はすべて取り除き、目地は新たにモルタルで補修しオリジナルの野石積みが見えるファサードにする。各エポックの壁構造が見える形で保存することにした(写真2)。



写真2 保存するファサードの壁のバース

歴史的建造物としての保存すべきオリジナルの外壁は、壁は厚いところで1 m近くある。壁の材料は、その場所で採れる石灰岩の不揃いの野石で、それをアルガマサと呼ばれる石灰モルタルで固めながら積み上げていることが解った。さらにアーチ開口部、内部構造壁、サロン内部にある1 m角の巨大な石柱は補修して残すことに決めた。白アリに食われていて状態が悪かった2階床の梁は工事を進めながら様子を見ることにしてとりあえず残すことにした。現在の建築法規に基づき、パッシブなエコ建築システムを構築し建築学的な改修計画を行った。

1. 居間の天井高が2.2mしかなかったので、岩盤を1 m掘り下げ10cm厚の断熱材を敷いて地盤からの熱を遮断し保温性を高めた。
 2. 夏場暑くて乾燥し、冬は湿気が多くで冷え込むこの地方の自然環境を考えたエコシステム建築を計画した。
 3. 夏場乾燥し、井戸もないので屋根に降った雨を4つの大きなsisternaという地下貯水槽に貯める雨水の利用が昔からされてきた。この農家屋に見られる伝統的な地下貯水槽は修復し、新しく取り入れるようにした。
 4. 地中海気候で天気が良く乾燥しているので、太陽追尾する移動式のソーラーパネルを設置した。
 5. 2×10×3 mの大型汚水槽と2×3×3 m濾過槽とで有機肥やしを生成する自然循環システムを造った。
 6. 屋根は60センチ間隔で丸太の梁の間に薄いレンガでカタランポルト屋根を造り、その上にスペインの丸瓦を乗せた2重屋根で断熱層を作り夏場の熱い陽射しを防いだ。
 7. 窓サッシは木製で目隠し扉付け、ペアガラスを入れて断熱性能を上げた。
 8. 家の中心、サロン部中央の壁に薪暖炉を設置し、3階まで壁の中に煙突を通し家全体を暖めるようにする。薪は近くの松林から調達もできるが、毎年冬の時期に剪定する葡萄の小枝も利用できる。この地域ならではのサスティナブルなエコ建築システムである。特に葡萄の小枝の薪で焼いたパエリアや肉は香ばしいかほりがして美味しい。
- また、田園ペンションにするにはさらに特別にカタルーニャ州政府が出している法律に基づき計画を進めなければならない。

Residencies-Casas de Pages（田舎宿泊施設）に関する法律で田園での宿泊施設の住環境を整えるため、バルセロナの州都であるカタルーニャは1995年にそのための法律を整備した。それによると、田舎宿泊施設には3つのカテゴリーがある。

1. Masia（大農家屋敷）

村から離れた田園的な自然環境の中にある農林業の為に建てられた1950年以前の歴史的建造物で観光宿泊許可を受けていること。そこで農林業を営み、観光客に宿泊と朝食を提供する。

2. Casa de poble（田舎家）

宿泊施設としての規則に従って1950年以前に造られた戸建ての田舎家であること。そこで農林業を営み、観光客に宿泊と朝食を提供する。

3. Allotjamiento rural independiente（田園の独立宿泊施設）

田園の中にある独立した建物、もしくは人口1000人以下の村にある家で台所、食堂、寝室、浴室がある1950年以前の歴史的建造物。そこは自然環境豊かな場所に位置し、その地区の観光宿泊業許可を受けていること。

これによると、この建物はカテゴリー1のMasiaに当たる。このマシアに関する様々な法律規則に従って計画を行っていく。

MasiaとCasa de pobleは最小3部屋5名、最大で15名までで、その他にもさまざまな技術的規定もある。

例えば、水道水、電気、各部屋には暖房設備完備。必要十分な家具、衛生設備、宿泊者5名に対し洗面、トイレ、シャワーまたは浴槽が必要。天井高が1.8m以上。浴室の壁は防水仕様。温水、冷水設備完備しており、浴室最小面積2.5㎡。また、部屋に関しては最小面積6㎡でシングル10㎡、ダブル12㎡、トリプル16㎡以上と決められている。そして、十分な換気設備があり、ベッドサイズはシングル0.80m、ダブル1.35mナイトテーブル、照明、コンセント、スイッチがあること。天井高は2.25mだが、歴史的建造物の場合は特例を認めている。

食堂面積は14㎡以上、台所は流し台、水道、作業台、冷蔵庫145リットルなど様々な規約があるので、それを一つずつクリアーし計画していく。工事完了後にInforme Tecnicoという書類を申請し承認されると営業許可が出て、州政府からRCPの標識が与えられて

Residencies-Casas de Pages（田舎宿泊施設）としてようやく開業できることになる。

アーキテクトビルドによる施主直営による改修工事

歴史的建造物の改修工事は不確定要素が多いので、工事を進めながらそのつど合理的な解決策を考えて行かなければならない。その結果、アーキテクトビルドによる施主参加のセルフビルドによる直営工事が適していると判断した。その理由は、最初の計画の段階では予想できなかった改修工事の問題を施主と相談しながら合理的解決方法を見つけ、フィードバックを繰り返しながら常にフレキシブルに工事を進めて行くことができるからである。時間はかかったが、現場との協働でデザインの質を高めて行くことができた。



写真3 サロン改修前



写真4 改修後

実際に施主がここに住み田舎ペンションのオーナーとして将来の夢を持って壁の補修、レンガ積などできる部分は自ら建設に励むので、建設コストを抑えるだけでなく改修建築工事そのものが彼らの生きがいとなり、より良いものを目指しスローで充実した時間を提供してくれるのである。そういった歴史的建造物の改修工事が地元への愛着を生みその土地の建築文化となっていく。



写真5 改修後のペンション

おわりに

この廃墟だった歴史的建造物の古民家を改築することによって、建築工事を進めながらフレキシブルに計画と工事の変更に対応できるアーキテクトビルドという計画建設工法の可能性を感じた。（すずき ゆういち）

フィンランドの森に泊まる

鷹野 敦

鹿児島大学大学院理工学域工学系
准教授

鷹野 敦

昭和54年11月9日生まれ。

2004年鹿児島大学大学院理工学研究科博士前期課程修了、2012年アアルト大学（旧ヘルシンキ工科大学）木質材料学修士課程修了、2015年同博士課程修了。2016年より現職。建物の意匠・構造・環境を横断した研究・教育・設計活動を行なっている。一級建築士、D.Sc. (Tech.)
共著に『世界の地方創生』（学芸出版社）ほか。

はじめに

北欧のフィンランドは、その国土のほとんどが森と湖に覆われ、夏には白夜、冬には厳しい暗さと寒さがやってくる、豊かな自然に包まれた国である。ムーミンやサンタクロースなど、我々日本人にとって馴染み深いものも多く、昨今日本からの観光客も増えている。

そんなフィンランドに暮らす人々は「森の民」と呼ばれ、森歩きや山菜摘み、クロスカントリースキーなど、1年を通して森の恵みと共に生活を送っている。また、多くの家庭が森にサマーコテージを持ち、夏の休暇には1ヶ月ほどをそこに籠って過ごし、英気を養っているのだ。

本稿では、そのようなフィンランドのサマーコテージを活用した民泊の事例を紹介したい。日本と同様、少子化や地方の過疎化と言った社会問題を抱える中で、ささやかながらも、未来へ繋がる取り組みと言えるかもしれない。フィンランドと同じく自然豊かで森林国である日本の、特に地方の、これからを考える上でなにがしかのヒントになれば大変幸いである。

サマーコテージ文化

伝統的にフィンランドでは、穀物を中心とした農業や酪農、さらに製材や製紙など自前の森林資源を活かした産業が主な生業とされてきた。人々は森の中に分かれて暮らし、目の前の自然と共に生活を営んできた。近代化を境に都市部への人口集中が進み、情報化によって我々の暮らしや社会のあり方は大きく変化した。しかし、フィンランドでは、森や自然に対する畏敬や親しみの気持ちは失われることなく息づいてきた。それを体現するのがサマーコテージである。森を離れ街に暮らす代わりに、セカンドハウスとしてサマーコテージを森の中に建てたのだ。

統計^{*1}によると、現在フィンランドには床面積40㎡以下の伝統的なサマーコテージが約50万棟あり、さらに大規模なものを含めると100万棟を超えるとされる。人口が約550万人、住宅戸数が約125万戸であるのに比べると、その数の多さが伺える。また、サマーコテージにはサウナが付き物であるが、その数は200万を超えていると言われている。自家用車の

登録台数と変わらない数である。これは住宅に付随するものも含んでいるが、とにかく驚くべき数で、フィンランドにおけるサマーコテージの重要性が良く分かる。サマーコテージやサウナは、フィンランドの人々の心の拠り所であり、現代において森とのつながりを保つ重要な接点なのだ。隣地のコテージとの距離が重要であり、周りから孤立して離れるほど立地として価値があるという考え方は大変面白い。

しかし、そんなサマーコテージも時代の流れと無縁ではられない。サマーコテージは家族で代々引き継がれることが一般的であるが、少子化や地方からの人口流出の影響を受け、継続的な使用や維持管理が難しくなるケースが増えてきた。そのような問題に直面する中で、単に放置したり壊してしまうのではなく、宿泊施設としてサマーコテージを活用するアイデアが生まれた。

サマーコテージ民泊

先に述べた通り、そもそもサマーコテージはセカンドハウスとして造られているので、宿泊施設としての転身は容易だ。一戸建ての住宅やアパートの一室、古民家を利用した民泊と考え方は変わらない。交通の不便は否めないが、眼前に森や湖が広がるという環境的な付加価値が付いてくる。ニーズが無い訳がない。イタリアの事例のように組織的な動きではないが、インターネットによるサービス^{*}によって個別の取り組みがまとまった情報として顧客に届けられ、瞬く間にその需要は拡大した。

法的な手続きの簡便さもこのビジネスの拡大に大きく寄与している。フィンランドでは、ホテルやレストランと同じ法律^{*3}が民泊にも適用される。ただし、食べ物や飲み物を提供しなければ、その手続きは至ってシンプルである。民泊を始めるにあたり市当局による建物の確認を受け、運営するにあたり宿泊者を記帳し、定期的に警察へ届けを出せば良い。約30万円（2500ユーロ）の登記費用で会社として事業を行うこともできる。

サマーコテージの民泊に関する調査^{*4, 5}によると、宿泊施設としての豪華な設えや気の利いたサービスは必要なく、湖の畔またはス

キー場（クロスカントリースキーができる森など）の近くという立地が重要な要素になるようだ。電気や水道が通っていないコテージも多々あり、逆にその不便さがサマーコテージ民泊の一つの醍醐味と言えるかもしれない。筆者もしばしば不便さを求めてサマーコテージを借り、日常生活では味わえない豊かさを体感した。

このように書くと、サマーコテージ民泊は非の無いビジネスのように聞こえるが、無論それは誤解である。例えば、夏と冬以外の中間期は客足が乏しく、多くの場合さほど収益の上がる商売では無いようだ。では何故、自前のコテージを宿泊施設として貸す人が増えているかというと、前述の通り、壊すのも忍びなく、放っておくよりも何かに利用した方がマシという感覚が強い。儲からなくても、建物の維持管理に掛かる費用くらい稼げれば良いというスタンスである。このような大変合理的で慎ましく、さらに気軽な風は、サマーコテージ民泊の肝心であるようにも思われる。

森に泊まる魅力

端的に言うと、サマーコテージを利用した民泊の魅力は、日常的な都市部の生活とはまったく異なる時間の提供にある。日常の生活とは対をなす環境が商品価値になる。

一言でサマーコテージと言っても様々なバリエーションがある。例えば、森の湖畔に建つ伝統的なログ工法のコテージは典型の一つだ（写真1）。ロケーションが重要なサマーコテージにおいて、最も好ましい立地である。水辺ぎりぎりに建てられたコテージも多く、サウナで火照った体を冷ますため湖に飛び込むのにこの上ない。ちなみに、冬は凍った湖に丸い穴をあけ、梯子を使って氷の下の冷水に浸かるのだが、これが形容しがたい快感をもたらしてくれる。冬に湖畔のコテージに行く機会があれば、怖がらずぜひ体験してもらいたい。話は逸れたが、水辺に立つコテージでは、サウナに入り湖で泳ぐを繰り返し、1日中裸で過ごすこともできる。これも日常ではなかなかできない体験である。現在は水質保護を目的とした規制により、水辺から一定距離離さなければコテージを新築できないた

め、水辺に建つ古いコテージの価値が上がっているのも興味深い。

夏の終わりから秋にかけては、ベリーや山菜、キノコといった様々な恵みが森を賑わせる。フィンランドには「エブリマンスライト（みんなの権利）」※6という法律があり、土地の所有権などに関係なく、自然に触れ、その恵みを享受する権利が広く保障されている。コテージに滞在し、森に入り自由にキノコ狩りやブルーベリー摘みに勤しむのも楽しみ方の一つだ（写真2）。

農家の広大な土地に立つサマーコテージの場合、実際にオーナーが生活しているところに間借りする感覚があり楽しい（写真3）。オーナーの日常に触れながら、敷地内に置いてある色々な物を借りて自由に時間を過ごすことができる。飼われている動物と触れ合うこともでき、さながら農家の体験宿泊という感である。筆者が滞在した農家では、黒豚が自由気ままに暮らしていて、マスコットの存在として宿泊客を楽しませていた（写真4）。

もちろん、近代的な家電や設備を備えた新しいコテージもある。先の例のようなサマーコテージならではの風情に劣るが、便利さを求めて若い世代や外国人に人気があるようだ。

おわりに

個人的な体験も思い出しながら、フィンランドでのサマーコテージ民泊の概要について簡単にまとめてみた。背伸びせず、既にあるものの魅力を認識し、無理なく取り組んでいる民泊の例だと言えるだろう。日本には地方ごとに特色豊かな自然と文化がある。建物も余っている。

専門家ではないので的外れの意見かもしれないが、例えば、空き家を単体で見ず、それが建つ地域の環境を考え、解体すべきものと残すべきものの取捨を行う。建物を間引くことで、地域の環境改善につながることも多いだろう。その地域ならではの風景を作ることでもあるかもしれない。そのように地域を整え、残した建物を宿泊施設として利用し、訪れた人に特別な環境と時間を味わってもらおう。というような、地方にしかできない、弱点を逆手に取るアプローチはフィンランドの事例から学べるものの一つではないか。

ところで、筆を進めるうちにサマーコテージへ行きたい衝動が湧いてきた。ちょうど8月末にフィンランドへ行くので、早速一泊予約しよう。

（たかの あつし）

参考文献：

- ※1 Statistics Finland, Finland in Figure 2016
- ※2 例：https://www.finlandcottagerentals.com
- ※3 http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2006/20060308
- ※4 Elisa Pulkkinen, Business plan for cabin renting to small business owner in North Savo, Savonia University of Applied Sciences
- ※5 Pilvi Jansson, Starting a Bed&Breakfast business, Haaga-Helia University of Applied Sciences
- ※6 http://www.ym.fi/download/noname/%7B595923BE-007D-4405-B69C-1748A02055EF%7D/57650



写真1 森の湖畔に立つサマーコテージ



写真2 森で採ったキノコや山菜をコテージで調理して食べると最高



写真3 農家の敷地内に建つコテージ



写真4 愛らしいマスコット豚

時代を映す鏡 宿泊施設

一宴のあとの利活用の展望―

高井宏之

名城大学 理工学部建築学科 教授

高井宏之

1957年8月4日生まれ。
岡山県立玉野高校卒業。京都大学工学部建築学科卒業。同大学院博士前期課程修了。1982年4月竹中工務店入社（主に技術研究所および設計部）。2000年4月より三重大学建築学科准教授、2008年4月より現職。博士（工学）。専門分野は建築計画学。主な研究対象は建築物の有効利用（宿泊施設と商業施設）、集合住宅の共用空間・施設、および超高層集合住宅。

はじめに

宿泊施設の動向は時代を映す鏡である。新業態の登場や栄枯盛衰には、社会・経済や人々のライフスタイルの変化が色濃く映し出される。一方、建築の長寿命化は社会の命題になって久しいが、社会的寿命の短い宿泊施設には特に重要な課題である。今回はその両者をつなぎとめ昨今の動向を考察したい。

宿泊施設の進化の歴史

我が国の戦後の「ホテル」の施設数は増加の一途をたどっており、各時代において新たな種類の宿泊施設が登場してきた（表1）。この要因の第一は、新幹線・高速道路網・ネット予約システムなどの社会インフラの整備や、テーマパーク等の観光資源の増加であり、純粋な利用者層の拡大をもたらした。第二は、生活の洋風化や個室志向の高まりであり、家族や地元企業が経営する、既存の旅館や和室・ツイン客室主体のホテルに置き換わる形で急激に施設数は伸びてきた。

そして近年、シェアハウスの認知拡大とともに我が国でも一般化した宿泊施設型ゲストハウス^{注1)}（以下「ゲストハウス」という。）の普及、そして観光立国施策と中国経済の発展を背景とした民泊ブームが起きた。ユースホステルの施設数がピークの1/10に減少していることを考え併せると、上記は新たなイメージの宿泊施設として、利用者の心を掴んだと理解できる。

東海三県にみる新たな動き

2016年ゲストハウスと古民家宿泊施設について、愛知・岐阜・三重の立地動向を調べた。

2016年10月現在、ゲストハウスは29施設。うち15施設が岐阜県、うち8施設が高山市に立地する。開業年の半数は2015年以降で、約8割が既存建物の改修利用である。客層は日本人と外国人が半々。急激な外人観光客の増加をにらみ少ない投資で低価格を実現している。しかし、養蚕業を営んでいた農家の空きスペースとなっていた2階を活用したケースなど、地域の空間資源の有効活用を図った事例も見られる。

一方、古民家宿泊施設には「現地再生」「移築再生」「古材使用」の3種類あり、東海三県にはそれぞれ8、17、3存在^{注2)}、前用途は農家や町家などである。開業年は2000年以降増加しているが、それ以前から開業の施設も少なくない。客室形態は個室・一棟貸し・ドミトリー（相部屋）など多様であるが、寒いながらも古い日本家屋や体験をゆっくり楽しんでもらおうという発想で営業されおり、ゲストハウスとは対照的である。まだまだこのような観光資源はある。

閉鎖されたホテルの利活用

一般にホテルの事業収支は、20年スパンで評価されるが^{文4)}、常に新しい種類も含めたライバルの登場の危険にさらされている。

2015年現在、我が国のホテル営業施設数は1万弱（衛生行政報告例より）であるが、大規模なホテルの多くのほとんどは、2009年まで発行されていた「日本ホテル年鑑」に詳細なホテル概要が掲載されていた。

この情報をもとに、1993年に確認できた約2101施設について、2004年時点での状況を見た（表2）。

年代	新たに登場した種類	主たる利用者	関連事項
明治維新～	老舗ホテル	特権階級	1890 帝国ホテル開業
戦後～	シティホテル	外国からの賓客	1949 国際観光ホテル整備法
1960～	ビジネスホテル	商用旅行者	1964 東京オリンピック
1975～	リゾートホテル	観光旅行者	1977 定住圏構想 1987 リゾート法
1985～	カプセルホテル	観光旅行者（緊急需要）	1985 つくば科学万博
1990～	コミュニティホテル	周辺地域住民	
1995～	バジェットホテル （低価格宿泊特化型）	商用旅行者 観光旅行者（若年）	1996 スーパーホテル博多開業
2010～	ゲストハウス(宿泊施設型)	バックパッカー 外国人旅行者(低価格)	2014 「観光立国推進基本計画」 閣議決定

表1 宿泊施設の歴史的経緯

日本ホテル年鑑 1993～1995 年版に掲載の事例 2101							
宿泊施設継続 240				宿泊施設閉鎖 137			
変化なし	名称変更	名称&経営者変更	用途変更	遊休化	更地	建替え	その他
1724	150	90	28	20	17	70	2

表2 全国のホテルの2004年の状況

その結果、2101施設のうち240施設は何らかの変化が起きている。一方、宿泊施設が閉鎖されたものは137施設あるが、建て替えが70施設と最も多い。宿泊施設としては、通常の追加投資の「変化なし」や単純な「名称変更」により営業を継続できるのが最も良いのだが、近傍のライバル登場による業績悪化、親会社の業績悪化^{注3}などにより「経営者変更」となり、経営を引き継ぐ企業が登場しないほど経営環境が良くない場合は閉鎖となる。閉鎖で着目されるのが「用途変更」であるが、事例は28施設とその実現のハードルは高い。新たな用途が決まる要因は空間形態の類似性であり、例えばシティホテルが医療・福祉施設に^{注4}、ビジネスホテルが集合住宅（ワンルームマンション）に変更されている（図1）。

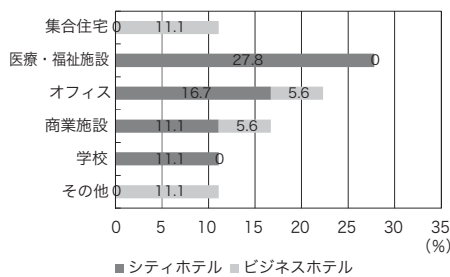


図1 ホテルの「用途変更」の現用途 (N=18)

一方、建替え後の用途が決まる要因は敷地のもつ不動産価値である。「建替え」の多くは、土地は不動産会社等に売却されるが、立地が良好な場合は収益性の高い賃貸オフィス事業が行われ、それ以外では分譲マンション事業の形で早期の資金回収が行われる（図2）。

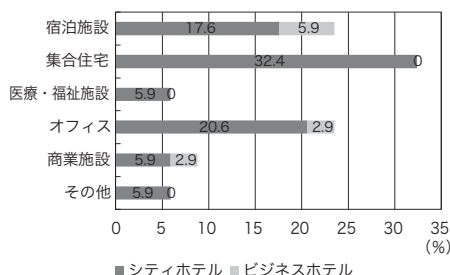


図2 ホテルの「建替え」の現用途 (N=34)

公的宿泊施設の利活用

上述のホテルと異なり、公的宿泊施設は2000年代前半に、行財政改革の一環として急速に処分された宿泊施設群である。もともと公的宿泊施設は、公的資金の運用の手段として計画されたため安い価格設定、民業を圧迫しない計画内容やこれまで民間が進出しづらい立地など、経営的に厳しい条件でスタートした。しかし345施設中144が「再利用」と多い。自治体がいり取って民間会社等に運営委託を行うケース、民間の宿泊施設チェーンが買い取って経営する場合などがある。様々な形で地元自治体は強い関心を寄せたり支援を行ったりするが、概ね施設の老朽度が少なく観光資源に恵まれ、民間施設として経営可能な場合、後者の場合が多いようだ（表3）。

公共の宿1996年に掲載の事例 345(※1)						
宿泊施設継続 252			宿泊施設閉鎖 94			
変化なし	再利用(※)	用途変更	遊休化	更地	不明	
108	144	24	18	10	27	

※1 かんぽの宿とメルパルクを含まない制度所轄団体が国の省庁の11種類の施設

※2 土地/建物、経営者、運営者にいずれかに変更のあった事例

表3 全国の公益宿泊施設の2008年の状況

一方、「用途変更」の用途は有料老人ホーム、教育・研修施設、事務所・庁舎など地域の公的施設に近いものになる割合が高い（図3）。

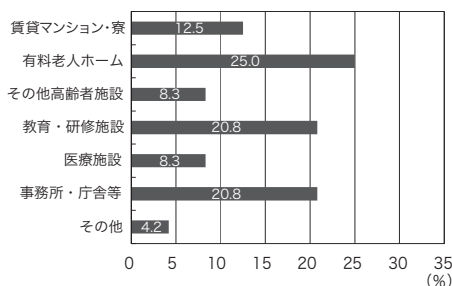


図3 公的宿泊施設の「用途変更」の現用途 (N=24)

これは公的宿泊施設の立地に深く関わっている。この施設は必ずしも財政が豊かではない、高齢化した地域に立地することが多く、彼らは貴重な地域資産として、これまで十分整備できていない施設を新用途として構想しその利活用に積極的に動く。なお、喫緊に必要な施設がなく、また資金が用意できない自治体では、落札が不調となり遊休化や更地となる。

宴のあとの利活用に向けて

観光立国のかけ声が「宴」かどうかは不透明だが、少なくとも一時期に海外からの多く

の観光客を受け入れる必要あり、上記の知見を活かし3つの提言を行いたい。

1) 未利用空間の活用<企画段階>

ゲストハウスや民泊の良い点は、地域に眠っている未利用空間を活用していること。その投資ものの建物価値の向上に結びつく可能性が高い。空き地・空き家・空き空間、大いに結構。何か使えるものはないか。

2) まちとしての構想<計画段階>

将来のまちづくりの方向はどうか、保有する観光資源は何か。不足の施設は何か。まちの再評価の好機である。必要なものには投資もしたい。

3) 経営/運営への地域参加<運営段階>

ヨーロッパのB&Bには感心する。夕食は宿で出さずまちで楽しんでもらう。もてなしの心がベースにある。日本の温泉旅館の部屋食とは対照的。まち歩きを楽しんでもらいファンになってもらい、また来てもらおう。

おわりに

宿泊施設の集積地には成長段階がある。

- 1) 利用客が減少し客を奪い合う中で経営体力を消耗
- 2) これではいかんとまちで結束、将来像描く
- 3) まちを楽しんでもらう企画・施設づくり

ゲストハウスと民泊は一過性か、新たな成長の機会か。地域の取り組みの差が出そうだ。

(たかい ひろゆき)

注

- 1) 石川美澄は文献3で、ゲストハウスという言葉の使われ方の現状を分析し、慎重に宿泊施設型ゲストハウスという言葉を用いている。
- 2) 全国的には、現地再生、移築再生、古材使用の順に多い。
- 3) ホテルは施設単独の収益性は高くない。そのため、鉄道や不動産など親会社との相乗効果を期待して経営されているケースが多く、親会社の業績悪化時に売却されることが少なくない。
- 4) 客室とロビー・宴会場がそれぞれ、客室と外来・検査部門に対応。

参考文献

- 1) 高井宏之：泊まる・もてなす（宿泊施設）、建築計画学、pp.221-230、理工図書、2013年
- 2) 高井宏之：建築の長寿化に向けた閉鎖された施設の有効利用に関する研究、名城大学理工学部研究報告、第49号、2009年
- 3) 石川美澄、山村高淑：国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究、都市計画論文集、Vol. 49、No. 2、2014
- 4) 高井宏之ほか：タイプ別ホテル開発運営実務計画資料集、pp.66-88、綜合ユニコム、1997年
- 5) 高井宏之、藤本秀一ほか：公的宿泊説の有効利用の研究、日本建築学会・地域施設計画研究29～31、2011～2013

編集後記

法令分科会

本特集号は、観光立国を目指す日本において、昨今話題となっている、宿泊施設不足に対する取り組みについて、宿泊施設を取り巻く環境を踏まえたうえで、行政の取り組みや海外を含めた事例等をご紹介いただいた。

我が国における宿泊施設を取り巻く環境は、「民泊」という新しい形態も含めて、日々変化しており、地域によりその状況も異なる。そのため、国内、地域の実状を踏まえたうえで、より良い宿泊施設整備に向けた法整備を早急に進めることが重要であると感じている。

本特集号が、宿泊施設に関する法整備に携わられている方々や計画・設計に携わられている方々の参考になれば幸いである。

最後に、御協力いただいた執筆者の皆様には、この場を借りて御礼を申し上げます。

(磯林雅之)

観光客により長く宿泊してもらうことは、宿泊地となるまち全体での地域活性化につながっていくことがよく理解できた。

しかしながら、新たな宿泊形態である「民泊」については、今までホテル・旅館としては立地できなかった住宅専用地域でも立地が可能となる。これにより、今までの都市計画の用途地域制度のもと形成されてきた既存の地域コミュニティとの摩擦が課題となってくると思われる。自治体での取り組み紹介ではこの課題に対する苦勞も感じられた。

今回の特集が、「宿泊施設」を核とした地域全体を活性化させる今後の取り組みのヒントとなることを期待する。

(黒川正樹)

民泊が社会問題になっている今、これら宿泊施設の法整備が喫緊の課題となっている。しかし民泊の中にはハード面では、一般の住宅と変わらないものもあり、ソフト面に対する法整備及びその規制遵守の管理は難しいところがある。また、今後、もし観光客が減少し、

現在の宿泊施設が余った場合、再びスクラップアンドビルドのやり方を繰り返さないためにも、将来を見越して、適切に他の用途に変更可能な柔軟な設計対応及び法体系の整理を望む。

(河野 学)

日本には、多様な自然や風土を背景とした個性豊かな地域が数多くある。先人たちに育まれた歴史文化や人々の営み、近代化の中で形成された都市などが相まって織りなす美しいまちなみや風景は、訪れる人々を魅了する。現在、訪日外国人旅行者数の増加などを契機として、住宅宿泊事業法の制定、旅館業法の見直しなど、宿泊施設を取り巻く状況は目まぐるしく変化している。おそらく、地域の多くの人々にとっては何が起きているかわからないのが実情であろう。「地域にとって、観光とは？宿泊施設とは？」本特集が地域と一体となった宿泊施設づくりのヒントになれば幸いである。最後に、協力いただいた執筆者の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げたい。

(小林智成)

観光立国を実現することは、我が国の経済や社会発展のために不可欠な重要課題であるものの、外国人旅行者の急増に伴い、多くの課題も浮き彫りになっている。

特に宿泊施設が不足する中での新たな宿泊形態である「民泊」は、今後の観光振興を図るうえで活用することが望ましいと考えるが、一方で安全・安心の確保と施設周辺の生活環境の保全を図るための整備が急務である。

民泊新法が制定されるなど、法整備がされつつあり、各自治体の手腕が問われる中で、本特集における海外の事例や日本の取り組みは、宿泊施設の環境整備を考える際の参考となるものであり、今後、各自治体での適切な「民泊」の運用に寄与できればと考えている。

(武田知士)

連載 No.560

法令コーナー

新景観計画を 施行します (H29.10.1) ～都市の風格や活力を高め、 まちの愛着や誇りを育む大阪 らしい景観をつくる～

松崎富士子

大阪市役所都市計画局計画部都市計画課
都市景観担当課長代理

改正の背景

大阪市は、平成18年2月に景観計画を策定し、大規模建築物等の建築等に際して届出を求めることにより、周辺と調和した景観を誘導してきた。

景観計画策定後約10年が経過し、経済社会の成熟化が進むとともに、景観に対する市民の意識が高まっていること、機能更新に伴いまちなみが大きく変容していることから、景観計画においても、地域の特性をいかせるようなものが求められるようになった。

また、従来の景観計画のほかにも、指導要綱により実施してきた建築美観誘導制度（昭和57年）や都市景観条例（平成10年）に基づく様々な景観施策が存在しており、それぞれの施策の実効性を高めつつ、施策全体を体系的にかつわかりやすく新たな景観計画として整理し、本市の景観施策の総合的な指針とする必要があった。

これら背景を踏まえ、平成29年3月に景観計画及び都市景観条例を改正し10月に施行する。

改正の概要

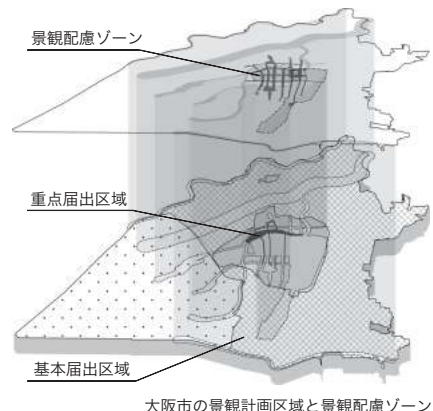
■景観特性に応じた景観誘導

これまで大規模建築物等を届出対象として、市域（＝基本届出区域）一律の景観形成の基準により誘導を行ってきたものを、地域特性を踏まえた誘導を行うため、大きく都心・臨海・一般の3つの区域に区分し、区域ごとに景観形成の方針及び建築物の形態意匠、色彩などに関する詳細な基準を定めたほか、河川沿いなど、地形等の景観特性に配慮すべきエリアを「景観配慮ゾーン」と位置づけ、それらの特性を踏まえ、さらに上乘せして方針及び基準を定めた。

また、特に重点的な景観誘導を図るエリアを「重点届出区域」として位置づけ、都心部の主要な幹線道路である「御堂筋」「堺筋」「四つ橋筋」「なにわ筋」「土佐堀通」「国道2

号」の沿道地区と、土佐堀川・堂島川に囲まれた中之島地区を加えた7地区を指定した。

基本届出区域が、届出対象を大規模建築物等に限定しているのに対し、重点届出区域では、全ての建築物や屋外広告物等を対象としている。さらに、建築物の壁面の位置や1階部の形態、屋外広告物の大きさといった項目も加え、美しい街路景観や水辺と調和した景観の誘導を図ることとした。



大阪市の景観計画区域と景観配慮ゾーン

■事前協議制度による効果的な運用に向けて

景観形成方針や基準に沿った適切な景観誘導を図るため、その効果的な運用の仕組みとして、建築物等の届出の前に本市との事前協議を行うことを、都市景観条例において義務付けた。あわせて、建築物の建築等の行為を、特定届出対象行為として定めることにより、より良好な景観形成の誘導に向けた実効性を高めることとした。

景観計画による届出制度は、市域の景観水準の向上を目的に、周辺との不調和をなくす、いわばネガティブチェックの役割が大きい。そのため景観計画に示す景観形成基準の大部分は周辺との調和といった定性的な基準となっている。しかし、周辺との調和やデザインの良い悪いといった基準は個人の感覚により判断が異なるため、景観協議において誘導することや基準への適否を判定することは容易ではない。そこで、景観協議において有識者に意見を聴く仕組みを導入することとし、また届出者との景観協議を円滑に進めるため、景観誘導の事例や基準の解説を示した新景観計画の解説書「景観読本」を作成する予定である。

■公共施設の景観形成

今回の改正では、現に大阪市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設を景観重要公共施設に指定した。道路は「御堂筋」、河川は「土佐堀川」と「堂島川」、公園は「中之島公園」である。整備に関する事項と占用等の許可の基準を定め、公共自らが、これらに基づいて、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行う。

■地域の景観まちづくりの推進

地域との協働による景観まちづくりを推進するため、地域の自主的なルールづくりと運用に対する支援を導入する。

地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることを目的に、建築物や工作物の形態意匠、屋外広告物の設置に関する行為の制限など、地域特性や課題に応じた景観形成方針、整備基準やマナーなどについて地域独自のルールを策定しようとする団体を「地域景観づくり推進団体」として認定し、地域ルール策定に向けた活動支援を行う。

その結果「地域景観づくり推進団体」が地域独自のルールを策定し、対象区域の土地所有者等の過半を超える合意を受け、かつ事務局体制を確保し、自主的にルールの運用ができるようになれば、そのルールを「地域景観づくり協定」として認定し、協定の運用支援を行う。

協定認定後は、協定締結区域における建築行為等の際に、事業者に対し地域景観づくり推進団体との意見聴取の実施を求めることで、その協定の効果的な運用を図る。

地域の個性を引き出す、魅力的な景観づくりを行うことで、大阪の魅力をより高めたいと考えている。

100年先の大阪

大阪市における景観形成に関わる施策は昭和9年の美観地区の指定からはじまり、行政指導による御堂筋沿道の百尺規制の継承など、美観地区の趣旨を継承しながら現在の景観施策の基本的な枠組みが作られた。平成18年には景観計画の策定により景観法に基づく各種施策を導入し、今回の改正に至っている。

今年、御堂筋は80周年を迎えたが、先人から受け継がれてきたこのまちなみを100年先に届けるために、これからもハードにハートをこめる仕事を続けていきたい。

（まつざき ふじこ）



御堂筋のイチョウ並木

松崎富士子

1972年生まれ。1995年関西大学工学部建築学科卒業。1995年大阪市役所入庁

連載 No.424

設備の頁

香里園・八木邸
～呼吸する住宅～

加嶋章博

摂南大学理工学部建築学科
教授

「気候風土に適応した住宅」

建築環境工学の先駆者の一人といわれる近代建築家・藤井厚二（1888～1938年）の自邸「聴竹居」（1928年）が今般、重要文化財に指定されることになった。「クールチューブ」と呼ばれる土管を地中に埋め込み、冷気を室内に取り入れたこの住宅は、まさに日本の夏を快適に過ごすことができるものだった。それは、傾斜地あるいは敷地西側の風当たりの良い木陰といった敷地条件を環境共生の視点から読み解いた結果でもあった。

欧米でのモダニズムの萌芽を吸収した藤井は「気候風土に適応した住宅」こそ我が国が必要とするものとし、聴竹居を設計しながら上梓した『日本の住宅』（岩波書店）にその設計理念を示した。「クールチューブ」の他、部屋毎の通風や換気特に配慮し、空気の流れを徹底して追究したのが床下と天井裏を結ぶ「通気筒」だった。聴竹居を含む「実験住宅」と呼ばれる作品群にはこうした藤井の環



図1 香里園八木邸



図2 八木邸1階には3箇所に通気筒がある

境共生手法が見て取れる。

本稿で注目する香里園・八木邸（図1）は、聴竹居の二年後（1930年）に竣工した注文住宅である。「クールチューブ」を設置する敷地ではないが、2階建て各階にそれまで検証してき

た「通気筒」を随所に取り入れ、家全体にわたって空気の動線を考え、日本の風土に適応した「呼吸する住宅」を実践している。

空気の動線計画

藤井が設計する住宅には開口部も多く、なるべく北東からの新鮮な空気を取り込めるよう配慮し、部屋毎の空気の流れも良い。ただ住宅には当然ながら窓を開けただけでは風が抜けない場所がある。床下、天井裏、屋根裏がそうである。藤井はこうした隠れた層に溜まる空気の動線計画に特別な注意を払った。

常套手段だが、1階床下部分については基礎立ち上がり部分の「外気取入口」からある程度気流は確保できる。切り妻壁の「通気窓」も暖まりやすい屋根裏層の空気の自然対流が期待できる。だがもっとも空気の自然循環を期待し難い場所、それが1階天井裏であった。

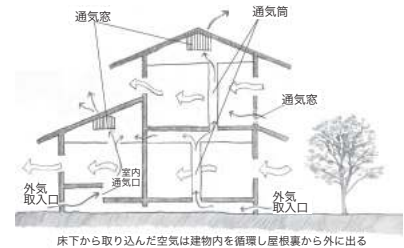
そこで藤井は各階の床下と床下（天井裏）を垂直に結ぶ木製ダクト「通気筒」を取り入れ、分散配置している（図2）。通常これらは目立たないよう押し入れや納戸に設えている（図3）。ここで着目すべきことは、1階の「通気筒」と2階の「通気筒」が1本の繋がったダクトではなく、敢えて位置をずらして計画していることだ。室内からは見えないが、筒の上下はそれぞれ床下、天井裏に面して口が開いている。「通気筒」は、1階床下、2階床下、屋根裏、これら3つの層を連結する役割をもつ。1階床下と屋根裏が物理的に繋がっているため、2階屋根裏でおこる自然対流に応じて、1階床下の冷たい空気が、1階床下層～通気筒～2階床下層～通気筒～2階屋根裏層へと空気の循環を促し、各層の結露対策、温度上昇の抑制に効果的である（図4）。

設えとしての環境共生装置

八木邸の「通気筒」はどれも室内に直接面した口を持たないが、室内と1階床下を直に繋ぐ「通気口」が八木邸には存在する。当時アメリカ製の電気オープンが部屋中央に設置された立派な調理室は、3人の使用人が切り盛りする広くモダンな空間であった。温度が上がりやすいこの調理室には小上がりの



図3 押し入れに隠された通気筒（木製ダクト）



床下から取り込んだ空気は建物内を循環し屋根裏から外に出る

図4 空気の動線（概略図）



図5 小上がりとの段差に設えられた調理室の通気口

和室「下女部屋」が隣接するが、その出入りの障子戸の足元に、調理室の床との30センチの高低差を活用した開閉する蓋付きの「通気口」を設えている（図5）。開けると縁の下の冷気が調理室に流れ込み、天井に設けられた「換気口」から屋根裏へと送られる。調理室部分は平屋建てであり、直上屋根の妻側に設けられた「通気窓」から外部へと空気が送り出される仕組みである。聴竹居の「クールチューブ」も同様に小上がりを利用した設えであった。藤井にとって小上がりは環境共生装置としても機能し得るものだった。

八木邸では畳の間を隣接する板間より30センチ高い小上がりとし、両空間の一体利用が可能となるよう計画されている。小上がりは床座と椅子座の両者の視線高をあわせる設えであり、また隣接する板間と合わさった一つの連続した新しい生活空間でもあった。それは単なる和洋の折衷というより、日常の振る舞いや衣装など和と洋を自由な感覚で選択できる豊かな生活スタイルを目論んだ藤井らしい設えだ。こうした意匠と環境共生の視点が結びついたきめ細やかな設えは、日本人が必要とする豊かで快適な日々の暮らしを求めた藤井の建築家としての手腕を物語る。

おわりに

住宅は傷んできたら50年程で建て替えれば良いと藤井は施主に語っていたというのが、大工・酒徳金之助の確かな技術もあって、八木邸は90年近くたった今も床が軋む場所はほとんどない。頑丈で、驚くほどに「健康な家」である。それは家が「全身」で呼吸し続けているからではないだろうか。

（かしま あきひろ）

加嶋章博

2003年京都工芸繊維大学大学院博士後期課程修了、博士（学術）、2015年より現職。

Member's Forum

会員投稿の頁



U-35委員会企画 Field Work 活動報告

日本建築協会100周年の節目にあたり、U-35委員会は、これまでの4年間にわたる活動における「建築と社会」のより良い関係を様々に探る企画（talkbaton、action）の延長として、日本に留まらず海外に目を向け、『Panel Discussion』と『Fieldwork』の2つの企画を行いました。

海外で活躍されている4名のゲストをお招きして海外に身を置く視点から、建築と社会について考察する『Panel Discussion』企画（本誌2017年7月号掲載）と連動する形で、『Fieldwork』においては私たちU-35委員会メンバー自身が海外に赴き、実際の環境や文化を肌で感じ、それぞれの地域で働く設計者にインタビューを行うことにより、これからの日本において建築を通して社会を豊かにする新たな視点、ヒントを探りました。

U-35委員会Facebookページ

活動内容やメンバーの雑感などごつくばらんに情報をアップしています。ぜひ一度お立ち寄り下さい。

<https://www.facebook.com/U35.aaj>

海外三都市を訪れ、「建築と社会」の多様性を考察する

様々な地域や国、社会の中で生まれている新たな価値観に対して建築がどう応えていくのか、また新たな価値そのものを生み出すために建築が出来ることは何か、「建築と社会」の幸せな未来について模索すべく、社会的背景について異なる特色をもつ三都市を訪れました。

1. 香港 -Hong kong-

超過密都市／格差社会／国際都市の多様性

2. ベトナム -Vietnam-

現在急速に経済成長している発展途上国

3. シンガポール -Singapore-

政策と結びついた戦略的な都市開発がなされた、アジアを代表する国際都市



Hong Kong



Vietnam



Singapore

Member's Forum

会員投稿の頁

Field Work in Hong Kong

視察・対談日：2016/11/03～05

参加委員：廣富純（佐藤総合計画）、森下大右（昭和設計）、若江直生（日建設計）、小原信哉（山下設計）

香港に学ぶ建築・都市の展開

世界的対応が必要とされる難民受け入れ問題が起こっている中、多様な国家としての在り方について、全人口に対する外国人人口が1%強の割合しかない日本においても議論する必要があります。

そこで、現状において多様な人種で構成されている国際都市「香港」を建築と社会の関わりの観点からリサーチすることにより、将来の日本における多様化する社会を考える上で、建築や都市のよりよい展開のヒントになればと考えます。

また、ヨーロッパに拠点を置き、香港でも活躍している建築事務所のHerzog & de Meuron小室氏、OMA Goudsmit氏を訪問し、日本と異なる文化圏に属する立場から見た香港は日常の生活や仕事を通してどのように映っているのかをヒアリングすることで、香港の本質に迫りました。

香港の都市空間構造

香港という都市を考える上で、特徴として次の3つの視点があると考えました。

- ・超過密都市 Hyper-Density
- ・格差社会 Social Divide
- ・国際都市の多様性 Diversity

これらの特徴がどのように影響し、香港独自の都市をつくり上げているのでしょうか。



凹凸のある多孔質なファサード

香港はほぼ国有地のため、デベロッパーは限られた土地で最大の入居者を得るための提案しか求めません。香港人は部屋数が多ければ、ひと部屋がどれだけ小さくても価値を見出すため、超過密となる塔状の形態となります。また、香港の建物は平面形状が凸凹していますが、これはどんな狭いスペースでも人が住んでしまう可能性があるため、香港の建築基準法ではすべての室（倉庫等）に窓をつくらないといけないことに起因しています。



持ち上げられたパブリックスペース

香港の都市空間で目に付いたのは地上レベルと切り離されたペデストリアンデッキによって、各建物をつなげ連続していく構成でした。地上レベルは自動車による交通インフラが張り巡らされ、その上部に歩行者動線かつ広場となるパブリックスペース

があります。これは建物の超高層化と同様に、香港という土地の面積が狭い地域が見出した空間の立体的利用手法であると考えます。



さらには、日本では、建物の1階レベルの公園や屋上庭園などに設置しているパブリックスペースを、香港では中間階（5階レベル等）に設置しています。これは、平面で建物と建物の空際に配置されるパブリックスペースを、垂直に積層されたプログラムの空際に配置したと読み替えることができます。環境のよい空間を立体的につなげていくことは面積の有効活用となる一方で、地上レベルとの明確な区分による分断が生じているように感じました。



Member's Forum

会員投稿の頁

Interview with the Architects
in Hong Kong

interviewee

Herzog & de Meuron

MAI KOMURO

2005年に京都大学工学部建築学科卒業の後、東京大学建築学専攻千葉学研究室に所属。スイス連邦工科大学チューリッヒ校での留学を経て、2008年にバーゼルのHerzog & de Meuronに就職し、2014年より現職のAssociateとしてHerzog & de Meuron 香港に勤務。

格差社会により つくられた風景

Q. 香港の価値観で驚いたことはありますか？

香港人にとって、強い陽射しや突然の雨を避けられて冷房の効いているショッピングモールに行くことが、休日の最良の過ごし方とされています。ヨーロッパのように、公園で日光浴などをして過ごすという価値観はないようです。ただ、このような整備されたパブリックスペースで過ごすことができるのは富裕層の限られた人であり、貧困層は屋外のオープンスペースで過ごしています。



特にフィリピン系移民が多いハウスキーパーは平日に住み込みで働いていますが、与えられる部屋は非常に狭く（トイレくらいの大きさ）、さらには、日曜日は雇い主が寛ぐために家から出され、屋外の公園やペDESTリアンデッキなどにレジャーシートを敷いて過ごす姿で埋め尽くされる風景が当たり前になってしまっています。



香港の今後

Q. 今後の香港は建築的視点から見て、どうなると考えますか？

リーマンショックの影響で香港の設計者は建築だけでは食べていけないことから、インテリアやプロダクトデザインなど建築以外の職種にも手を広げた結果、建築家の職域が広がったことはおもしろい展開だと思います。

また、不景気による就職難のため、優秀な学生が地方に根付いたことにより、地域の建築で面白いものがチラホラ出てきており、香港全体での建築の盛り上がりが期待されます。

Herzog & de Meuron

—設計プロセス

Q. Herzog & de Meuron（以下HdM）での働き方を教えてください。

コンセプトデザインやスキマティックデザインはバーゼルで行い、現地に開設している事務所（香港）ではもっと細部のデザインを詰めたり、ローカルアーキテクトや

コントラクターとの調整を行います。

どの国につくる場合であっても、HdMらしさを所員皆が意識しており、自分のアイデアやデザインはロジカルに説明できないと通じません。チームで分担してリサーチを入念に行い、コンテキストをしっかりと読み解き、ロジックを積み上げながら議論を深め、各スケールで詳細までアイデアを検討しながら建築をつくっています。



Member's Forum

会員投稿の頁



interviewee

OMA

INGE GOUDSMIT

AssociateとしてOMAに勤務。

代表作としては、現在建設中の台北パフォーミング・アーツ・センターなど。

香港の都市計画

Q. 香港でお気に入りの場所がありますか？

香港北部の中国国境近くにニューテリトリ（新界）と呼ばれている地元の色が濃いところがあり、そちらの方が魅力的です。香港人口は700万人で、香港島に100万人、ニューテリトリ200万人、周辺地域400万人が分布しています。2050年までに15万人の都市をニューテリトリにつくる計画があると聞いていますが、香港全体を包括したマスタープランではなく、コマーシャルベースで計画されていることが問題です。

多様性とは

Q. 香港における多様性はどう感じていますか？

外国人は香港島に集中しており、香港人とエリアでの明確な棲み分けがされているため、国際化により多様性があると判断するのは疑問です。例えば、オリンピックシティという新規開発された住居エリアがあり、下町の30倍の地価が付いています。そ

こにまた高収入の外国人が入居することで、棲み分けが進んでいます。最寄りの駅からオリンピックシティへは、下町を通らずに直接アクセスできる経路が用意されており、文化が混ざることを前提としていない都市計画となっています。



OMA ローカルとの関係

Q. OMAにおけるローカルアーキテクトとの関わり方と教えてください。

香港における設計のステージは以下4つに分かれています。（日本では基本設計、実施設計）

- ①コンセプトデザイン
- ②スキマティックデザイン
- ③デザインデベロップメント
- ④コンストラクション

また、インフラ（土木）系は、ヨーロッパでは建築家が参加しますが、香港ではエンジニアに任ざれてしまいます。OMAとローカルアーキテクトの役割関係は、①②まではほぼOMAですが、構造や環境設備は契約に応じて②辺りから擦り合わせていきます。契約金額によってはスキームレベル以降を

ローカルアーキテクトに委ねざるを得ないこともあり、ディティールが甘くなってしまう。そうならないようにクライアントに理解してもらい、最後まで関われるような契約にまとめることが非常に重要です。また、ローカルアーキテクトは重要な情報源となっており、地域性を重要視する中でアイデアに昇華し、ひとつひとつのプロジェクトに個性を持たせたいと思っています。



香港視察を終えて

香港における密集・多層化した都市の様相は、コンパクトにまとまって暮らすことの究極的な終着地と言えますが、格差社会が豊かさよりも窮屈さを際立たせており、過密都市を抱える日本においても、どのような都市の在り方が豊かさをもたらすのかを探索し続ける必要があると感じました。

また、香港では都市の中で経済的・文化的な棲み分けがおき、国際化に伴う多様性の広がりはありませんとのことでしたが、今後国際化を進めていく日本において、文化を柔軟に取り入れてきた日本の特性を活かし、混ざり合い多様性のある豊かな都市を目指していきたいと感じました。

Member's Forum

会員投稿の頁

Field Work in Vietnam

視察・対談日：2016/11/03～06

参加委員：興津俊宏（竹中工務店）、下田康晴（東畑建築事務所）、出来佑也（昭和設計）、宮武慎一（安井建築設計事務所）

ベトナムに学ぶ建築・都市の展開

アジアの中で今後、国全体の発展が非常に期待されるベトナム（ベトナム社会主義共和国）は、日本と同様に南北に長く、地域によって大きく異なる気候をもつ国です。また南北が分断され、別々の国であった歴史から、地域ごとに異なる文化が形成されています。

今回のFieldworkでは、ベトナムの主要都市である「ホーチミン」・「ハノイ」・「ダナン」の3都市のリサーチを行うとともに、「緑化建築」・「竹建築」・「ローコスト住宅」を軸にベトナムの建築界をけん引している「Vo Trong Nghia Architects（以下、VTN）」にてパートナーとして活躍しておられる建築家の澤秀俊氏を訪ね、VTN作品の視察と、インタビューを行いました。

今後さらなる発展を遂げるであろうベトナムと、成熟社会を迎えた日本、それぞれが見据える今後の社会における建築のあり方について考察すべく、ベトナムを訪れました。

ベトナムの都市構造

今回の視察を通して、ベトナムのパブリックスペースの特徴として「親密さ」が重要な要素のひとつでは、と感じました。

1つ目の事例としては、首都のハノイの街です。ハノイは、古くからの歴史・文化を感じさせる建築と人々の活気に満ち溢れた都市であり、歩道空間は各住戸・店舗が軒並み使い倒している印象でした。そこには社会主義ゆえに家族・近所同士の繋がりが強いことから生まれる、人間同士の豊かな繋がりの一端を垣間見ることができました。またハレの都市空間の利用方法がとてもエネルギーで、街中の道という空間が店舗からあふれ出た人々で埋め尽くされていたり、音楽の演奏や曲芸が至るところ

で始まったりするなど、老若男女がその都市空間全体を楽しんでいる感覚に満ち溢れている様子でした。歴史的背景もあり、国全体の平均年齢が20歳台（日本は40歳台）ということも起因しているのかもしれませんが、このような魅力は今後の経済発展の後も、保ち続けてほしいと思います。



2つ目の事例としては、VTN作品視察として訪れた「Sen Village Community Center」です。ホーチミン郊外に開発中の広大な宅地開発の中心となる空間として設計された竹構造による直径30mのドーム建築です。まだ周囲は住宅建設中ですが、これから人々が集うための空間として、家具的スケールの竹という素材が束ねられ、パテオンのように求心性を帯びた空間がダイナミックに実現されています。周囲に開放されながらも親密さを感じられるその内部空間は、ベトナムの伝統的で身近な素材でもある竹を、様々な技術検証の積み重ねにより築きあげたVTN事務所の力作であり、今後のどのように使われていくのか、とても興味深い空間でした。



Lack of Greenery (緑の欠如) から Greening the City (緑化都市) へ

現在の高度経済成長をけん引しているベトナム最大の経済都市のホーチミンをはじめ、ベトナムでは急速な都市化による、超

過密化が進行しています。バイクを中心とした交通手段による大気汚染や騒音に加え、建物同士は密接して建てられるなど、とにかく街や歩行者空間にゆとりがなく、パブリックスペースも非常に少ないのが印象的でした。またそれらに起因して、都市部のヒートアイランド化が加速している上に、子どもたちが安心して過ごせる場所が失われつつあることから、ひきこもりなどの社会問題を引き起こしているとのことでした。訪問したVTN事務所のリサーチによると、他の先進国と比較しても特にホーチミン市の緑地率は1人当たり0.7㎡と圧倒的に少なく（日本は東京でも10.6㎡/人）、都市に緑をもたらすことが、先にあげた都市問題の解決に繋がるのではないかとということで、緑化を積極的に提案されています。



そんな緑化建築のひとつであり、ベトナムの気候風土にふさわしい、緑や水・自然光や自然通風を活かしたライフスタイルと近代的なライフスタイルの共存を提案している「Binh Thanh House」を、設計者であり住まい手でもある建築家の西澤氏に案内して頂きましたが、抜けのある空間構成とボラスなファサードにより、都市と自然との心地よい関係が見事に表現されていました。VTN事務所の住宅作品の近くには、似たような建築が増えることもよくあるそうですが、形骸化した「環境配慮」を超えて、都市部でのライフスタイルと密接した緑と建築との共存は、とても魅力的でした。



Member's Forum

会員投稿の頁

Development of Bamboo Architecture (竹建築の展開)

中部の都市ダナンでは、VTN作品における代表作として挙げられる「Naman Retreat」を訪れましたが、VTN事務所で取り組んでいる竹建築、緑化建築のひとつの集大成ともいえるその空間は、構造・インテリアなど多岐にわたり竹の特長を活かした空間が展開されていました。竹建築の課題として、多層化・機密性・素材のブレの問題などが今後の課題、とのことでしたが、海外からの需要も増えてきているようで、地域から世界を見据えた竹建築の展開が今後も期待されます。



Interview with the Architect in Vietnam



interviewee

Vo Trong Nghia Architects
HIDETOSHI SAWA

1983年 岐阜県高山市生まれ。
2005年 名古屋工業大学卒業。
ミュンヘン工科大学、HIDE & VON BECKERATH (ベルリン) 後、2009年 東京工業大学大学院修士課程修了。2011年 テーラード・デザイン研究所共同設立。2014年よりパートナーとして、Vo Trong Nghia Architects に勤務。

ベトナムにおける建築／建築家像 (Architecture and Architect in Vietnam)

社会主義国家であるベトナムにおいて、設計事務所が公共建築を設計する機会に恵まれず、街で良い建築に出会う機会が殆どない、とのこと。Vo Trong Nghia という建築家が現われる以前、ベトナムにはそもそも「建築家」にあたる言葉そのものがなかったとのこと。日本で建築を学んだNghia氏がベトナムに戻り、「人間と自然を繋げる媒介としての建築」を目指して積極的に建築の価値を向上させ、建築家の地位を確立するための働きかけを行った結果、ベトナムにおいて「建築家」という言葉が根付いてきたとのこと。作品の質を高める

ことはもとより、テレビやラジオ・新聞などのメディアへの発信に積極的に注力してきた結果が功を奏し、近年は建築界の将来のために建築教育にも力を注がれているそうです。

日本人に分かりやすく例えると、Nghia氏は「ベトナムの丹下健三」とも呼ばれているとのことでしたが、上記のような華々しい建築家像を確立された一方で、設計事務所に加えて「Wind and Water House」という竹建築専門の施工会社も抱えられており、事務所設立以降、様々なプロジェクトを通じて竹建築の技術向上に取り組まれています。建築家でありながら、事業家でもあり、研究者でもあるというマルチな才能に溢れたまさにパイオニア的存在であるNghia氏。

そんなNghia氏の建築思想が自身の建築思想と重なる部分があり、共感を覚えたため、パートナーとして協働することを決めたという澤氏ですが、多忙なNghia氏にかわって、世界中から集まるスタッフやインターンを抱えながら、ホーチミン事務所におけるプロジェクトは全て自身で設計しているつもりで取り組まれているそうです。澤氏曰く、日本に戻っても場所にとらわれず、自身の事務所には積極的に海外のスタッフを迎え入れ、世界を見据えた設計活動を続けたい、とのことでした。



Member's Forum

会員投稿の頁

ローカル／グローバル
(Local and Global)

澤氏との対話を進める中で、今後の建築のあり方を示唆するひとつの指針として「資本主義の次の建築へ向けて」というキーワードを伺うことが出来ました。

今後の澤氏の将来的展望を伺うにあたり、また日本に戻りたいとのことでしたが、戻ってから目指すべき自身の建築家としての方向性について、「日本という国は、四季が移ろう世界の気候の縮図のような国でもあるし、成熟社会を迎えた社会に資本主義の次の展開を示すことができる、世界的にも次世代の社会のあり方を発信しうるポテンシャルを秘めた、世界のひな型となりうる国だと考えている。現在のVTN事務所のようなスタイルで、地方に居ながらにして世界に発信できる価値をもった建築（＝資本主義の次の建築）を提案していきたい。」とのことでした。

グローバル社会において、質が高いと評される日本の建築技術を、われわれは誇るべきであるし、その価値を外へ広めていくだけでなく、地に足をつけて日本の地方の現実と向き合いながら、双方を視野に入れた価値を生み出そうとする、澤氏の姿勢にとても勇気づけられました。また、それらを成し遂げる全ての根幹にある澤氏の「現実をありのままに見つめ、自分自身と向き合い続ける」という姿勢が、今後の日本社会において重要なものかもしれないと感じました。

人／自然
(Human and Nature)

VTN事務所の建築思想として「人と自然をつなげる媒介としての建築空間の創造」を目指している、とのことで、建築的には「緑化建築」「竹建築」「ローコストハウス」に加えて、その土地でとれた材料を使う、ということを進めています。また、事務所の特色として健全な事務所運営のために、勤務時間内に「瞑想」を取り入れることに重きを置いているとのことでした。

建築設計の職能上、急激なスピードで膨大な情報が流れていく中で、様々な物事が

決まり、過度なストレスを強いられうることも多く、特にベトナムでは、日本に比べてクライアント側から求められるスケジュールが過密であったと思えば、事業が途中で頓挫することもしばしばだとか。

そのような環境下で、常に冷静な視点で物事を判断するために日々の勤務時間の中にあえて「瞑想」の時間を毎日2時間、とりいれられているとのことでした。

忙しい中で、貴重な時間をあえて立ち止まってリフレッシュに費やすというのは、一見矛盾しているようにも思えますが、立ち止まって自身と向き合うことで、各々の心のバランスを保ち、落ち着いた状態で的確な判断を行うことができるようになるため仕事のクオリティを保つことができるそうです。スタッフ同士も、自分自身と向き合うことで人あたりも良くなり、事務所内の雰囲気も良くなるのだそうです。ちなみに事務所は基本、居残り禁止で残業も良しとされていないのだそう。

建築の質の向上だけでなく、それを設計する側の人間の内面にも踏み込んで、事務所のワークスタイルに瞑想を取り入れるというところまで実践している点は、とても興味深い内容でした。ちなみにこのワークスタイルについては、Nghia氏自身が日本の建築業界を反面教師にして生まれた考え方とのことを伺い、日本の建築業界もまた見つめ直す必要があるのではと感じました。

ベトナム視察を終えて

経済発展を遂げた日本の都市の中で普段生活している私たちにとって、超過密交通の都市風景や人々の活気に満ちた路地空間、緑や自然との密接な暮らしぶりはとても新鮮で、都市環境的には様々な問題を抱えているものの、高密度で近接した距離感においても、大らかに社会や自然を受け入れ、親密な距離での生活を楽しんでいるベトナム人の感受性の豊かさは、今後の建築と社会の関係性においても大切にすべき部分のひとつではないかと感じました。

また竹や緑といった身近な素材の発展的展開に加え、その土地ならではの素材や汎用性の高い素材を緻密な技術の積み重ねにより昇華させた建築作品を世界に発信し続けながら、瞑想を取り入れるなどにより、心身ともに設計者・事務所全体の健全さを保つことで設計の質も高めていこうとするVTN事務所のワークスタイルはとても刺激的であり、今後の日本社会においても、建築のあり方とそれをつくる人々のあり方について、見習う点が多いのではと感じました。



Member's Forum

会員投稿の頁

Field Work in Singapore

視察・対談日：2017/01/13～17

参加委員：駒井陽次（Style Agency/PARK Lab.）、三谷帯介（鹿島建設）、出来佑也（昭和設計）、高畑貴良志（日建設計）

シンガポールに学ぶ建築・都市の展開

シンガポールは国家としての短い歴史の中で、政策と結びついた戦略的な都市開発が進められ、アジアを代表する経済都市、「ハブ」としての地位を築きました。

その成果は民間の建築のみではなく、計画的に作られた豊かな公共空間にも見て取ることができます。今回の視察では、実際にシンガポールで働く建築設計者の声をお聞きし、建築と社会の関係のあり方の一端を読み取りたいと考えました。

シンガポールの歴史と都市構造

シンガポールは、1826年から英国の植民地となり、貿易港として発展する過程で、自然発生的に街が形成されました。

第二次世界大戦後は急激な人口流入により不法居住密集地区が生まれ劣悪な状況になりました。その後、英国植民地政府が住宅の計画的整備を促進したものの効果は少なく、1965年のマレーシアからの独立当時でも住宅不足は深刻化し、貧困な生活環境や社会基盤整備の欠如といった多くの問題を抱えていました。

ガーデンシティ

しかし、その後の政府の都市計画により、社会基盤の整備、公共住宅の建設、ニュータウン（公共住宅団地）や工業地帯の開発、空港、港湾、緑地公園などの整備が進み、現在では美しい街並みと緑豊かな「ガーデンシティ」の国として世界的に知られるようになりました。都市計画の特色としては、①与党長期政権を基盤とした、長期的視野に立った総合的都市計画の策定及び遂行②埋立による国土拡張③自然や歴史との共生、などが挙げられ、狭い国土が計画的かつ有効に利用されています。

Interview with the Architects in Singapore



interviewee

WOHA

Richard Hassell

「WOHA」は1994年に Wong Mun Summ と Richard Hassell によって設立された、シンガポールを拠点とする建築家ユニット。南アジアで最もよく知られ、最も多くの受賞を持つ建築設計事務所のひとつである。その作品は現代建築の形態や着想に対する探求に加えて、地域の伝統やコンテクストに対する深い配慮によって、実用性と創造性との独自の融合を作り出している。

事務所設立から現在

私が大学生活を送っている時にオイルショックがありました。オイルショックの後、世界的に環境対策が重要視されるようになり、建築も例外ではありませんでした。建築においてサステナビリティを考えることが非常に重要でした。そういったことを考えながら事務所を設立しました。



サステナビリティ

サステナビリティというと、一般的には「環境にやさしい、エコロジカルなデザ

インアプローチ」と考えがちです。しかし私たちにとってのサステナビリティとは、文化をいかにデザインに取り込むかということであり、それをいつも考えています。つまり、緑を多く取り入れるとか、再生可能なエネルギーを利用するといった手法はあくまでもテクニカルな問題解決であって、大切なのはデザインしたものが社会的にサステナブルなものであるかどうか、ということです。例えば、今ではシンガポールで当たり前になった高層住宅棟の屋上や途中の階に設けられる「スカイガーデン」ですが、自分たちが最初に高層住宅棟で屋上ガーデンを提案したときには、緑を設けてエコロジカルにすることが目的だったわけではなく、人が集まる空間をつくるのが目的でした。建築を通してどうコミュニティを育てていけるかがサステナビリティだと考えています。

一見、不合理に見える「スカイガーデン」も、シンガポールでは政府のバックアップがあるからこそ実現可能です。例えば中間層に庭園を作れば高さ制限が緩和されたりもします。デベロッパーは高さが緩和されることで、他の建物よりも高く建物を建てることができ、建物自体の価値が大幅に上がります。デベロッパーにとってもメリットがあるのです。緑を設けることでも同じようなことがあり、環境・政府・デベロッパー、共にウィンウィンの関係を築いていると言えますし、私たちがデザインを行う意義はそこにあると考えています。



WOHAのこれから

今後はもっと大きな仕事に取り組んでいきたいと考えています。事務所の規模はそのままだけでなく大きな都市計画等の仕事も視野に入れて仕事をできればと考えています。

Member's Forum

会員投稿の頁



interviewee

DP Architects

CHAN HUI MIM

TAKANAO TODO

「DP Architects」は1967年設立。

シンガポール最大の組織設計事務所で、現在の活動はシンガポールだけでなく東南アジア各国や、中東、中国、など様々な場所プロジェクトを行っている。

今回のインタビューはDirectorのCHAN HUI MIM氏と、Architectural Executiveの藤堂高直氏。



シンガポールの建築制度

シンガポールには厳しい建築基準法があります。基準法は、経済、ライフスタイル等の国のビジョンに沿っており、公共、民間プロジェクト共に法を満たす必要があるため、設計事務所にとって、法に向かい合うためのコーディネーションが大変重要になります。

まずは施工性という指標があります。政府は建築の生産性を改善することを目指し、施工性をはかるビルダビリティスコアを定めて、許可申請を下ろす機関がスコアカードにより審査します。プレファブは評価が高いのですが、特注の要望が増加しているので、この制度も変化しつつあります。

また、皆さんもご存知かと思いますが、

都市のビジョン“Garden City”から“City in a Garden”というスローガンに基づいた、建設時の厳しい緑化規制があります。緑化制度はURAとNParksが管轄しており、日本でいう建築基準法はBCAが管轄しますが、URAではある一定以上の樹木の伐採を禁止しており、設計する際には、まず既存樹木の調査から入ります。シンガポールのいくつかの建物は、屋上・バルコニー・空中庭園・壁面等の面積も含めて100%の緑化率を確保する必要があります。一方で斬新なアイデア、新しい未来のビジョンを示すと緑化率が軽減されるという柔軟性もあります。例えば途中階で緑化を取り入れると、高さ制限が緩和される場合もあります。その分、建物を高くできるので、事業者にも眺望のよりよいスペースを作れるというメリットがあります。

サステナビリティも重視されます。シンガポールも参加している京都議定書、パリ議定書において決められたCO₂削減量に基づき目標が設定されています。シンガポール国内で建設時や建築に使われている電力は31%を占め、排出されるCO₂は総排出量の16%を占めています。

「グリーンマークシステム」というLEEDの類似のシステムがあり、基準を満たしていないと建築審査にはたどり着きません。合格、シルバー、ゴールド、ゴールド+、プラチナのランクがあり、政府の建物で空調設備を有している建物はプラチナ取得が必須です。民間プロジェクトに限り、ゴールド+、プラチナには面積緩和の優遇が発生します。

シンガポールの現状

厳しい制度の話ばかりになりましたが、こういった様々な制度からユニークな特徴を持つシンガポールができたのも事実で、そこには明確な国家のビジョンがありました。建国当初は、利便、衛生、安全から始まり、現在は余暇、HUB、スポーツ。今後は「スマートネーション」です。昨年、リー・シェンロンが、我々は、スマートネーションになっていく、とビジョンを打ち出しました。「スマートネーション」とは、主にスマートテクノロジーがより良い生活、

より強いコミュニティを可能にし、すべての人にチャンスを広げることを指しています。

URAにはモデル化された都市があり、そこにアクセスすることで様々な情報に触れることができます。すでに交通の渋滞情報等は、誰でも容易にアクセスできるなど、GISモデルの構築が現在進行形で進んでおり、国家の情報だけでなく、民間のビジネスの情報も高度に統合されつつあります。

そういった、スマートな環境は日本より深刻な高齢化社会に活用できると考えられています。シンガポールは2030年代までには、1/4が65歳以上になります。この「スマートネーション」が高齢化社会をサポートしていく予定です。

シンガポールのこれから

シンガポールは皆さんが思われるほど前衛的な建物に溢れているわけではありません。プレイスメイキングな建物は、区画の中で戦略的に設計され、それらはURAが先導しています。そういった中心地は世界的な建築家を集めたDAP（デザインアドバイザーパネル）を中心にアドバイスをもらいながら計画を進めていくことになります。官民共に、重要な場所で新たに建築される場合は、DAPからデザインのアドバイスや指示があり、グローバルな建築家のデザインでさえレビューの対象となります。優れた建築はシンガポールで高く評価されると同時に、達成するための体制が整っています。



DP Architectsのこれから

現在国内の再開発はひと段落しましたので、海外のプロジェクトに注力しています。海外のプロジェクト比率は実に75%にのぼり、活動はアジア圏・中東圏を中心に展開しております。デザインファーストというスローガンのもと、活躍の場を海外に広げていきたいと考えています。

Member's Forum

会員投稿の頁



interviewee

Salad Dressing

Chang Huaiyan

「Salad Dressing」は2002年、代表 Chang Huaiyan氏によってシンガポールで設立。現在の活動はシンガポールだけでなく東南アジア各国や、カリブ海、中東、中国、など様々な場所でプロジェクトを行っている。日本ではAman Tokyoの石庭もデザインしている。



植物によって新しい空間を作る

私たちの事務所は設立から15年になります。当初は戸建て住宅など小さいプロジェクトから始まりました。

景気の上昇に伴い、コンドミニアムなど規模の大きなプロジェクトが増えていき、2006年頃から海外のプロジェクトが増え、リゾートホテルのランドスケープデザインやアートワークも行うようになりました。

我々が常に考えていることは「自然や土地の美しさを表現する」ということです。

それは決して異質なものを作り上げるということではなく、その土地に元からある

もの（ネイティブなもの）を理解し、デザインに取り入れることです。形をコピーするのではなく、「なぜそうなったか」「なぜそう感じるのか」を探ります。

話が少しそれますが、先ほど我々はネイティブなものをなるべく用いる事を重要視していると言いました。しかしながら実はシンガポール国土の80%を覆っている植物は外来種なのです。一時は95%もの原生林が失われる状況にも陥りました。何年もかけて、外来種を持ち込むことで、アイコン的な緑の風景を戦略的につくりあげたのです。

しかし、外来種の入った土地には無理が生じます。政府も現在は生物多様性を重んじ、失われた生態系を取り戻す取り組みを進めています。私たちも、土地のポテンシャルを生かし、これまでとこれからを考えた植物の選定、環境の創出を、動植物のスペシャリスト、科学者、技術者、建築家や施主とチームアップして取り組んでいます。外を見てもらえばわかると思いますが、アトリエのベランダを利用し、植物の生育環境の実験をしています。この建物は元々競馬場でした。そこをリノベーションして入居しています。大きいベランダはかつての観客席で、面白いことに、大きな屋根に覆われた日陰の環境ながら、駐車場のボンネットに反射した太陽光が屋根に再び反射して届き、結果、植物の育成に適した環境となっています。



Salad Dressingのこれから

都市における緑、人と植物の関係、微小気候（マイクロクライメント）や土地の造形変化による新しい生態系の創出に興味があります。また、植物による水質浄化（ファイトレメディエーション）といった取り組みも行っています。

シンガポールの「パーティカルグリーン」も、ただ機能として都市に持ち込むのではなく、植物が気持ちよく生き、かつ人の心にも訴えかける仕掛けづくりが大切です。

アート・エコロジー・建築・ランドスケープ・ガーデンなど様々な分野の垣根を超えた自然への畏怖を感じられる表現に取り組んでいきたいと考えています。

シンガポール視察を終えて

シンガポールにおける一連の都市開発・建築はコンパクトシティの成功例といえます。密集・多層化した都市にありがちな、殺風景な風景を避けるためにとられた手法は、都市スケール、建築スケールの両者に緑をふんだんに取り入れるという、一見シンプルな手法です。しかし、その裏に隠された綿密な戦略、マクロからミクロに及ぶ一貫した視点は私たちが住む日本でも見習わなければならない視点であると感じました。

また、シンガポールに本社を構える設計事務所の働き方や設計プロセス等をヒアリングし、私たち日本の設計事務所との違いを知ることが出来ました。

アジアのハブとして機能しているシンガポール。日本の設計業界もアジアのハブとなるよう歩みを進める必要があるかもしれません。

「建築と社会」誌

特集一覧 ●1995～2016

号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1995 vol.76	● 光がつくる 風合の世界	● 音一騒音から 播音/創音へ	● 飛騨・美濃 一まちの活性化 と地方文化	● トイレから 見た都市 文化	● トイレ空間	● 接合 ● コモタワー	● ユニバーサル デザインとは	● 私の空間 作法—会員 作品	● 新しい「都 市・建築」 の視点 *	● 建築構造と 社会の接点 ● 日建設計 *	● ライフライン と建築設備 *	● 第42回 青年技術者 ● 滋賀県建築課
1996 vol.77	● 阪神大震災 から学ぶ	● 大阪府住宅 供給公社創立 30周年記念 *	● 遠江—その 地方振興と 文化 *	● 立体駐車場 設備 ● 大建設	● 災害！非常時に 生きる法体系 ● OAPタワーズ *	● いま、プール が面白い	● 住まいの 未来像	● マルチ メディアが つくる世界	● キーコンセプト の新時代	● 最新の大規模 スポーツ競技 施設の設備	● 私の空間作法 '96 ● 九州の元気 ● りんくうの3作品	● 第43回青年技術者 ● 近畿地建営繕部
1997 vol.78	● 建築のロン グライフ化 をめざして	● 鉄ものがたり *	● 東海支部会員作品 ● 鈴沢・能登—風土・文 化とともなう—建築*	● 創立80周年記念 /建築と私と社会 —80人の眼—	● 木造建築物の伝統 技術とその将来	● 住む空間の 復興—法・制度の 運用と新たな展開へ— ● 住都公園関西支社	● 素材の不思議 ● 大阪ドーム	● 新エネルギー ● 住宅・都市 整備公団改 革への提言	● クロスワード 都市OSAKA *	● モザイク都市 の住む人たち ● 昭和設計 40周年	● 私の空間 作法 —会員作品—	● 第44回 青年技術者 ● 京都駅ビル
1998 vol.79	● 新しいまちづ くりの予感 ● 東畑建築事務所 創立65周年	● Concrete ● 九州とわたし、 そして建築	● 東海支部 会員作品 ● 信州—諏訪と その周辺—	● 街並みの演出— 最近の外構材料	● 生活環境の 安全・安心	● 地球環境 保全と建築	● 心と体を 元気にする インテリア	● 建築設備— ビルメンテナ ンスの立場から	● 建築への証 言 '98 —21世紀に 向けて	● ゆめをとめる —たえざる技術 からかわず 技術へ	● 私の空間作法 ● 2001年の医療 施設	● 第45回青年技術者 ● 駅とともに歩んだ 阪西日本の12年
1999 vol.80	● “らしさ” のデザイン ● 建築を綾どる 小粋なモノの出版人	● 大阪市都市 整備局	● 東海支部 会員作品 '99 北信濃—街並み 修景と地域文化 の再構築	● 都市の パブリック	● 関西建築界の流 れと東畑謙三の 足跡をたどる	● 大阪城天守閣 平成の大改修	● 改正建築基準法 —まちづくり・ すまいづくりへの 展開—	● 私の目でも 環境問題	● アーバンイン テリア—都市 空間としての インテリア	● 木とともに *	● 私の空間作法	● 第46回 青年技術者
2000 vol.81	● 21世紀のデザ インの動向を見る ● 安井建築設計事務 所創業75周年*	● 中国支那—しまな み海道と中国地方 の街づくり—	● 東海支部 会員作品2000 ● 越中・富山—地域文化 の振興と新たな 施設づくりの流れ	● こころを癒す 環境デザイン	● 測る—測定方法 と測定結果が 意味するもの—	● スケルトン& インフィル	● 改正建築 基準法 —パートII—	● 100年後への メッセージ ● 日建設計創業 100周年	● 来世紀に 引き継ぐ— わざ、もの、 こころ—	● 時間 *	● 私の空間作法 —会員作品— ● 21世紀の高齢 者の居住環境	● 第47回 青年技術者
2001 vol.82	● エス・ティ・ ティファニ ティーズ *	● 21世紀の建 築設計教育	● 東海支部 会員作品 ● 岐阜・大垣	● IT社会に おけるきず な	● 自然素材をめ ぐる「もの・ わざ・ひと」	● 成熟社会を さえる まちづくり	● 現代の日本 の空間・文 化を探る	● 環境—近未来に 向けて —今できること— ● 大建設—作品特集 1996～2001—	● 建 築 の 力 都 市 の 力	● 緊張 ● 都市基盤整 備公団関西 支社	● 私の空間作法 —会員作品—	● 第48回 青年技術者 ● NHK大阪放送会館 ・大阪歴史博物館
2002 vol.83	● 国土交通省 近畿地方整 備局営繕部	● 再生・リサ イクル	● 東海支部 会員作品 ● 愛知・名古屋	● 生活環境の安 全・安心 —パート2—	● 塗装の いろいろ	● 都市再生に向 けた建築基準 法集団規定の あり方	● いま、インテ リアデザインは ● 薄利リバーレ イス*	● 建築をささ えるセンサー	● 建築とボラ ンティア	● 時を超えて— サステナブル エンジニアリ ングの現在—	● 私の空間作法 —会員作品—	● 第49回 青年技術者 ● 大阪市中央 公会堂
2003 vol.84	● 東畑建築事務所 創立70周年	● 九州の地域づ くり・まちづ くり	● 東海支部 会員作品2003 ● 愛知・名古屋—の 街づくりを考える—	● サスティナ ビリティ—次世代に 引き継ぐ都市・建 築・暮らしのデザイ ナー	● 建 築 と 五 感	● 都市計画及び 建築基準法 等の改正	● コンパジョ ン—インテ リアから発信す るまちなみ—	● 介護と建築・ 設備	● 建築とノスタ ルジー—建築の主 観的価値につ いて—	● 力と楽しくつ き合う方法	● 私の空間作法 —会員作品—	● 第50回青年 技術者—青年 技術者顕彰 50年
2004 vol.85	● 大阪市住宅局	● 都市緑化	● 東海支部 会員作品 ● 愛・地球博 *	● 省リスクな 「まち再生」	● リニューア ルの技	● 地域住民主体 のまちづくり と支援制度	● Product Design+1	● 銭湯—心地 よさを求め て—	● 建築家とは 何か	● 巨大地震に そなえて	● 私の空間作法 —会員作品—	● 第51回 青年技術者
2005 vol.86	● 震災から 10年	● 「健やか」 ● 長崎医療 センター	● 東海支部 会員作品2005 ● 東海における施設づ くりへの新たな試み	● 建築の経済 化	● 住まい方 の変化	● 人工栽培	● 次世代に伝 える「木」の建 築 ● 「建築と社会」 100号記念	● 改正建築基 準法と景観 緑三法	● 火災から 守る	● 構造の過去 から未来へ	● 私の空間作法 —会員作品— *	● 第52回 青年技術者
2006 vol.87	● 都市環境デ ザインと参 加のまちづ くり	● 「地方空港 の時代」—まち と共存する空 港づくり—	● 東海支部 会員作品2006 十東海支部 特集3部作	● 都市再生の 本質—光と 影のはさま で—	● 変容する家 族形態とあ たらしいライ フスタイル	● 身近な省エネ ギー—エネルギー —をたくわえ、有 効利用する—	● 設計図が伝 えるもの	● 建築物の安 全・安心	● 第53回 青年技術者	● 「セキュリ ティ」	● もしも… —構造が未 来へつなぐ 夢—	● 私の空間作法 —会員作品—
2007 vol.88	● 光り輝く 京都の景観 まちづくり	● 学校新時代	● 東海支部 会員作品2007 十東海支部 特集3部作	● 創立90周年 記念—この 10年、これ からの10年	● あそび考	● こどわりの 創る住まい のカチ	● 住まいの設 備と空間の 移り変わり	● 建築系雑誌 が伝えるも の	● 建築基準法 等大改正	● 第54回 青年技術者	● ガラスを 考える	● 楽しい構造 の世界
2008 vol.89	● 私の空間作法 —会員作品—	● PFI事業、 その後 *	● 東海支部 会員作品2008 十東海支部 特集3部作	● まちづくり 2011年宣言	● 新ホテル物 語	● 設備に役立 つ地震対策	● 中国地方を訪 ねて見ると ● 小林聖心女 子学院	● 建築と景観 —巡って—	● 第55回 青年技術者	● 木造住宅を 巡って	● 建築において ROBOTが 活躍する日は 来るのか？	● 自然と戦う 構造
2009 vol.90	● 私の空間作法 —会員作品— ● 読者電卓 中絶線—新 断事作と島嶼断事—	● 水の都にぎ わのある未 来に向けて	● 東海—TOKAI オムニバス	● 楽しい福祉	● 体 感 す る インテリア	● 建築空間が 求める空気 環境 (空気 質)	● 建築と水	● 実用レベル で展開され る施工管理 のIT化	● 第56回 青年技術者 *	● 地域の歴史 資産を活か したまちづ くり	● 第16回 会員作品特集 “私の空間作法”	● 構造家日記 —頭の中を のぞいてみ たら—
2010 vol.91	● 創業110周年 記念特集 NIKKEN SEKKEI	● 建築とエコ 技術	● 東海支部復活 50周年記念号 東海—TOKAI オムニバス	● 食と建築・ 都市	● ホスピタリ ティのある ケア空間	● 太陽光発電	● 建築と石	● 再生・受け 継ぐ・繋がる *	● 第57回 青年技術者	● 建築ストック 社会の形成 への展望	● LED照明の活 用—将来を考 える—人・地球 への思いやり—	● 東京スカイ リ
2011 vol.92	● URBAN+近第一回地 スック再生実践試案—ス トック活用時代の夜明け 第17回 会員作品 “私の 空間作法”	● BIMは設計 を変革する か？	● 東海支部復活 50周年記念号 東海—TOKAI オムニバス	● まちなかの サードプレイス	● 変遷する “身の置きど ころ”	● ECO—建築 設備が出来る ECO技術—	● 建築と土	● 鉄道駅に注 目する	● 第58回 青年技術者	● 火災に強い 建築を考 える	● コンクリート という素材	● 構造教育と 社会
2012 vol.93	● 自然災害に 立ち向かう 力を求めて	● 今、私が思 う「和」	● 東 海 支 部 特集	● 第18回 会 員作品 “私の 空間作法”	● 中国市場に 挑む	● ZEB 零エネルギー・ビルを 目指して—低炭素社会 の実現に向けて—	● 建築と窓	● 巨大地震に 備える	● 第59回 青年技術者	● 超高齢社会 に求められる 住まい	● 歴史的建造 物の保存活 用	● 身のまわり の 世 界 の 「構造」を探 る
2013 vol.94	● 東畑建築事務所 創立80周年 —35のまなざし ● 脱成長の時代を 考える	● “らしくない” 空間 ● 小特集 ● 中之島フエス ティバルタワー	● 東 海 支 部 特集	● 第19回 会 員作品 “私の 空間作法”	● コミュニティ の “かたち” —人 と人のつながり を再考する—	● 無駄から見 える節電	● 第60回 青年技術者	● グランプロ ント大阪	● 素材として の建築	● 建築に携わ るものに求 められるこ と	● 木の街をつ くる	● 実験
2014 vol.95	● エリアマネ ジメントの 新展開に向 けて	● 融合する空 間 — 新 た なる試み—	● 東海支部特集 ● 小特集 「[ABENO REBORN]」	● 第20回 会 員作品 “私の 空間作法”	● オフィスビ ル設備の変遷 とこれから	● オフィスの これから	● 第61回 青年技術者	● 建築と時間	● 省エネ・低 炭素のこれ から	● 大阪・上町台地・ ● 複層・高度化す る建築とその技 術について	● でっかいもの はすごいぞ	● 安井建築設 計事務所 90周年
2015 vol.96	● フォー・オー ールの時代 に向けて	● 場をつくる— プログラムの 挑戦—リノベ ションのリアル	● 支 部 復 活 55周年記 念号 東海支 部特集	● 第21回 会 員作品 “私の 空間作法”	● あかり・文 化・創造	● これからの 学びのかた ち	● 第62回 青年技術者	● 建築の価値	● 空き家と向 き合う	● 職人がい なくなる!! リノベーション と10年後に 備えて	● 形態にあら われた構造	● 「図面」を変 える—BIMの深 化が誘う建設 プロセスの変 革—
2016 vol.97	● 都市の記憶 をたどって	● 非日常の棲 み処—寝泊 まりの進化	● 東 海 支 部 特集	● 第22回 会 員作品 “私の 空間作法”	● 人の移動・ 物の移動・ 情報の移動	● 第63回 青年技術者	● おもてなし と建築	● UR都市機構 西日本支社— 暮らし輝く先 駆けのまちづ くり	● 人口減少 社会のまち づくり	● 見えないもの を語る—新 技術による施 工管理・検査 システムへの 展開—	● 構造を支 える人と技 術のつなが り	● ボーダレス —消失する 境界と拡張 する領域

* は欠号

大正6年3月に誕生した日本建築協会
(当時・関西建築協会)の、機関誌
は大正6年9月に「関西建築協会雑誌」
と題して創刊された。大正8年に「日

本建築協会雑誌」、さらに1年後には
「建築と社会」と改題し、今日に至
っている。
取り上げてきた特集テーマは下記のと

おりで、バックナンバー購入希望は、
日本建築協会事務局 (TEL 06-6946-
6981、FAX 06-6946-6984) まで。
販売価格は1,230円(税込・送料別途)。

* は欠号

information

1 絹谷幸二
色彩とイメージの旅

《喝破》2015年

日本の美術界において、第一線で活躍している作家の一人である絹谷幸二は、1966年に東京藝術大学美術学部油画科を卒業後、同大学院の壁画科へ進学し、アフレスコの研究に邁進した。1970年、アフレスコの講義のために来日したブルーノ・サエッティとの出会いをきっかけに、翌年イタリアへ留学してヴェネツィア・アカデミアに入学し、サエッティのもとでアフレスコ古典画法および現代アフレスコの研究に取り組んだ。帰国後、《アンセルモ氏の肖像》で画家の登竜門と言われた安井賞を歴代最年少で受賞。アフレスコ技法による色彩豊かで、エネルギーに満ち溢れた画面によって、独自の画風を確立した。劇画の要素を絵画表現へと取り込んだことで、画壇に新風を吹き込み、新しい絵画ジャンルを切り開くなど日本の文化発展にも寄与した。独立展を主たる発表の場としながら、国内で数々の個展を開催しており、現在に至るまで精力的な活動を展開している。2001年、日本芸術院会員に任命され、2014年には文化功労者に選出されるなど、今後ますますの活躍が期待されている。

また、絹谷は子供の教育に高い関心を持っており、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えるために日本芸術院が行っている「子供 夢・アート・アカデミー」にも積極的に関わっている。さらには、日中観光文化交流団の団長として中国を訪問するなど、国境を越えた文化交流においても重要な役割を果たしている。本展覧会は、絹谷幸二の初期から現在に至る代表作を展示するとともに、素描や陶芸、ガラス作品に至るまで、この画家の多彩な活動の全貌に迫ろうとするものである。また、本展覧会のために制作した京都を題材とした新作や展覧会初公開作品のほか、絹谷作品の世界観を映像化した3面スクリーンの壮大な作品も出品され、絹谷芸術を堪能できるまたとない機会となるだろう。

期 間 8月22日(火)～10月15日(日)
前期：8/22～9/18 後期：9/20～10/15
9：30～17：00（金・土曜日は21：00まで）
※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日（ただし9/18、10/9は開館）
9/19、10/10

会 場 京都国立近代美術館 3階 企画展示室
京都市左京区岡崎円勝寺町26-1
TEL.075-761-4111

観 覧 料 一般1,400円、大学生900円、高校生500円
＊中学生以下無料
＊障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は無料

2 魔法の美術館
～見て、ふれて、遊べる体感型アート～

21世紀に入り、コンピュータなどは一般に浸透して、私たちにとって特別なものではなくなった。それはアートシーンにも少なからず影響を与えている。これまで美術作品は筆や彫刻刀によって生み

《色のある夢》藤本直明
©naoaki FUJIMOTO

出されていたが、コンピュータを使って創作できるようになったことで、表現方法の可能性は飛躍的に広がった。このような環境の中で生まれてきたのがメディアアートであり、それが近年さらに「体感型アート」と呼ばれる作品へ進化している。本展は、数々のアーティストが創り出した魔法のような世界を体感できる展覧会。人の動きに合わせて、色とりどりの光や影のモチーフ、映像、音が変化し、鑑賞者と作品がまるで会話するように楽しむことができる。

全作品撮影OK！魔法のような作品たちに大人も子供も夢中になろう。

期 間 9月3日(日)まで
10：00～17：00
※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 なし

会 場 大阪文化館・天保山（海遊館となり）
大阪市港区海岸通1丁目5-10
TEL.050-5542-8600（ハローダイヤル）

観 覧 料 一般1,300円、高大生800円、小中生500円
＊障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は半額

information

3 雪村 一 奇想の誕生

雪村は、室町時代後期から戦国時代にかけて、東国で活躍した画僧である。常陸国（茨城県常陸大宮市）の武家・佐竹氏の一族に生まれたが、幼くして禅寺に出家し、多くの絵画に接したと考えられている。50歳頃から関東各地を遊歴、会津（福島県）から小田原、鎌倉（いずれも神奈川県）では北条氏の持つ中国画や寺院に伝来する作品に学び、独創的な表現を確立していったと思われる。60歳代半ばから会津、三春（福島県）を行き来しながら、多くの傑作を生み出し、80歳代後半まで衰えぬ筆力で描き続けた。



呂洞賓図（りょうとうひんず）
個人蔵
展示：8/22～9/3

雪村が生きた時代、画は中国画を手本にするのが当然であった。しかし、雪村の描く人物画や山水画は、伝統的な様式をはみ出して、破天荒でドラマティックなものが多く、若冲、蕭白、芦雪、国芳などに評される「奇想」の端緒を、雪村に位置付ける所以はここにある。一方、動植物を題材にした作品は、写実的で、生き物に対する慈しみや、細やかな感性が感じられ、変幻自在ともいえる作風を持っていたのである。

雪村の生涯は謎が多く、独創的な画風をどのように築いていったかははっきりしないが、関東・東北の諸大名家に多くの作品が伝わることから、当時高い評価を受けていたことは間違いない。また、尾形光琳は雪村を好み、その画を丁寧に模写し、雪村が使ったといわれる石印まで所有していた。近世には狩野派の絵師が雪村画を粉本（手本とした模写）として継承し、近代日本画の父と称される狩野芳崖や橋本雅邦は雪村作品をいくつも模写して独自の表現を研究した。

本展覧会は、海外からの里帰り作品を含む雪村の主要作品約80件に、雪村から大きな影響を受けた後代の関連作品約30件を加えた、過去最大規模の回顧展となる。知られざる戦国の画僧・雪村の魅力をお楽しみいただきたい。

※会期中展示替えあり

期 間 8月1日(火)～9月3日(日)
10:00～17:00

※入館は16:00まで

休 館 日 月曜日

会 場 MIHO MUSEUM

滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷300

TEL.0748-82-3411

観 覧 料 一般1,100円、高大生800円、小中生300円

4 夏季特別展 オバケ絵大博覧会

幽霊、妖怪、モノノケ…呼び方はいろいろあるけれど、ある日突然現れる「すこしふしぎ」なやつら。

もしかしたらあなたの隣に住んでいるかもしれない、そんなオバケたち…。

特に現代よりもはるかに暗い暗い夜の闇で起こる奇奇怪怪な出来事に対して、江戸の人々は、怨念にとらわれたお岩やお菊の亡霊、大江山に住む酒呑童子、化け猫や九尾の悪狐、釣り上げるのも困難な大鯉、妖術で現れる大蝦蟇や妖術を人間に授ける土蜘蛛など、さまざまな魑魅



葛飾北斎「百物語 さらやしき」

魍魎を見出していた。そんな浮世絵が、「ぶんぱく」こと明石市立文化博物館になんとこの夏ゾクゾク大集合。

本展では葛飾北斎、歌川広重、歌川国芳などの絵師たちによる、想像力にあふれたオバケ浮世絵を展示するほか、ぶんぱくにオバケ屋敷も登場する。

期 間 9月3日(日)まで

9:30～18:30（オバケ屋敷は10:00～17:00）

8/12・19・26は夜間開館につき9:30～20:00

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 会期中無休

会 場 展覧会…明石市立文化博物館 1階特別展示室

及び2階ギャラリー

オバケ屋敷…明石市立文化博物館 2階大会議室

兵庫県明石市上ノ丸2-13-1

TEL.078-918-5400

観 覧 料 一般800円、高大生600円

※中学生以下無料

※シニアいきいきパスポート提示で無料

※65歳以上の方、障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は半額

本欄掲載の1～4の美術館等の招待券ご希望の方は、電話等で申し込み後、招待券送付用の切手（82円）を日本建築協会事務局までお送りください。

日本建築協会

月間の動き

平成29年 6月

総会
定時総会 6月23日（金） 15：00～15：50 出席者 香西会長ほか 議 事（1）平成28年度事業報告 （2）平成28年度収支決算報告 （3）平成28年度公益目的支出計画 実施報告 （4）平成29年度事業計画 （5）平成29年度収支予算 （6）役員候補者選任

理事会
第1回通常理事会 6月8日（木） 15：00～15：50 出席者 香西会長ほか 議 事 総会と同じ 第1回臨時理事会 6月23日（金） 16：00～16：10 出席者 香西会長ほか 議 事（1）会長選任 （2）役付役員選任 （3）常任理事ならびに常設委員長 委嘱 （4）理事の会務分掌

評議員会
定時評議員会 6月8日（木） 14：00～14：50 出席者 香西議長ほか 議 事（1）評議員会副議長互選 （2）役員候補者推薦 報 告 平成28年度事業報告、平成28年 度決算報告、平成29年度事業計 画、平成29年度収支予算

編集委員会
第3回広告企画・編集合同委員会 6月12日（月） 18：00～19：30 出席者 勝山委員長ほか5名 議 事（1）7月号特集 100年前の建 築、100年後の建築（建築計 画の観点から） （2）8月号特集 観光立国を目指 した宿泊施設について （3）9月号特集 100年前の建 築、100年後の建築（施工・ 材料の観点から） （4）10月号特集 広告編集委員会の 企画 （5）11月号特集 関西で木と生きる （6）12月号特集 案①時間軸に挑 むクリエイター達～時をデザ インすること 案②こだわりの空間料理人 （7）広告依頼先検討 （8）その他 ・東畑建築事務所85周年 ・来年度の表紙

第1回計画系分科会 6月30日（金） 18：00～20：30 出席者 田中幹事ほか4名 議 事（1）2017年度特集の企画 第3回インテリア・住宅系分科会 6月9日（金） 19：10～20：05 出席者 黒柳幹事ほか3名 議 事（1）2017年度特集の企画 第3回構造分科会 6月1日（木） 18：00～19：15 出席者 伊藤幹事ほか6名 議 事（1）構造の頁の企画 （2）2017年度特集の企画 第2回設備分科会 6月7日（水） 18：10～19：05 出席者 橋本幹事ほか5名
--

議 事（1）「建築と社会」賞受賞 （2）2017年度特集を振り返って 第3回法令分科会 6月28日（水） 15：00～17：00 出席者 磯林ほか5名 議 事（1）法令コーナーの企画 （2）2017年度特集の企画 第3回作品作風小委員会 6月22日（木） 19：00～20：00 出席者 稲垣委員ほか3名 議 事（1）作品の選定 （2）作品の掲載状況、予定の報告 （3）gallery掲載報告、予定 （4）その他

事業委員会
U-35小委員会「talk baton 11」 6月8日（木） 19：45～21：30 参加者 平岡委員ほか9名 ゲスト 上田慎一郎 第3回U-35小委員会 6月21日（水） 18：30～ 出席者 三谷リーダーほか11名 議 事（1）体制変更について （2）活動／予定 （3）次回予定／その他

出版委員会
第3回出版委員会 6月27日（火） 18：00～19：30 出席者 西委員長ほか6名 議 事（1）既刊書籍経過報告 （2）制作進行中の書籍 （3）今後の出版テーマ （4）出版記念講演会 （5）既刊書籍を用いた講習会の企画

教育委員会
大阪府住まい・まちづくり普及協議会 通常総会及び全体会議 6月16日（金） 10：30～12：00 報告・議題 【総会】 議案 （1）役員の選出 （2）平成28年度事業報告 （3）平成28年度決算報告・監査報告 （4）平成29年度事業計画 （5）平成29年度事業予算 （6）規約の改定 【全体会議】 報告・議題 （1）出前講座の実施 （2）その他・次回の日程

100周年関連事業委員会
10年委員会 6月13日（火） 18：30～20：00 出席者 設楽委員長ほか6名 議 事（1）「Happy birthday dear A building！」今後の展開 （2）委員会の再構成と今後の活動

講演会
6月23日（金） 16：30～17：30 講 師 遠藤克彦（遠藤克彦建築研究所） 参加者 60名

表彰式
青年技術者及び「建築と社会」賞表彰式 6月23日（金） 17：40～18：45 参加者 120名

懇親会
会員交流懇親会 6月23日（金） 18：50～20：30 参加者 120名

編集委員会（平成29年度）

■副会長 米井 寛 本多 友常 ■編集担当理事 ◎勝山 太郎 佐藤 榮一 杉本 浩 竹中 統一 西 博康 松崎 公一 船越 淳久 吉村 英祐 香西喜八郎 ■副委員長 ○戸川 勝之 ■特集小委員会 ■計画分科会 ★計画系 飯田 匡 鈴木 克彦 △田中 直人 松田奈緒子 三宅 次郎 守井 辰 吉村 英祐 ★建築計画系 神戸 嘉也 桑原 悠樹 下坂 浩和 △中辻 浩介 東 拓郎 樋口 展寛 松岡 英緯 三谷 帯介 米山 剛史 渡部 剛 ★インテリア・住宅系 赤川貴世友 今井 充彦 岩田 圭司 川合 隆之 河西 孝平 △黒柳 亮 塚口 洋之 ペリー史子 ■構造分科会 △伊藤 栄治 岡田 健 岸本 光平 司馬 勢也 瀧野 敦夫 角田 耕一 前沢 皓生 宮久保秀樹 向井 洋一	■設備分科会 有尾清二郎 木谷 晃之 北野 勝也 佐々木章二 寺井 千佳 夏井 重行 △橋本 直樹 榊井 貴廣 宮崎ひろ志 森山 正和 山本 雅洋 ■施工材料分科会 △東 琢 木谷 在憲 桜井 和男 高橋 秀一 藤丸 啓一 山口 紀宏 山崎 順二 吉田 正友 ■法令分科会 磯林 雅之 黒川 正樹 河野 学 △小林 智成 武田 知士 ■作品作風小委員会 東井 嘉信 居内 章夫 池上 明 稲垣 和江 太田 栄治 ▲加嶋 章博 菊池 浩輔 倉渕奈千子 澤田 純一 高木 秀晃 鞆野 淳司 西田 佳代 芳谷 晴彦 平野 尉仁 増田 敬彦 ■広告企画小委員会 小川 雄介 小山 昭 金築 雄 野山 将男 藤田 昌宏 ▲前田 衛 山辻 直樹 (順不同) ◎委員長 ○副委員長 ▲小委員会委員長 △幹事
--	--

印 刷 2017年7月27日
発 行 2017年8月1日
発 行 人 一般社団法人日本建築協会
大阪市中央区大手前1-7-31
電 話 06-6946-6981
印 刷 所 榊中島弘文堂印刷所
デザイン 多田正治（多田正治アトリエ）
定 価 1230円（税込）

**お客様の抱える問題やニーズに
より速やかに、より丁寧に対応するために**

企画・デザイン、制作、製版、印刷

株式会社 中島弘文堂印刷所

本 社 〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号
TEL.06-6976-8761 / FAX.06-6976-8765

東京支社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目4-2 風雲堂別館ビル2階
TEL.03-3526-5580 / FAX.03-3526-5582

<http://www.n-kobundo.co.jp/>

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社 日本電気化学工業所

<http://nacl.jp> E-mail: sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町2丁目7番26号 NACLビル2階

TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632

東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目6-7

TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

年間広告のご案内

会誌「建築と社会」では、後付部分に
広告スペースを設けております。

1年を通じて、社名広告を掲載されませんか？

掲載期間：4月号～翌年3月号までの1年間

掲 載 料：48,000円（消費税込み）

サ イ ズ：1/12頁（タテ40mm×ヨコ90mm）

※毎月掲載誌をご送付します。

※原稿は1年間同じ原稿を使用します。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本建築協会 内山・井筒

TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984 E-mail：koukoku@aaaj.or.jp

図解 住まいの寸法

暮らしから考える
設計のポイント

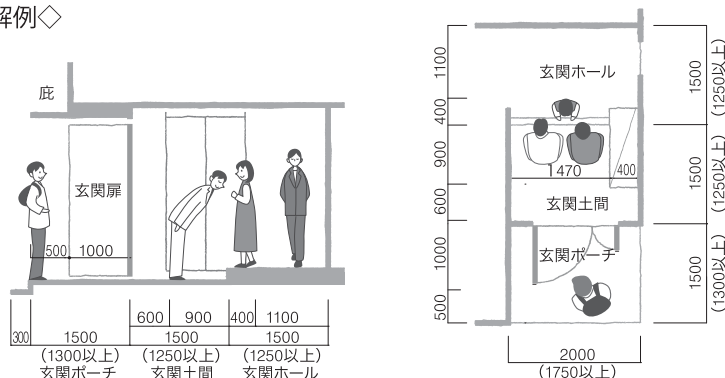
洗面室の窓の高さは2.0m超でプライバシーと防犯性向上

玄関の靴箱は4人家族で棚延長10m(50足分)

子供室は足掛け+800mmの手すり追加で転落防止
...etc.

13の空間の機能と要素から、 生活行為に適した寸法を図解

◇図解例◇



堀野和人・黒田吏香 著/日本建築協会 企画
A5判・200頁・定価 本体2600円+税

学芸出版社

〒600-8216 京都市下京区木津屋橋通西洞院東入

Tel 075-343-0811 <http://www.gakugei-pub.jp/>
Fax 075-343-0810 E-mail info@gakugei-pub.jp

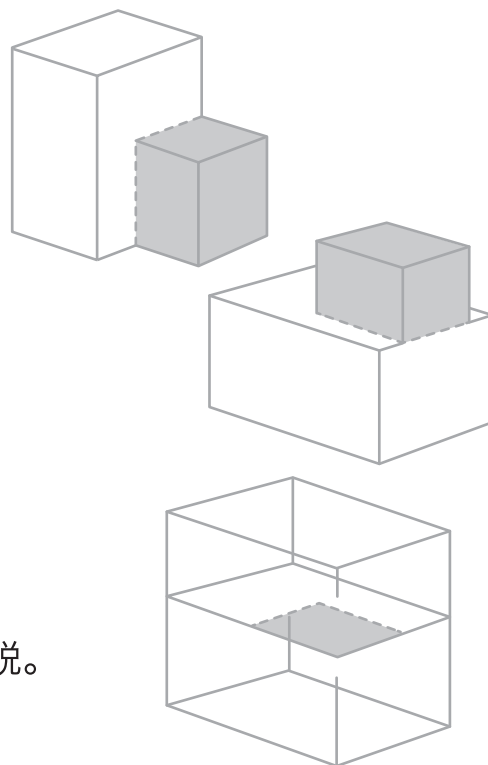
図解 一発で通す! 確認申請

Q&Aでわかる新築・増改築のポイント

日本建築協会 企画 定価 本体3200円+税
野口 元・平沢隆志・仲本尚志 著 B5判・192頁

増改築・リニューアル関連のポイントも手厚く解説。
申請業務の効率化と提案力のアップに必携の一冊。

申請する側&審査する側のプロが徹底図解



学芸出版社

〒600-8216 京都市下京区木津屋橋通西洞院東入
TEL 075-343-0811 FAX 075-343-0810

E-MAIL info@gakugei-pub.jp
HP <http://www.gakugei-pub.jp/>